

令和 7 年 度 版

廃棄物処理事業概要

(令和 6 年 度 実 績)

岐阜市環境部

「 環 境 都 市 宣 言 」

自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山。豊富で清浄な水をたたえ、1300 年以上の鵜飼の伝統が今も続く清流長良川。岐阜には先人たちが大切に守り育て、受け継いできたかけがえのない自然があります。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、さらによりよいものとして次代に引き継がなければなりません。

いま、自然の持つ復元力を超え、地球規模での広がりを見せる汚染や環境破壊が問題とされています。求められるのは、一人ひとりの日常生活や社会経済活動が、環境への負の要因となっていることを認識し、環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するための積極的な行動です。

そこで、私たちは

- 1 自然との共生、共存をはかり、快適環境を創出します。
- 1 循環型社会をめざした、事業活動や市民生活を構築します。
- 1 地域の環境作りに、自ら積極的に取り組みます。

これらを基本に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指します。

今後も、市民、企業、行政が一体となって、地球環境の保全と、心安らぐ都市環境を目指して、まちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言します。

平成 14 年 9 月 8 日

岐阜市

廃棄物処理事業概要目次

一般廃棄物処理計画	1	4 浄化槽事業	
		(1) 浄化槽について	61
		(2) 関係業者	63
		(3) 指導状況	63
		(4) 啓発の状況	63
		(5) 浄化槽設置整備事業	64
環境部廃棄物処理事業概要		産業廃棄物	
1 組織機構	2	1 産業廃棄物処理の経緯と現状	65
2 予算及び原価		2 産業廃棄物について	66
(1) 一般会計予算	3	3 法による規制	
(2) 廃棄物発電事業特別会計予算	4	(1) 産業廃棄物処理業の許可	66
(3) 一般廃棄物処理原価	4	(2) 廃棄物処理施設の設置許可	67
ア ごみ処理原価内訳	5	(3) 基準の遵守	67
イ し尿処理原価内訳	6	(4) 多量排出事業者の義務	67
3 施設・車両		(5) 産業廃棄物管理票に係る義務	
(1) 施設	7		67
(2) 車両	16	(6) 条例に関すること	68
(3) 施設の処理フロー	17	(7) 産業廃棄物処分業者の年間取扱実績	69
ア 東部クリーンセンター	17		
イ 掛洞プラント	19		
ウ 寺田プラント	20		
エ 大杉一般廃棄物最終処分場	21		
4 岐阜羽鳥衛生施設組合	23		
一般廃棄物		岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案	
1 ごみ処理事業		1 事案の概要	70
(1) 令和6年度実績	27	2 事案発覚からの対応	
ア 概要	27	(1) 事案解決の3原則	70
イ ごみ処理施設関係調査結果	28	(2) 各種調査の実施及び対策内容の検討	71
ウ 排出元と収集体制	29		
エ 発生したごみの最終的な処理	29	3 特定支障除去等事業の概要	
オ ごみの内訳	30	(1) 生活環境保全上の支障又は支障の おそれ	71
カ ごみ処理フロー	31	(2) 支障又は支障のおそれの除去方法	72
(2) ごみ処理事業の概要	33		
ア 組織体制	33	(3) 事業の実施範囲	72
イ ごみ量・ごみ質	36	(4) 対策工事の概要	72
ウ 排出～収集・運搬	38	(5) 対策工事の完了	75
エ 処理・処分	43	(6) 対策工事前後の現場状況	75
オ 指導・啓発	46	(7) 事業費	76
カ 不法投棄対策	47	4 責任追及と再発防止策	
キ その他関連事業	48	(1) 不法投棄行為者・排出事業者等に 対する責任追及	76
2 循環型社会の推進		(2) 行政対応の検証と再発防止策	77
(1) 岐阜市分別収集計画	51		
(2) 家庭系ごみの減量	51	5 事業完了後の措置	78
(3) 事業系ごみの減量	55		
(4) ごみ減量・リサイクル啓発事業	56		
3 し尿処理事業		例規	79
(1) 概要	58	廃棄物処理事業のあゆみ	80
(2) 収集・運搬	59		
(3) し尿・浄化槽汚泥処理	60		
(4) 公衆便所	60		
(5) し尿処理手数料の変遷	60		

□一般廃棄物処理計画

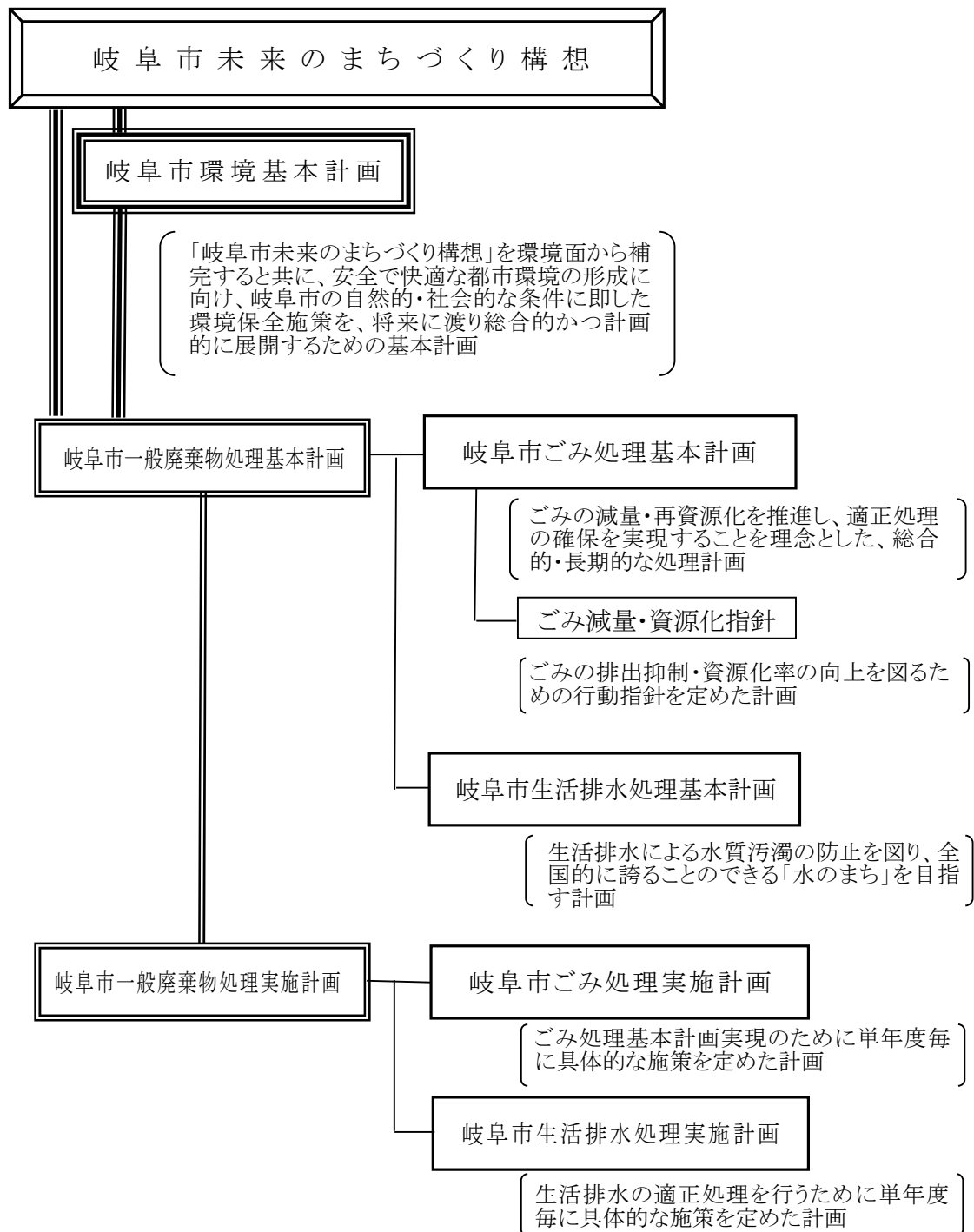
1 □一般廃棄物処理計画

■処理計画の体系図

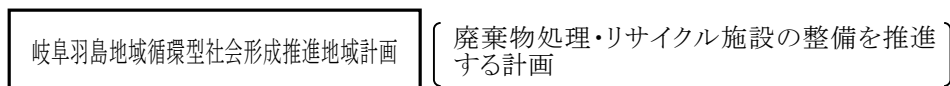
一般廃棄物（普通ごみ・粗大ごみ・事業系普通ごみ）は、市町村の区域内での処理を原則とし、市町村には統括的処理責任があります。

岐阜市の一般廃棄物の処理は、下記の政策体系により計画実施されています。

＜岐阜市＞



＜岐阜市・笠松町・岐南町・羽島市＞ ※岐阜羽島衛生施設組合→23 ページ

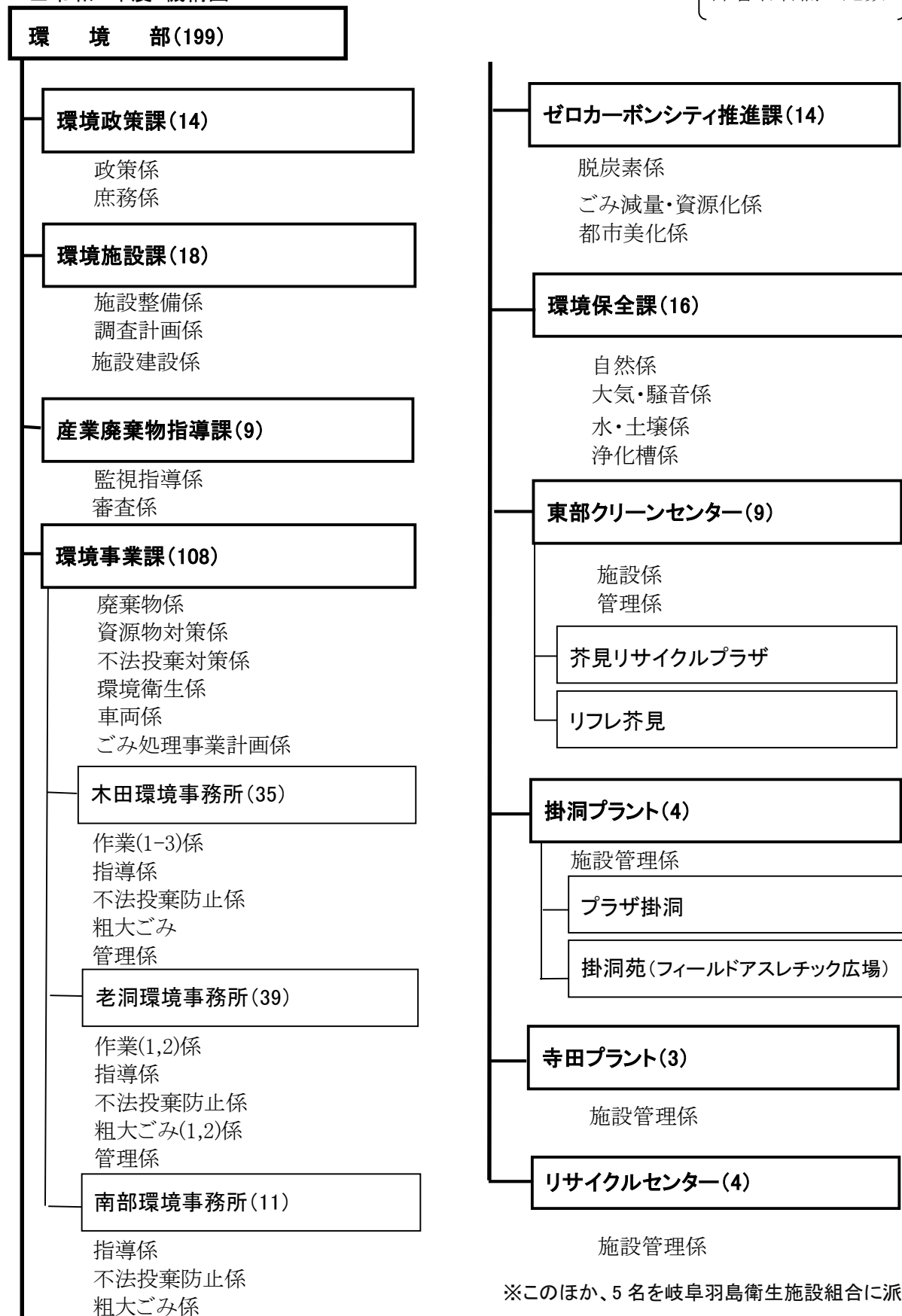


□環境部概要

1 組織機構

■令和7年度 機構図

〔 部署名右欄：定数 〕



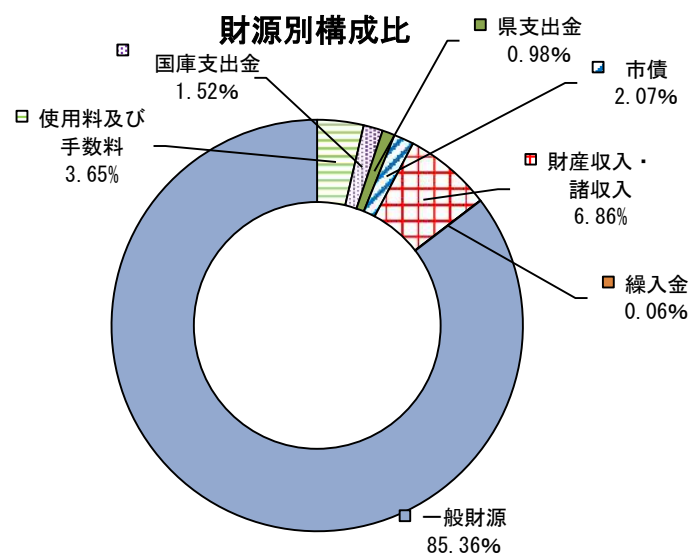
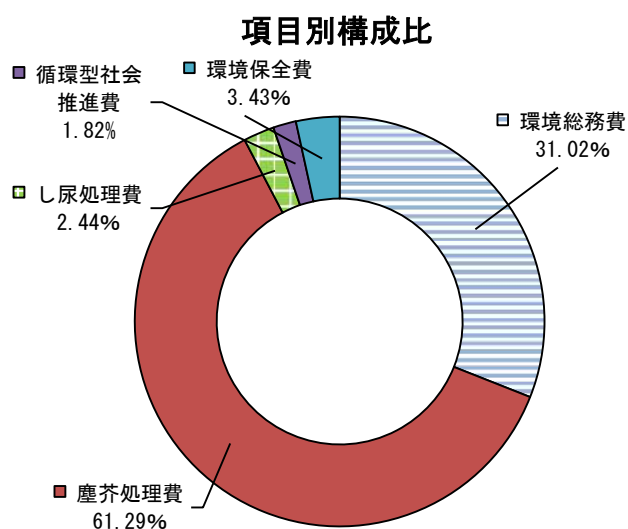
2 予算及び原価

(1)一般会計予算

■廃棄物処理事業予算内訳(令和7年度当初)

項目	予算額	特定財源						一般財源
		使用料及び手数料	国庫支出金	県支出金	市債	財産収入・諸収入	繰入金	
環境費	7,511,093	274,220	113,962	73,508	118,300	515,038	4,277	6,411,788
環境総務費	2,329,813		4,575					2,325,238
塵芥処理費	4,603,778	240,837	10,833	2,654	113,900	512,037		3,723,517
し尿処理費	183,562	33,149			4,400	20		145,993
循環型社会推進費	136,527					1,081	4,277	131,169
環境保全費	257,413	234	98,554	70,854		1,900		85,871

(単位:千円)



■廃棄物処理事業費予算の推移

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
環境総務費		2,253,042	2,207,601	2,110,792	2,081,250	2,085,346	2,163,473	2,329,813
塵芥処理費		3,005,891	3,639,917	6,211,862	3,704,676	4,158,818	4,295,074	4,603,778
し尿処理費		176,290	219,942	209,822	195,453	207,188	231,014	183,562
計	(A)	5,435,223	6,067,460	8,532,476	5,981,379	6,451,352	6,689,561	7,117,153
(指数)		(100)	(112)	(157)	(110)	(119)	(123)	(131)
一般会計予算額	(B)	172,050,000	179,010,000	177,330,000	175,230,000	179,890,000	186,040,000	197,100,000
率(%)	(A)/(B)	3.2%	3.4%	4.8%	3.4%	3.6%	3.6%	3.6%

(単位:千円)

※令和元年度組織改編により、令和元年度以降の環境総務費には自然共生費を含む。

(2) 廃棄物発電事業特別会計予算

■予算額の推移

(単位：千円)

	特定財源/事業収入の充当内訳						
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
事業収入(電力売却収入)	243,000	270,000	189,000	257,500			
繰越金	40,000	50,000	21,000	0			
諸収入	0	2,100	0	6,700			
廃棄物発電事業費	173,937	172,868	172,975	156,859			
公債費	0	0	0	0			
一般会計繰出金	109,063	149,232	37,025	107,341			

(単位：千円)

※廃棄物発電による東部クリーンセンターの余剰電力の売却契約と岐阜市庁舎などの電力供給契約を一体化するに当たり、廃棄物発電事業特別会計を廃止し、一般会計に移行する。

(3) 一般廃棄物処理原価

■ごみ処理原価の推移

	収集・運搬				中間処理			最終処分	総量に対する原価
	普通ごみ	粗大ごみ※	都市美化ごみ	ビン・カン ペットボトル	リサイクルセンター	破砕	焼却	埋立	
R1	23,975	273,895	19,890	24,097	37,845	28,259	11,834	6,404	34,191
	29,576				13,792				
R2	22,830	277,273	13,708	40,379	36,575	28,643	11,392	7,242	35,305
	35,305				13,508				
R3	23,344	283,017	13,368	41,296	40,538	17,543	12,241	8,417	35,784
	31,073				13,734				
R4	22,124	312,067	17,245	46,903	35,742	20,392	12,602	11,067	40,114
	36,404				14,829				
R5	22,273	341,542	17,794	48,062	36,902	29,204	14,843	9,650	43,205
	37,636				17,326				
R6	26,242	363,509	19,826	55,044	39,950	30,725	15,292	13,950	47,758
	43,040				17,985				

※外部処理にかかる経費は粗大ごみ収集運搬に含む。(単位：円/t)

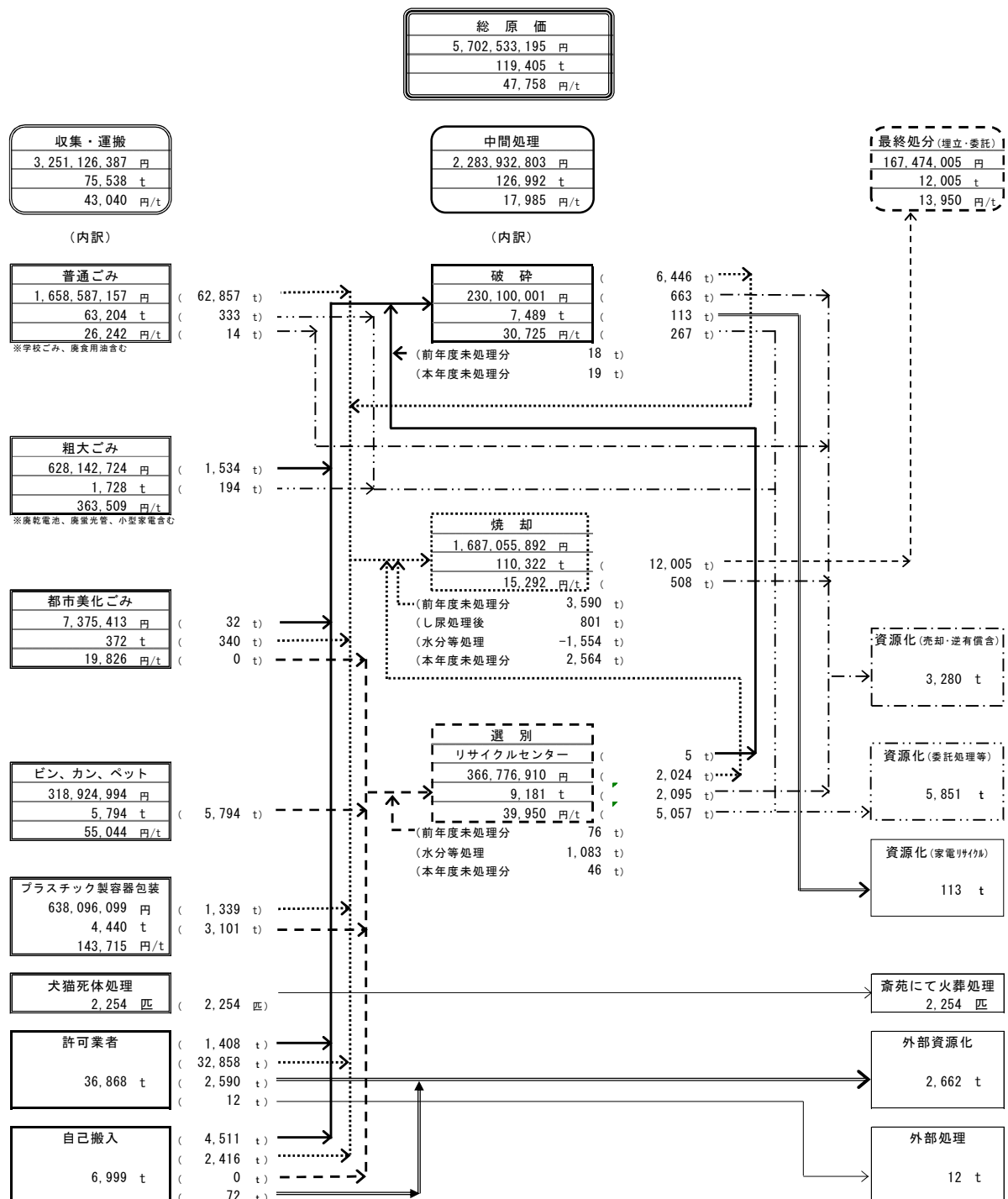
※ビン・カン・ペットボトルは、全面委託に伴い、令和2年度以降原価の算出方法が異なる。

■し尿処理原価の推移

(単位：円/kℓ)

	収集・運搬		処理・処分		総量に対する原価	
	し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥
R1	22,746	-	12,236	3,590	33,369	3,748
R2	20,463	-	9,797	3,787	30,260	3,787
R3	19,618	-	11,875	3,732	31,493	3,732
R4	20,385	-	9,244	3,679	29,629	3,679
R5	24,528	-	17,644	4,292	42,172	4,292
R6	25,337	-	15,244	4,740	40,581	4,740

ア 令和6年度 ごみ処理原価内訳



イ 令和6年度 し尿処理原価内訳

(ア)し尿

収集・運搬
85,999,486 円
3,394.2 kℓ
25,337 円/kℓ

直営
47,867,352 円
966.3 kℓ
49,538 円/kℓ

委託(岐阜地域)
36,069,102 円
2,271.4 kℓ
15,880 円/kℓ

委託(柳津地域)
2,063,032 円
156.6 kℓ
13,174 円/kℓ

衛生センター 処分(し尿)
51,742,441 円
3,394.2 kℓ
15,244 円/kℓ

し尿 処分合計
51,742,441 円
3,394.2 kℓ
15,244 円/kℓ

浄化槽汚泥 処分合計
203,191,427 円
42,865.1 kℓ
4,740 円/kℓ

(イ)浄化槽汚泥

収集・運搬
- 円
42,865.1 kℓ
- 円/kℓ

衛生センター 処分(浄化槽)
46,440,559 円
3,045.3 kℓ
15,250 円/kℓ

衛生センター 合計
98,183,000 円
6,439.5 kℓ
15,247 円/kℓ

寺田プラント 処分
156,750,868 円
39,819.8 kℓ
3,937 円/kℓ

寺田プラント 合計
156,750,868 円
39,819.8 kℓ
3,937 円/kℓ

収集・運搬

処分

処理部門
処理費
処理量
処理単価

し尿処理 総原価
137,741,927 円
3,394.2 kℓ
40,581 円/kℓ

浄化槽汚泥処理 総原価
203,191,427 円
42,865.1 kℓ
4,740 円/kℓ

処理処分 合計
254,933,868 円
46,259.3 kℓ
5,511 円/kℓ

(1)施設

掛洞プラント

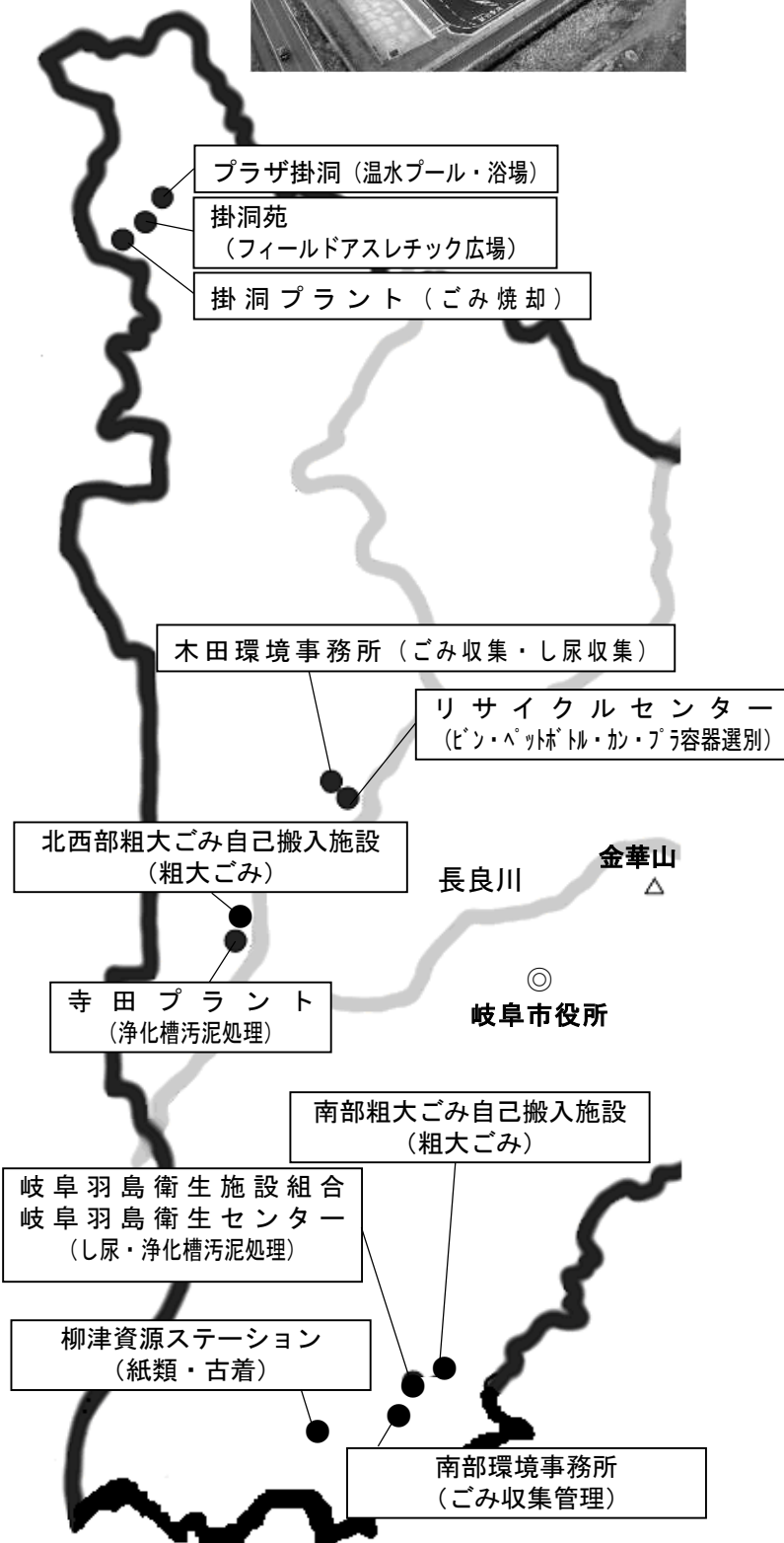


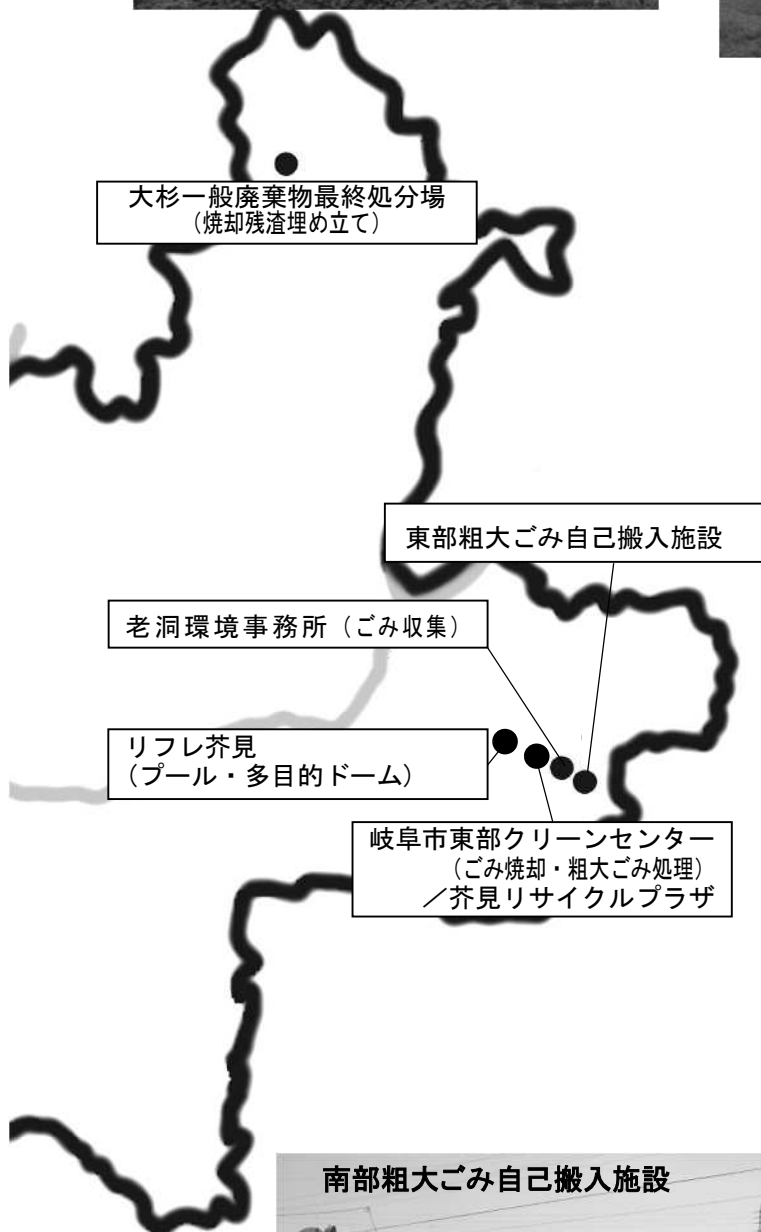
プラザ掛洞

北西部粗大ごみ自己搬入施設

寺田プラント

リサイクルセンター





■環境事務所

名 称	木田環境事務所	老洞環境事務所	南部環境事務所
所 在 地	岐阜市木田 5 丁目54-1	岐阜市芥見 6 丁目394	岐阜市柳津町宮東 1 丁目1
敷地面積 (㎡)	9,266.49	7,271.00	223.93
建物延面積(㎡)	3,017.11	1,468.07	
完成年月	平成8年3月	平成10年3月	昭和46年3月

■ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設

名 称 ・ 区 分	岐阜市掛洞プラント	岐阜市東部クリーンセンター	
所 在 地	岐阜市奥字掛洞375	岐阜市芥見 6 丁目368	
敷 地 面 積	8,632㎡ (借地)	60,344㎡	
建 物 延 面 積	6,352.68㎡	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
		14,385.24㎡	
		焼却場 14,249.16㎡ 計量棟 136.08㎡	粗大棟 3,975.82㎡
型 式	クボタ・ビー・クロスル 全連続燃焼式 ストーカ炉	荏原旋回流型 流動床焼却炉	回転破砕式及び 二軸せん断式
公 称 能 力	150 t / 日 (150 t × 1 炉)	450 t / 日 (150 t × 3 炉)	36 t / 6 h
処理実績(t / 日)	70	271	27
事業費(千円)	2,103,139	23,657,257	3,571,090
国庫補助	893,391	3,463,782	1,040,651
県補助	6,109	456,802	—
起債	1,098,300	16,971,200	2,421,500
電気事業債	—	825,300	—
一般財源	105,339	1,940,173	108,939
完 成 年 月	昭和54年3月	平成10年3月	令和3年3月
余 熱 利 用	場内の給湯・暖房、プラザ 掛洞への給湯・冷暖房	発電による電気の場内供給と売電、場内浴場への給湯	

東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設は平成27年10月の火災により焼失。

平成27年11月から令和3年3月まで移動式破砕機にて、粗大ごみの処理を実施した。

■リサイクルセンター

名 称	岐阜市リサイクルセンター	所 在 地	岐阜市木田5丁目62-2
敷地面積	12,109.77㎡	建 物 延 面 積	5,880.21㎡
形 式	選別設備 磁選機(吊下永磁式) アルミ選別機(永磁回転ドラム式)	再生設備 鉄圧縮成形機(油圧一方締機) ペットボトル圧縮梱包機(圧縮梱包型) アルミ圧縮成形機(油圧一方締機) プラスチック製容器包装圧縮梱包機(圧縮梱包型)	
公称能力	53.6t/日	ビン:16.8t/5h、ペットボトル:10.3t/5h、カン:6.5t/5h、 プラスチック製容器包装:20.0t/8h	
完成年月	令和4年3月	事業費(千円)	3,822,898
		起債	2,341,600
		補助金	1,180,707
		一般財源	300,591

■一般廃棄物最終処分場

① 大杉一般廃棄物最終処分場

名 称	岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場	
区 分 ・ 所 在 地	浸出水処理施設・埋立地 岐阜市大字山県岩宇大杉奥洞1045番地	
総 面 積	75,000㎡	
埋 立 地 面 積	33,000㎡	
埋 立 総 容 量	270,000㎡	
埋 立 期 間	平成24年1月～	
処 理 施 設 浸出水	延 面 積	5,000㎡
	処 理 方 式	アルカリ凝集沈殿処理+砂ろ過処理
	処 理 能 力	180㎡/日
工 期	平成21年9月 ～ 平成23年3月	
事 業 費 (千 円)	3,073,383	
	国 庫 補 助	610,309
	そ の 他 補 助	13,303
	起 債	2,042,200
	一 般 財 源	407,571

② 最終処分場跡地の現状

旧 処 分 場 名 称	埋立面積 (㎡)	埋立容量 (㎡)	埋立期間	利用状況
岐阜市佐野処分場跡地	21,745	126,227	S54.4～S62.6	多目的グラウンド
岐阜市奥処分場跡地	25,200	158,000	S61.5～H9.3	多目的グラウンド
岐阜市阿原沖最終処分場跡地	23,358	163,000	S54.4～H10.3	多目的グラウンド
岐阜市北野阿原 一般廃棄物最終処分場	40,500	283,400	H7.9～H24.6	メガソーラー発電 推進事業

■粗大ごみ自己搬入施設

名 称	岐阜市東部粗大ごみ 自己搬入施設	岐阜市南部粗大ごみ 自己搬入施設	岐阜市北西部粗大ごみ 自己搬入施設
所 在 地	岐阜市芥見 6 丁目 401	岐阜市境川 4 丁目 266-1	岐阜市寺田 1 丁目 3
敷 地 面 積	7,764.00㎡	1,877.00㎡	2517.03㎡
建 物 延 面 積	499.95㎡	363.52㎡	480.46㎡
施 設 内 容	粗大ごみの自己搬入施設		
構 造	鉄筋造平屋建		
開 館 時 間	9:00～16:00（金曜日は9:00～11:00）		
運 営 日	平日、毎月第 4 土曜日・その翌日曜日		
完 成 年 月	平成18年1月	平成21年3月	平成24年3月
事業費（千円）	62,568	70,264	72,974

■し尿処理施設

名 称 ・ 区 分	岐阜市寺田プラント	岐阜羽島衛生施設組合 岐阜羽島衛生センター
所 在 地	岐阜市寺田 1 丁目 11	岐阜市境川 5 丁目 147
敷 地 面 積	13,155.85㎡	5,612.30㎡
建 物 延 面 積	3,098.45㎡	4,611.96㎡
処 理 方 式	固液分離処理方式 (H16年度改造工事により処理方式変更)	改造型脱窒素処理方式 (セキスイエンバイロメント)
処 理 能 力	160kℓ／日	100kℓ／日
① 当 初 事 業 費	874,374	1,025,794
国庫補助	139,000	462,872
県補助	—	23,143
起 債	525,000	471,400
一般財源	210,374	68,379
② 改 造 工 事 事 業 費	375,900	344,520（部分改造工事）
起 債	278,700	257,800（組合債）
一般財源	97,200	86,720
③ 改 造 工 事 事 業 費	560,142	142,732（基幹的設備改良工事費）
交 付 金	69,243	26,483
市 債	416,600	95,000（組合債）
一般財源	74,299	21,249
完 成 年 月	①昭和48年 3月	①昭和56年 3月
	②平成17年 3月	②平成28年 3月
	③平成27年10月	③令和 4年 5月

■公衆便所（環境事業課管理箇所）

名 称	所 在 地	敷 地	構 造	建物面積 (㎡)	型 式
伊 奈 波 公 衆 便 所	伊奈波通1丁目地内	道 路 敷	鉄 筋 造	24.88	水 洗
元 浜 町 公 衆 便 所	元浜町地内	〃	〃	6.01	〃
忠 節 町 公 衆 便 所	忠節町4丁目4	境 内 地	〃	3.87	〃
若 宮 町 公 衆 便 所	若宮町5丁目地内	道 路 敷	〃	15.52	〃
元 町 公 衆 便 所	元町2丁目11	市 有 地	ブ ロ ッ ク 造	10.11	〃
長 良 広 場 公 衆 便 所	長良福光2595	道 路 敷	鉄 筋 造	26.15	〃
真 福 寺 公 衆 便 所	長良字岡口3323-7	私 有 地	〃	6.25	〃
正 木 東 公 衆 便 所	正木字古川1981-44	市 有 地	〃	7.24	〃
西 岐 阜 駅 北 口 公 衆 便 所	西荘2丁目地内	道 路 敷	鉄 骨 鉄 筋 造	29.75	〃
西 岐 阜 駅 中 央 公 衆 便 所	市橋4丁目地内	鉄軌道敷	鉄 筋 造	8.46	〃
西 岐 阜 駅 南 口 公 衆 便 所	市橋4丁目地内	道 路 敷	〃	29.75	〃
岐阜駅北口駅前広場東公衆便所	橋本町1丁目100番地	〃	鉄 骨 鉄 筋 造	68.31	〃
岐阜駅北口駅前広場西公衆便所	橋本町1丁目100番地	〃	〃	66.55	〃
柳 津 駅 公 衆 便 所	柳津町梅松1丁目地内	〃	鉄 筋 造	45.72	〃
三 輪 北 公 衆 便 所	三輪宮前地内	境 内 地	鉄 筋 造	5.76	汲 取
三 田 洞 公 衆 便 所	三田洞字亦部地内	〃	〃	11.00	浄化槽
合 計	16箇所	水 洗 15 汲 取 1	下 水 14 浄化槽 1	365.33㎡	

■柳津資源ステーション

名 称	柳津資源ステーション	所 在 地	岐阜市柳津町下佐波1丁目5
敷 地 面 積	991.26㎡	建物延面積	433.93㎡
施 設 内 容	家庭系の紙類・古着・乾電池の自己搬入施設		
構 造	鉄骨造平屋建		
開 館 時 間	9:00～16:00		
休 館 日	毎週木曜日・12月31日～1月4日		
完 成 年 月	平成16年2月		

■芥見リサイクルプラザ

①施設概要

名 称	岐阜市芥見リサイクルプラザ	
所 在 地	岐阜市芥見 6 丁目 368 (東部クリーンセンター管理棟内)	
床 面 積 (m ²)	1 階 749.88 ・ 2 階 716.40	
施 設 内 容	1 階－ 展示ギャラリー、リサイクル工芸室 ふれあいサロン、事務室 2 階－ 研修室(180名)、会議室(16名)	
構 造	鉄 骨 造	ものしりコーナー
開 設 年 月 日	平成10年4月1日	
開 館 時 間	9:00～17:00	
休 館 日	毎週土曜、日曜及び祝日・年末年始(12月29日～1月3日) ただし、偶数月の第2日曜日とその前日は開館	

②事業案内

事 業 名	場 所	内 容
①ごみ処理施設見学	東部クリーンセンター (研修室・見学通路) 大杉一般廃棄物最終処分場(環境学習棟・埋立地外周路)	ごみの減量、資源化の意識啓発のため、見学を希望される方に、ごみ処理施設内を案内しながら施設の概要とごみ処理の流れの説明し、施設紹介動画の上映を行います。
②粗大ごみ再使用展示品の譲渡会	1 階展示ギャラリー	限られた資源を有効活用し、ごみの資源化について広く啓発するため、再使用できる粗大ごみを補修・清掃し、展示しています。この一部は抽選などにより無償で希望する市民に譲り渡します。
③リサイクル工作体験	1 階リサイクル工芸室	リサイクルを身近に感じてもらうため、「牛乳パックなどで作るペン立て、小物入れなどの工作」や「牛乳パックから再生した紙パルプを用いたハガキづくり」などを希望者に体験してもらいます。

■東部クリーンセンター周辺整備施設

①施設概要

名 称 ・ 区 分	岐阜市リフレ芥見	
所 在 地	岐阜市芥見6丁目2 8 3 番地 2	
敷 地 面 積	12, 879㎡	
完 成 年 月	平成19年3月	
事 業 費	1, 105, 464千円	
歩行浴プール棟 （延べ床面積：1, 057㎡）	歩行浴プール	深さ1. 05m、一周：約32m
	サウナ	ミスト・ドライ
	ジャグジー	直径：3m
	温浴プール	直径：3m
	トレーニングルーム	バイク3台、トレッドミル4台、乗馬フィットネスマシン2台等
	リラクゼーションルーム	マッサージ機6台
	談話室	和室
	多目的ルーム	会議室、卓球、エアロビ等
多目的ドーム （直径：44m、延べ床面積：1, 520㎡）	フットサル1面、テニス2面、ゲートボール2面などの内1種目	
芝 生 広 場	すべり台1基、スプリング遊具3台、幼児用遊具1基	
そ の 他 の 施 設	足湯、幼児用プール	

②リフレ芥見利用案内

休 館 日	毎週月曜日(祝日のときは最初の平日)・年末年始(12月29日～1月3日)		
利 用 料 金 (※)	区 分	料金(一人一回につき)	回数券(11枚つづり)
	一般	240円	2,400円
	中学生	120円	1,200円
	70歳以上	120円	1,200円
多 目 的 ド ー ム	・全面 3,440円、片面 1,720円(2時間一区切) ・照明 1時間につき520円(全面)、260円(片面)別途徴収		
足湯及び幼児用プール	無料		
※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付及び特定医療費の支給認定(難病)を受けているものとその介護者1名は上記料金の半額。(プール棟入場料)			
※毎月第3日曜日「家庭の日」の中学生の利用は無料。			

■掛洞プラント周辺整備施設

①施設概要

名 称 ・ 区 分	岐阜市余熱利用施設 (プラザ掛洞)	岐阜市掛洞苑
	温水プール・浴場	フィールドアスレチック広場
所 在 地	岐阜市奥1丁目104番地	岐阜市奥字掛洞380
敷 地 面 積	1,815㎡	9,182㎡ (借地)
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造2階建	遊具1基
建 物 面 積	2,099.99㎡	
完 成 年 月	平成7年10月	昭和55年3月
事 業 費	1,391,000千円	

※リサイクルまんが館
は、平成31年3月31日を
もって閉館しました。

1階	プ ー ル	25mプール	6コース+身障者スロープ付き、FRP製 コース幅約2.1m、水深1.0～1.2m
		子供プール	約28.2㎡、水深0.5m
		着水プール	約19.0㎡、水深1.0m
		スライダー	全長40.0m、高さ5.0m
1階	更 衣 室	ロッカー	男女各60人分
		男子浴室 (約70㎡)	大浴場 (約15.0㎡)、気泡風呂 (約5.5㎡) 水風呂 (約 3.5㎡)、サウナ室 (約7.2㎡)
		女子浴室 (約80㎡)	大浴場 (約15.0㎡)、気泡風呂 (約7.0㎡) 水風呂 (約 4.0㎡)、サウナ室 (約6.0㎡)
		脱 衣 室	ロッカー 男女各30人分、身障者用ロッカー6人分
2階	会 議 室	(和室) 28畳、24畳	(洋室) 63.8㎡
		事 務 室	36㎡
		自販機・まんがコーナー	

②プラザ掛洞利用案内

開 館 時 間	10:00～21:00		
休 館 日	毎週月曜日(祝日のときは翌日)・年末年始(12月31日～1月5日) ※ 夏季学校休業日(7月21日～8月31日)は無休営業		
プ ー ル	平 日	13:00～21:00	
	土	10:00～21:00	
	日 ・ 祝 日	10:00～18:00	
	夏季(7/20～8/31)	10:00～21:00	
浴 場	通 年	10:00～21:00	
会 議 室	通 年	10:00～21:00	
利 用 時 間 (※)	区 分	プール	浴場
	70 歳 以 上	240円	240円
	中 学 生 以 下	240円	240円
	上記以外(一般)	490円	490円
※会議室の利用料金は無料。ただし、予約が必要。 ※使用者が同日にプールと浴場の両方を利用する場合は、片方は半額。 ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けている者は 上記料金の半額。 ※毎月第3日曜日「家庭の日」の中学生以下の利用は無料。			

■大杉一般廃棄物最終処分場周辺施設
施設概要

名 称	環境学習棟
所 在 地	岐阜市大字山県岩字大杉奥洞 1 0 4 5 番地の一部ほか7筆
敷 地 面 積	6,975.16㎡
建 築 面 積	251.65㎡
床 面 積	218.20㎡
構 造	鉄骨造
施 設 内 容	教育・学習室
収 容 人 数	50～60人
開 設 年 月 日	平成23年4月1日
開 館 時 間	9:30～15:30（最終処分場見学時の使用に限る）
休 館 日	毎週土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(2)車両

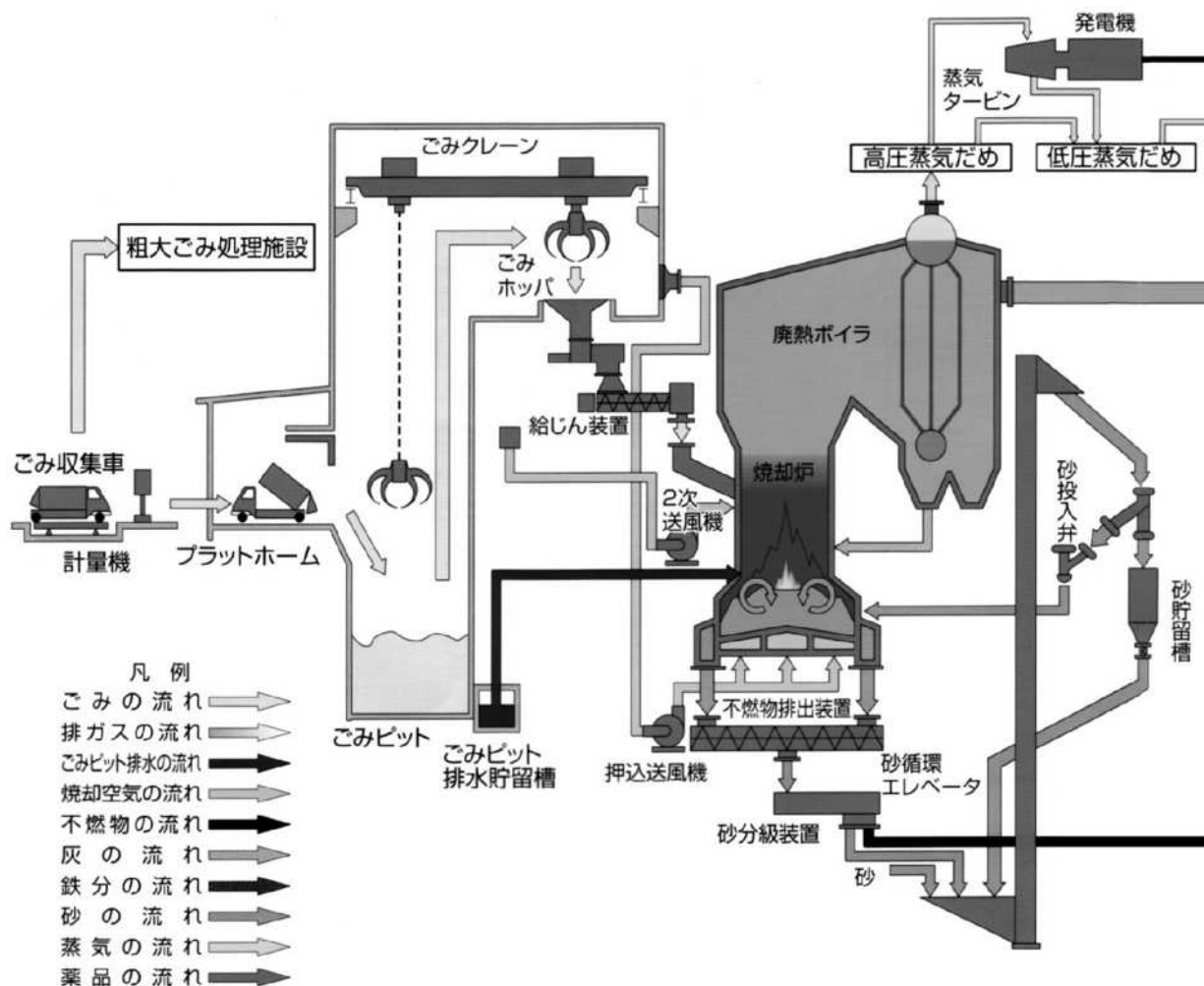
■保有車両台数(令和7年4月1日現在)

区 分	車 種		環 境 政 策 課	環 境 施 設 課	産 業 廃 棄 物 指 導 課	環 境 事 業 課	老 洞 環 境 事 務 所	木 田 環 境 事 務 所	南 部 環 境 事 務 所	リ サ イ ク ル セ ン タ ー	東 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	掛 洞 プ ラ ン ト	寺 田 プ ラ ン ト	環 境 保 全 課	ゼロカーボンシティ推進課	合 計
	型 式	積 載 容 積 (架装容積)														
ごみ収集	パッカー車	4～5.9㎡					16	11	1							28
	〃	6㎡以上					5	5		7						17
	パワーゲート	1.5～2t					1	0								1
	ダンプ車	3t					1	1								2
	パワーゲートダンプ	3t					0	1	1							2
	小 計						23	18	2	7						50
ごみ焼却場・埋立地等	フォークリフト									6	1					7
	ショベルローダー						1			1		2	2			6
	ダンプ車	3.0t									1					1
	〃	6.7t									2					2
	ブルドーザ										1					1
	ホイールローダー									1	3					4
	パワーショベル										1					1
	作業運搬車	1.5t									1					1
	乗用草刈機											1				1
	小 計						1			8	10	3	2			24
し尿収集	バキューム車	1.8kl						3								3
	〃	3.3kl						1								1
	軽貨物車							3								3
	小 計							7								7
連絡車等	パトロール車				1	2	1	1	1							6
	事務連絡車		1	1						1	1			3		7
	軽乗用車				1	1										2
	軽貨物車			2			2	1	2		1		1		1	10
	ワンボックスカー															0
	軽トラック						7	4	2	1	1	1	1			17
	小 計		1	3	2	3	10	6	5	1	3	2	2	3	1	42
	合 計		1	3	2	3	34	31	7	16	13	5	4	3	1	123

(3)施設の処理フロー

ア 東部クリーンセンター

■ごみ焼却施設



①ごみの流れ

収集されたごみは、計量の後、ごみ投入扉からごみビットに投入されます。

ビット内のごみは、ごみクレーンによって、ごみホッパへ投入され、給じん装置で定量的に焼却炉（流動床式）に送られます。

投入されたごみは炉で完全燃焼し、焼却灰となります。

②空気の流れ

ごみビット内の臭気を含んだ空気は燃焼用流動空気として利用され、炉床から炉内に吹き込まれます。

また、排ガスの完全燃焼用空気として炉の

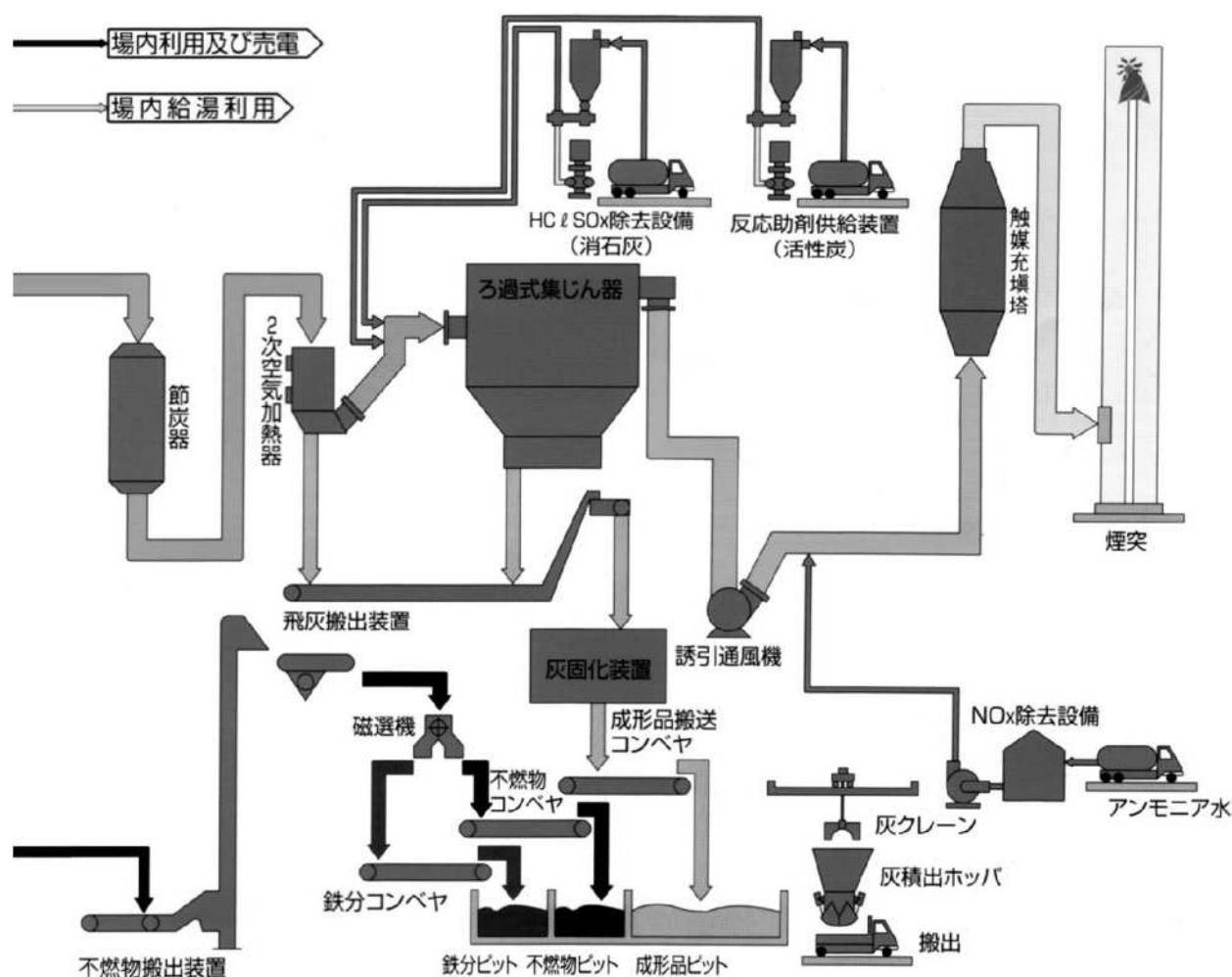
上部からも炉内に吹き込まれます。

③燃焼ガスの流れ

完全燃焼した排ガスは、廃熱ボイラで熱回収された後、また、2次空気加熱器により熱回収され減温されます。

なお、排ガス中に含まれる塩化水素および硫黄酸化物は消石灰にて反応除去され、窒素酸化物、ばいじんはそれぞれ触媒充填塔、ろ過式集じん器にて除去されます。また、ダイオキシン類は粉末活性炭での吸着除去と触媒充填塔での分解処理を行っています。

このように排ガスは、有害物質を除去した後、煙突から排気されています。



④灰の流れ

完全燃焼したごみは灰になり、2次空気加熱器及びろ過式集じん器等で捕集され、灰固化装置でセメント固化されます。

固化物は成形品ピットに貯留された後、灰クレーンでダンプカーに積み込まれ、搬出されます。

⑤不燃物の流れ

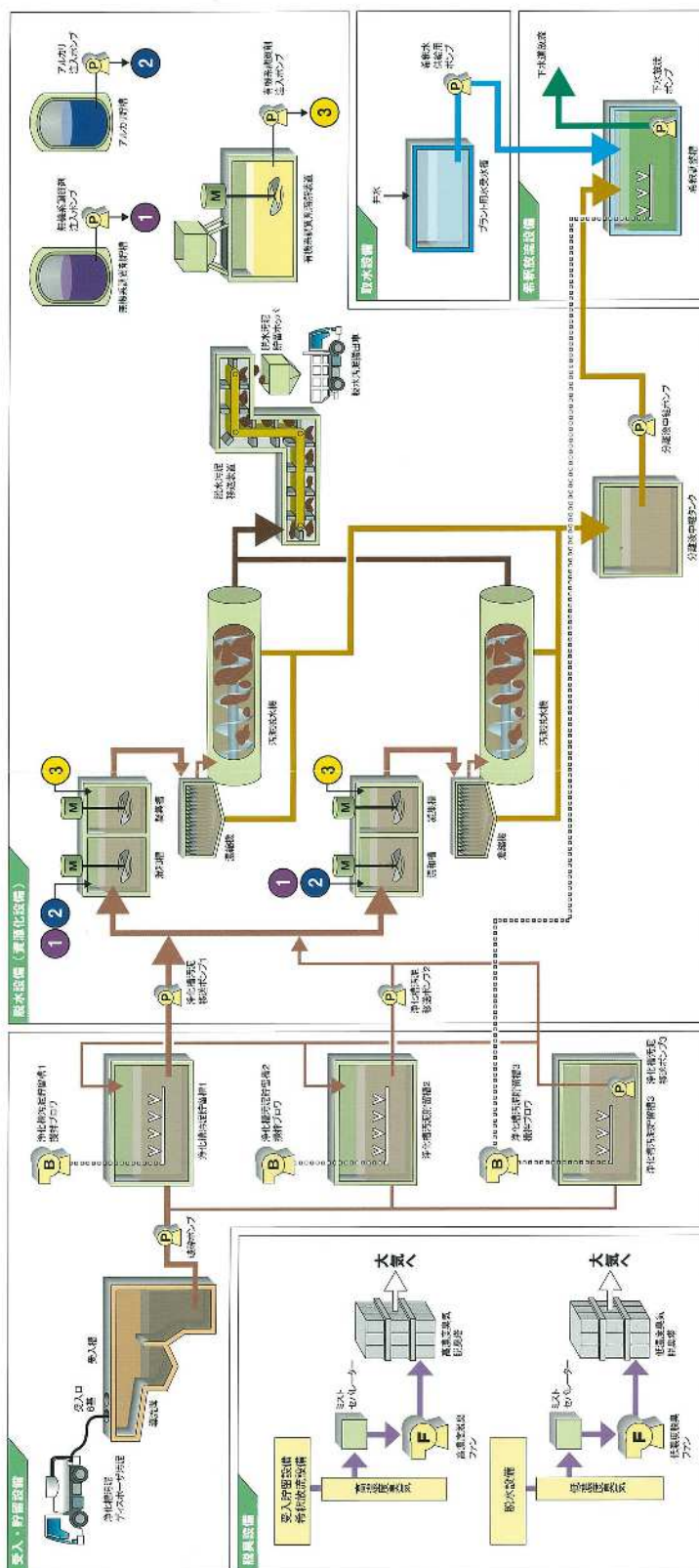
ごみの中に含まれている石・ガラス・金属等の不燃物は、焼却炉下部の不燃物排出装置から炉内の砂と一緒に排出され、砂分級装置で不燃物と砂に分けられます。

不燃物は磁選機により、鉄分と鉄分以外の不燃物に分けられ、鉄分は再資源化し、鉄分以外の不燃物は不燃物ピットに貯留の後、灰クレーンでダンプカーに積み込まれ、搬出されます。

一方、砂は再び焼却炉へ戻されます。

ウ 寺田プラント(汚泥処理施設)

● 処理の流れ



操作室 (監視モニター)



操作室では、監視画面に各機器の稼働が表示され、各設備の運転状況などを監視しています。

希釈放流設備



分排水を下水道路管末流の水管まで希釈後、ポンプにより下水道管へ放流します。

脱水設備 (脱水汚泥貯留ホッパ)



脱水汚泥はトラックにより焼却施設へ運ばれ、助燃剤として有効利用されます。

脱水設備 (汚泥脱水機)



薬品注入後の浄化槽汚泥を脱水機に供給し、助燃剤の条件となる含水率70%以下まで脱水します。脱水汚泥は脱水汚泥貯留ホッパへ、分排水は希釈放流設備へ移送されます。

脱水設備 (混和槽・凝集槽)



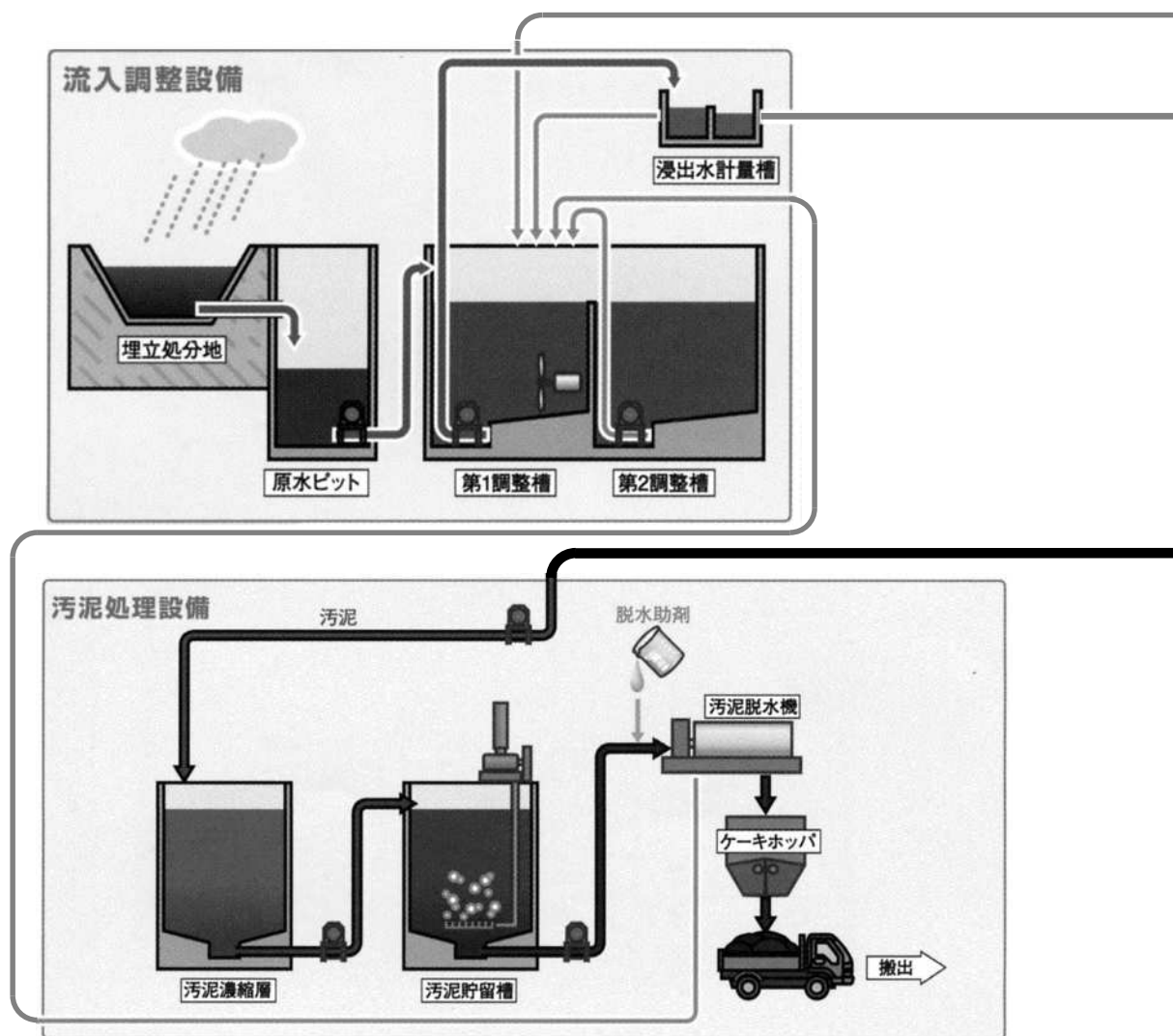
破砕処理後の浄化槽汚泥に薬品を注入し、固形分と水分を分離しやすい状態に調整します。

受入貯留設備 (破砕ポンプ)



浄化槽汚泥はバキューム車より受入口から投入され、砂、小石などを沈降分離した後、破砕ポンプにより脱水設備へ移送されます。

エ 大杉一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設



① 流入調整設備

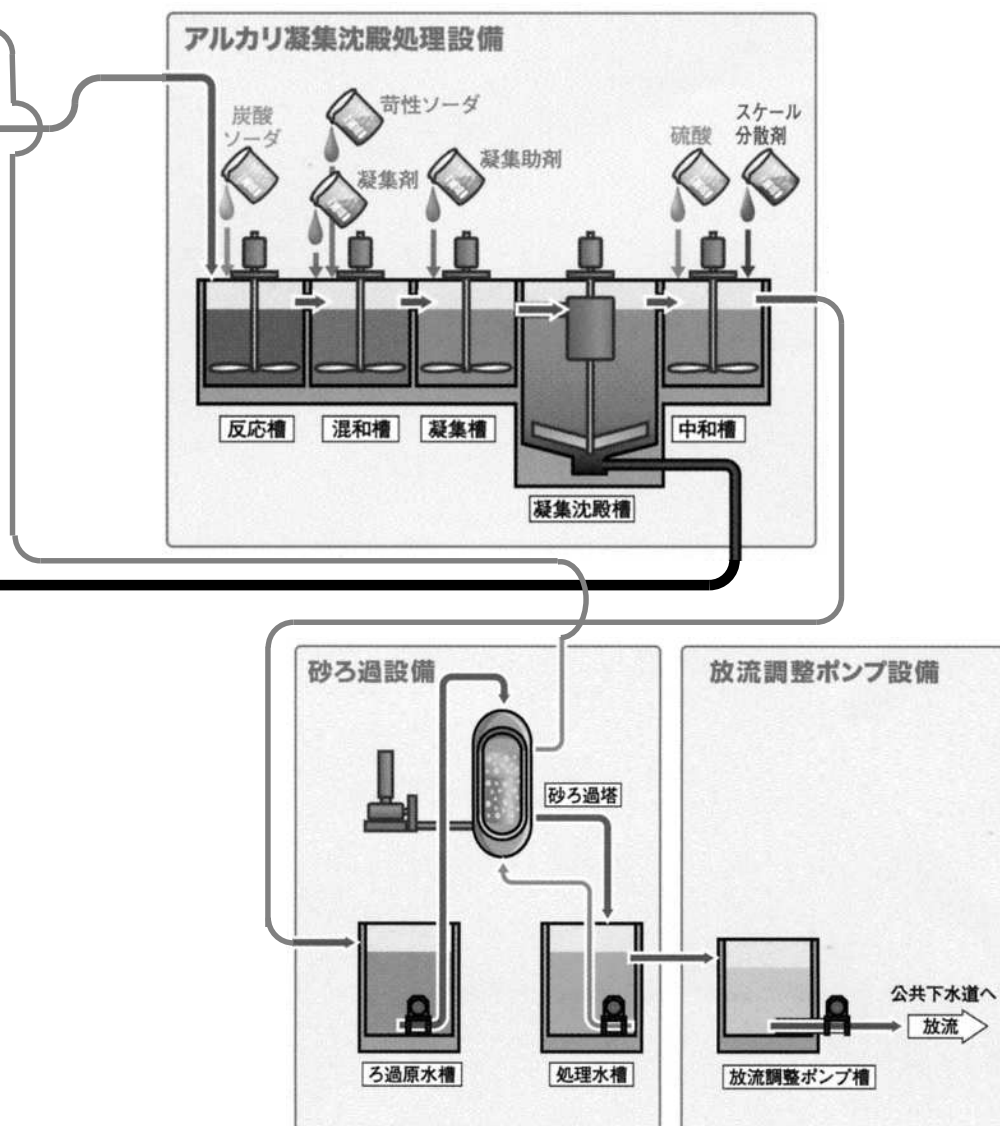
埋立処分地では、地下水汚染防止対策として遮水性能の更なる向上のため、高密度ポリエチレンシートを二重構造としています。また、万一に備え漏水の有無を電氣的に検知するシステムを採用しています。

浸出水は、原水ピットからポンプによって調整槽に送水され、流量や水質変動を緩和しています。調整槽からは、ポンプによって計量槽へ送水され、定量的にアルカリ凝集沈殿処理設備へ送水しています。

② アルカリ凝集沈殿処理設備

本処理施設からの放流水は公共下水道に放流されているため、水処理は主に埋立対象物である焼却残渣に多く含まれているカルシウム、汚濁物質(浮遊物質)の除去、pH調整を行っています。

カルシウムは反応槽で炭酸ソーダを添加することにより除去され、汚濁物質は混和槽で凝集剤、凝集槽で凝集助剤を添加することによりフロックを形成させ、凝集沈殿槽で汚泥として沈殿させます。沈殿した汚泥はポンプによって汚泥処理設備へ送られます。



③ 汚泥処理設備

汚泥濃縮槽にて汚泥を長時間滞留させ沈殿することによって、汚泥固形物の濃度を濃縮させます。汚泥は、汚泥脱水機にて水分を除去してから、脱水ケーキとしてケーキホッパからトラックに積み込み搬出されます。

④ 砂ろ過設備

浸出水中の微細な浮遊物質を砂ろ過塔によって除去します。

⑤ 放流調整ポンプ設備

処理された浸出水を専用排水管から公共下水道へ放流しています。

浸出水処理施設は自動運転されており、中央監視盤にて各設備の運転状況、各水槽の水位、水質(pH)が管理されています。

4 岐阜羽島衛生施設組合**(1) 組合の概要**

昭和36年6月、岐阜市と羽島郡笠松町・柳津町・岐南町・川島町とで岐阜市羽島郡衛生施設組合を設立し、昭和38年11月にし尿処理施設が竣工・稼働、昭和40年2月にはごみ処理（焼却）施設が竣工し、稼働しました。

その後、昭和54年にし尿処理施設の改築に着手し、昭和56年に完成、平成4年にごみ処理施設の改築に着手し、平成7年に完成しました。

平成14年4月から岐阜県ごみ処理広域化計画に基づく協議により、羽島市が加入したため羽島市のごみの処理も開始し、岐阜羽島衛生施設組合に名称変更しました。

平成19年4月より、次期ごみ処理施設建設に向けて、関係市町（各務原市（旧川島町）を除く）から派遣職員を配置して「施設建設準備室」を新設しました。

平成23年4月からは、各務原市が3月末をもって組合を脱退したのに伴い、関係市町が2市2町となりました。

平成27年度末をもって、ごみ処理施設の稼働を停止しました。

平成28年度に次期ごみ処理施設の建設用地を羽島市福寿町平方地区に決定し、令和2年度に用地を取得、平成29年度は基本計画を策定、平成30年度は環境影響評価を実施しました。令和4年度に施設の建設・運営事業者を決定し、現在、令和9年度の稼働に向けて施設整備を進めています。

平成30年度に旧ごみ処理施設解体撤去工事に着手、令和3年6月に完了しました。

ごみの計画搬入区域は、岐阜市の三里・茜部・鶉・市橋・厚見・且格小学校区の一部の区域並びに柳津小学校区一円、羽島市、岐南町及び笠松町となっています。

し尿等の処理区域は、岐阜市全域と、岐南町及び笠松町となっています。

一部事務組合である岐阜羽島衛生施設組合の運営は、構成団体の負担金及びその他の収入により行っています。

(2) 財源

一般会計予算(令和7年度当初)

(単位:千円)

科目 款項	財源内訳 予算額	分担金及び負担金				使 用 料 及 手 数 び 料	国庫支出金	財産収入	繰越金	諸収入	組合債
		ごみ処理費	し尿処理費	施 建 設 建 設 費	環 境 保 全 事 業 費						
1 議会費	152		76	76							
2 衛生費	6,866,799	281	189,751	751,221	106	18	2,266,166	10	66,626	20	3,592,600
(1)総務費	54,809		23,380	23,381		18		10	8,000	20	
(2)ごみ処理費	513	281			106				126		
(3)し尿処理費	219,271		166,371						42,500		10,400
(4)施設建設費	6,592,206			727,840			2,266,166		16,000		3,582,200
3 公債費	202,362	99,921	36,740	61,001					4,700		
4 諸支出金	105,857			105,857							
5 予備費	4,000								4,000		
計	7,179,170	100,202	226,567	918,155	106	18	2,266,166	10	75,326	20	3,592,600
		(計 326,769)									

公共用地取得事業特別会計(令和7年度当初)

(単位:千円)

科目 款項	財源内訳 予算額	分担金及び負担金				使 用 料 び 国庫支出金	繰越金	諸収入	一般会計 繰入金
		ごみ処理費	し尿処理費	施 設 建 設	環 境 保 全 費 事 業 費				
1 公債費	105,857								105,857
計	105,857								105,857

負担金(ごみ処理費)

(単位:千円)

構成団体	維持管理費		
	実績割		
	搬入実績量(t)	割合%	金額
岐阜市	255,631.20	31.71	31,774
羽島市	213,706.13	26.51	26,563
岐南町	173,602.64	21.53	21,574
笠松町	163,271.51	20.25	20,291
合 計	806,211.48	100.00	100,202

※搬入実績量は、平成7～27年度のごみの搬入実績量とし尿汚泥焼却量による。

負担金(し尿処理費)

(単位:千円)

構成団体	維持管理費		
	実績割		
	投入実績量(kl)	割合%	金額
岐阜市	6,639.48	44.65	101,162
岐南町	3,920.72	26.36	59,723
笠松町	4,311.32	28.99	65,682
合 計	14,871.52	100.00	226,567

負担金(次期ごみ処理施設建設費)

(単位:千円)

構成団体	建設事業費		
	割合% (給与費除く)	割合%	金額
岐阜市	19.09	20.48	188,039
羽島市	40.89	39.52	362,820
岐南町	23.04	23.05	211,683
笠松町	16.98	16.95	155,613
合 計	100.00	100.00	918,155

※負担割合(給与費以外)は、令和10年度の搬入計画量による。

給与費は関係市町均等の割合で按分し、前々年度の給与費を清算して算出。さらに、按分した額に派遣職員の給与費相当額(年額)を加算した額。

■岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設



1 ごみ処理事業

(1) 令和6年度実績

ア 概要

排出状況

		計画区域		日平均排出量	
日数 (a)	世帯数	人口 (b)	総ごみ排出量 (c)	c / a = d	d / b
365 日	188,687 世帯	397,670 人	119,405 t	327 t	0.82 kg

収集運搬状況 (t)

ごみ種類区分		収集運搬区分		廃却				埋立		外部処理	
				選別 リサイクルセンター	破砕 東部クリーンセンター	焼却 掛洞プラント	衛生センター	計	大杉	資源化	その他
普通ごみ	学校	委託業者	399			66	※1	66			333
	家庭系	老洞	45,631			41,339	4,292		45,631		
		木田	15,020			9,961	5,059		15,020		
		南部	2,140			2,140			2,140		
		計	62,791	0	0	53,440	9,351		62,791	0	0
	計	63,190	0	0	53,506	9,351		62,857	0	333	
		1/ 310 日	204								
	粗大系ごみ	直営・委託業者	1,575		1,534			0		41	
		1/ 242 日	7								
	都市美化ごみ	直営・借上業者	372		32	226	114	340			
	1/ 168 日	2									
事業系ごみ (普通ごみ・粗大ごみ・その他)	許可業者	36,868		1,408	27,836	5,022	32,858		2,590	12	
	1/ 365 日	101									
自己搬入ごみ	自己搬入	6,999		4,511	1,487	929	2,416		72	※2	
	1/ 292 日	24									
ペットボトル	委託業者	2,051	2,051				0				
	1/ 258 日	8									
ビン・カン	委託業者	3,743	3,743				0				
	1/ 258 日	15									
乾電池	委託業者	96					0		96		
蛍光灯	委託業者	40					0		40		
食用油	委託業者	14					0		14		
プラスチック製容器包装	委託業者	4,440	4,440				0				
小型家電リサイクル	直営	17							17		
年間総排出量計		119,405	10,234	7,485	83,055	15,416		98,471	0	3,203	12
収集量に含まないもの		2,602						0		2,590	12
年間総収集(処理)量		116,803	10,234	7,485	83,055	15,416		98,471	0	613	0
内訳	焼却処理	106,941	2,024	6,446	83,055	15,416		98,471			
	その他(売却・外部処理等)	9,862	8,210	1,039	0	0		0	0	613	0
	上記の内、破砕処理されるもの	7,110	5	7,105							

中間処理状況 (t)

リサイクルセンター		
対象量	収集	10,234
	前年度残	76
2次処理	計	10,310
	破砕	5
売却	焼却	2,024
	カレット	1,199
資源化	スチール	427
	アルミ	469
処理	ベント	1,345
	残渣硝子	611
稼働日数 (日)	プラ容器包装	3,101
	処理 計	9,181
日平均処理量	稼働日数 (日)	247
	日平均処理量	37
水分等処理	水分等処理	1,083
	未処理	46

東部クリーンセンター (破砕施設)		
対象量	収集	7,485
	呼入れ搬出	5
2次処理	前年度残	18
	計	7,508
売却・資源化	焼却	6,446
	破砕金属	630
処理	選別金属	267
	モーター類	21
稼働日数 (日)	ケーブル類	12
	家電	113
日平均処理量	処理 計	7,489
	稼働日数 (日)	257
未処理	日平均処理量	29
	未処理	19

焼却場				
対象量	計	83,055	15,416	
	収集	98,471	83,055	15,416
2次処理	選別後残渣	2,024	1,968	56
	破砕機搬出	6,446	6,446	
売却	し尿処理後	801	801	
	前年度残	3,590	1,978	1,612
稼働日数 (日)	計	111,332	94,248	17,084
	稼働日数 (日)	110,322	94,797	15,525
日平均処理量	灰成型品	350	350	222
	金属	341	271	70
搬出	灰成型品	12,005	10,140	1,865
	金属	508	508	0
焼却減少率	計	12,513	10,648	1,865
	焼却減少率	88.7%	88.8%	88.0%
水分等処理	水分等処理	-1,554	-1,848	294
	未処理	2,564	1,299	1,265

最終処分状況 (t)

埋立	大杉	12,005
	計	12,005

資源分別回収事業 (t) (資源循環課)

紙類	3,092
繊維類 (古着類)	181
金属類	72
計	3,344

*1 エコプラント様の一次稼働停止により、学校生ごみ66tを焼却処理
*2 柳津資源ステーションの紙類・古着の分

犬猫死体処理状況 (体)

犬	6
猫	857
その他	1,391
計	2,254

資源(有価)物取扱状況

品目	焼却場金属	東部クリーン				リサイクルセンター				残渣硝子	プラ容器
		破砕・選別金属	モーター類	ケーブル類	アルミ	スチール	カレット	ベント			
処理量(t)	508	897	21	12	469	427	1,199	1,345	611	3,101	
金額(千円)	-4,912	32,326	2,016	5,352	139,146	20,793	-28	111,173	-37,885	-2,115	

	資源循環課	老洞	木田環境事務所			計
品目	紙類・古着	小型家電リサイクル	乾電池	蛍光管	食用油	
処理量(t)	72	17	96	40	14	8,829
金額(千円)	440	8,895	-15,056		1,685	261,830

イ ごみ処理施設関係調査結果（令和6年度平均値）

一般廃棄物埋立地浸出水処理施設水質検査結果

検査項目	基準値 (処理水)	大杉埋立地		北野阿原埋立跡地		阿原沖埋立跡地		奥埋立跡地		佐野埋立跡地		則松埋立跡地	
		原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	11.2	7.9	11.2	8.0	8.6	7.6	7.4	8.0	7.6	7.8	6.8	6.8
生物化学的酸素要求量(BOD)	60mg/ℓ(日平均120)	0.7	0.8	1.8	1.5	2.0	1.7	1.9	1.0	1.0	1.2	0.6	0.8
化学的酸素要求量(COD)	90mg/ℓ(日平均120)	7.6	7.0	2.6	1.4	1.9	1.8	2.4	1.8	2.4	2.5	1.9	1.9
浮遊物質(SS)	60mg/ℓ(日平均150)	16	20	1	4	1	2	2	1	9	6	10	9
大腸菌群数	3,000個/cm ³	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	33	30 未満	30 未満	30 未満	33	38
銅含有量	3mg/ℓ	0.06	0.03	0.03	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
亜鉛含有量	2mg/ℓ	0.01	0.01 未満	0.01	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.05	0.01	0.04	0.02	0.02	0.02
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ	0.03	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.04	0.02	0.01	0.01	0.22	0.13	2.4	1.2
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ	0.01 未満	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.04	0.04	0.01	0.01 未満	0.22	0.14	0.16	0.14
クロム含有量	2mg/ℓ	0.04	0.04	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満
カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シアン化合物	1mg/ℓ	—	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1 未満
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	0.005mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満	—	0.0005 未満

排ガス測定結果

検査項目		基準値	東部クリーンセンター	掛洞プラント
排ガス組成	湿り排ガス量	*Nm ³ /h	42,900	28,400
	乾き排ガス量	*Nm ³ /h	36,600	19,100
	排ガス温度	*℃	173	164
	排ガス流速	*m/s	10.3	7.64
	水分量	*%	14.8	32.6
	酸素濃度	*%	11.2	12.3
有害ガス濃度	ダスト濃度	0.08g/Nm ³	0.004未満	0.003
	硫黄酸化物	□Nm ³ /h	0.027	0.11
	硫黄酸化物	*ppm	0.69	5.7
	K値	11.5	0.01	0.02
	塩化水素(補正值)	700mg/Nm ³	20	33
	窒素酸化物(補正值)	250ppm	16	116

(注)*の項目は基準値がありません。

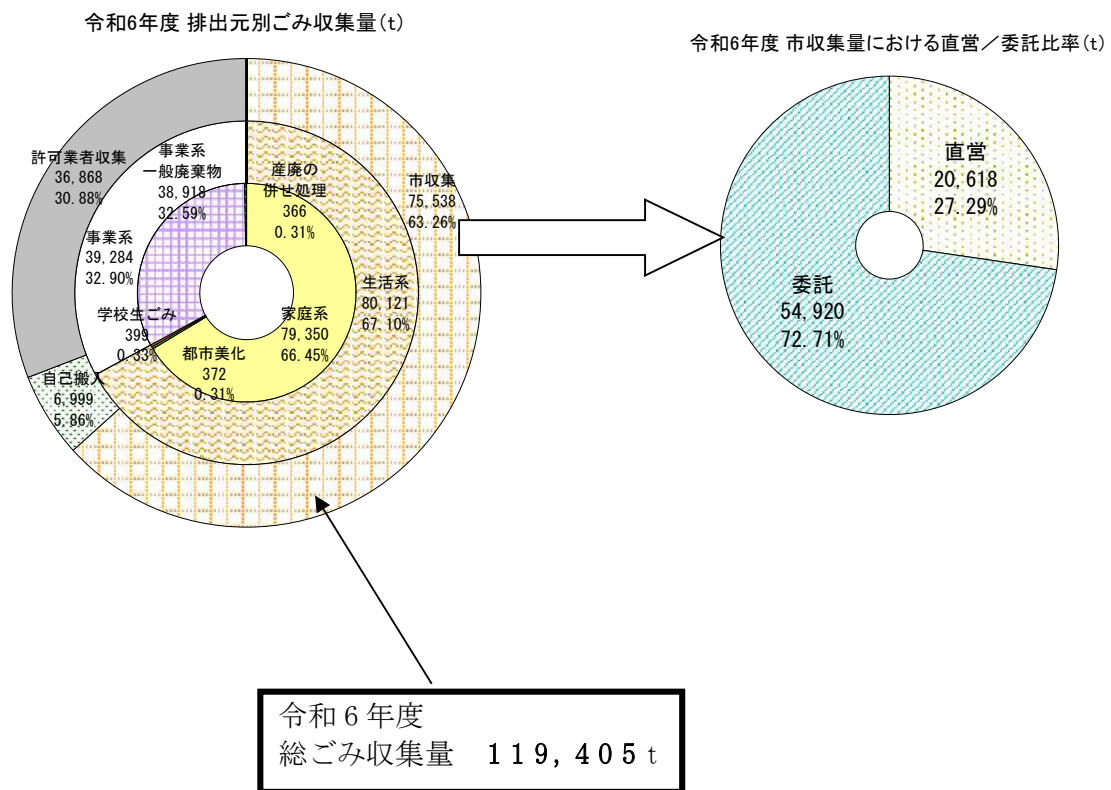
□の項目は排ガス量によって基準値が変わりますが、検査結果は基準値より大幅に下回っています。

大気測定結果

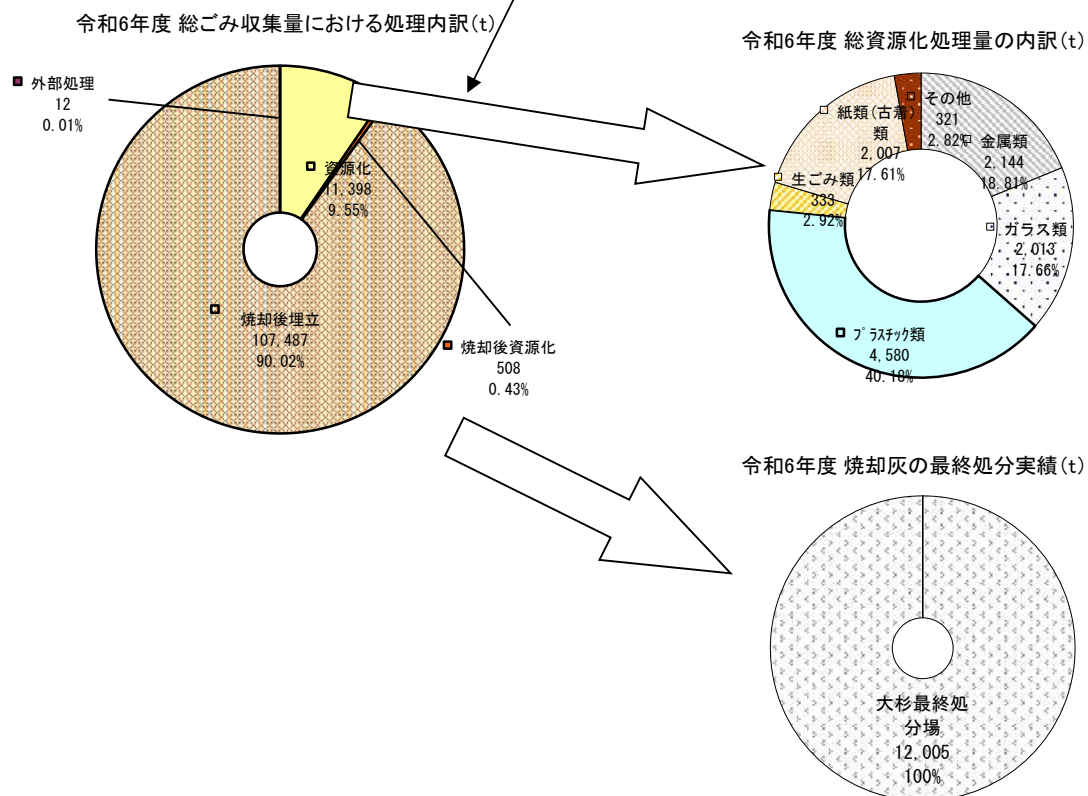
検査項目	基準値 (平均値)	東部クリーンセンター周辺			掛洞プラント周辺						
		地頭方中 公民館	東部 事務所	東部クリーン センター	伊洞 公民館	上籬倉 公民館	籬倉 公民館	奥 公民館	網代 小学校	岐阜本巣特 別支援学校	掛洞 プラント
二酸化硫黄	0.04ppm	0.001	0.001	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
二酸化窒素	0.06ppm	0.005	0.003	0.004	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
浮遊粒子状物質	0.10mg/m ³	0.010	0.010	0.012	0.008	0.006	0.011	0.008	0.010	0.008	0.009
降下ばいじん	*g/m ² /30日	1.5	2.3	2.1	1.3	1.6	1.1	1.4	1.6	1.3	1.0

(注) *の項目は基準値がありません。

ウ 排出元と収集体制



エ 発生したごみの最終的な処理

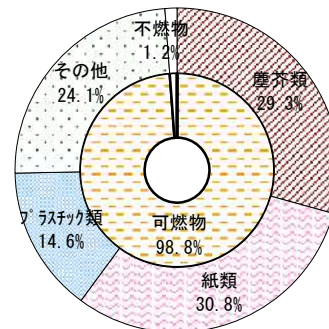


オ ごみの内訳

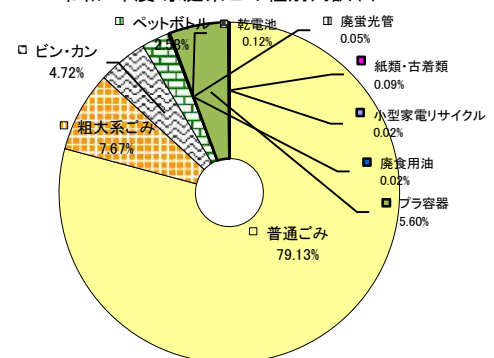
総ごみ内訳

品目	数量 (t)	割合 (%)
普通ごみ	98,405	82.41%
粗大系ごみ	7,526	6.30%
カン	1,610	1.35%
ビン	2,626	2.20%
ペットボトル	2,051	1.72%
小型家電リサイクル	17	0.01%
乾電池	96	0.08%
廃蛍光管	40	0.03%
廃食用油	14	0.01%
発泡スチロール	134	0.11%
プラ容器	4,440	3.72%
紙類・古着類	2,007	1.68%
生ごみ	399	0.33%
鉄類	28	0.02%
実験動物死体	12	0.01%
計	119,405	99.98%

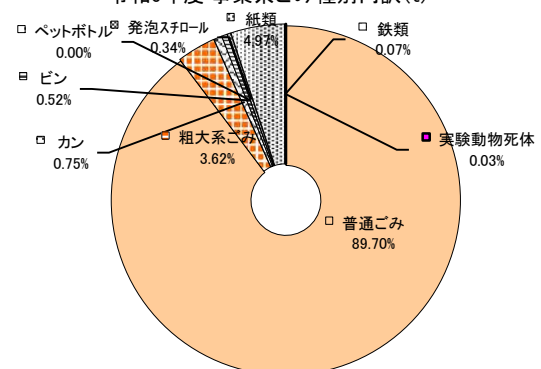
令和6年度 普通ごみの組成



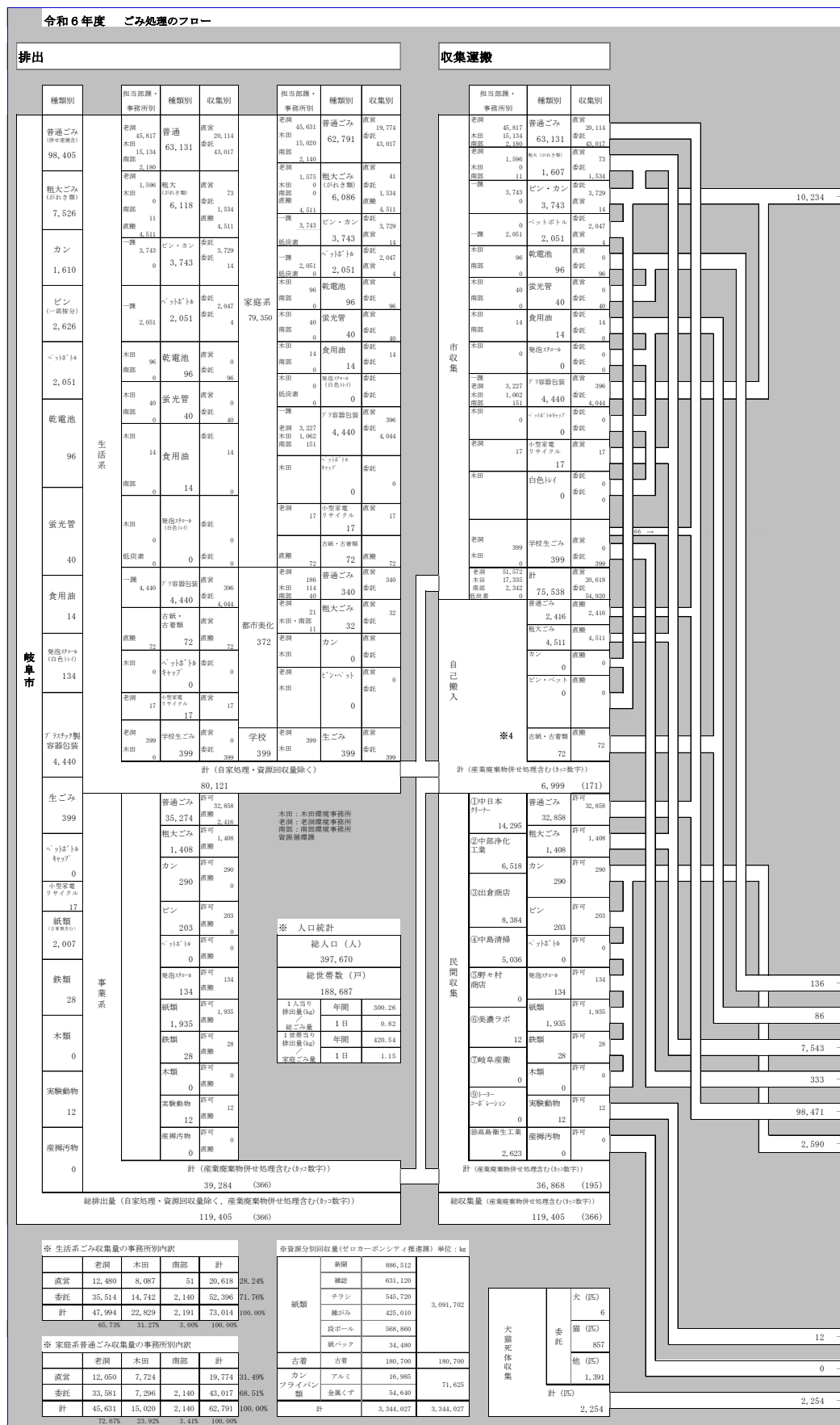
令和6年度 家庭系ごみ種別内訳(t)

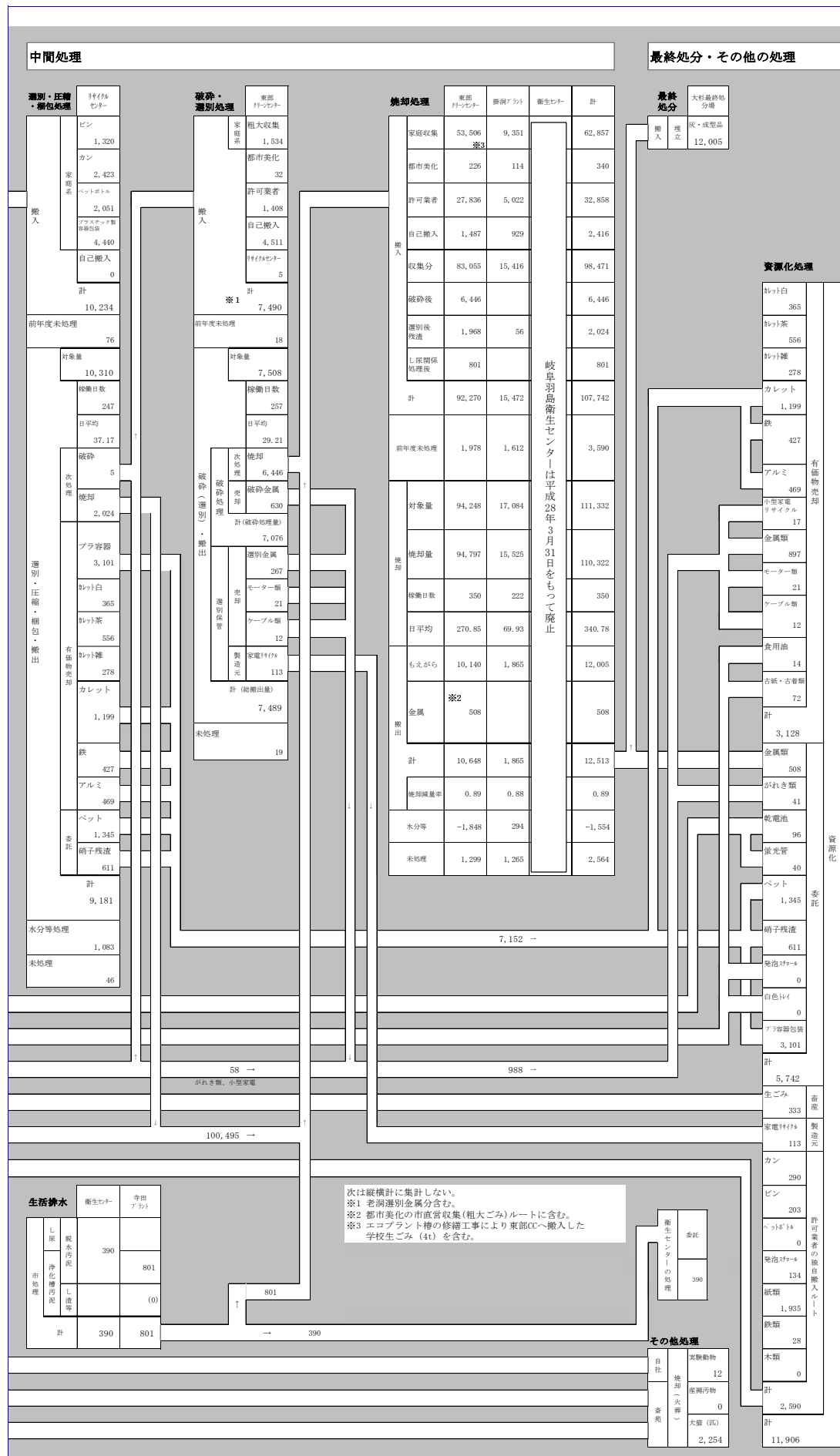


令和6年度 事業系ごみ種別内訳(t)



カ ごみ処理フロー





(2) ごみ処理事業の概要

ア 組織体制

■組織体制の変遷

本市のごみ処理は、戦前、民間で行われていましたが、請負金が年々増加し財政的に事業継続が困難となってきたことから、昭和20年の戦災を契機に市の直営に移行し、民生部保健衛生課が担当となり、昭和29年清掃法の制定に伴い岐阜市清掃条例及び同規則が施行されました。

昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長は、本市においてもごみ量の増大とごみ質の変化をもたらしました。急増するごみに対処可能な施設の整備を図る中で、昭和35年10月、衛生行政の統一強化と合理化のため、民生部保健衛生課は衛生部清掃課となりました。その後、昭和42年8月には民生局清掃部に昇格し、ごみ収集部門を清掃第一課、し尿収集部門を清掃第二課としました。

昭和58年4月には、ごみの資源化・減量化をさらに促進させるため、廃品回収として小中学校のPTAで実施していた集団回収活動に対し、市が自治会に奨励金を出し資源分別回収事業を発足しました。

平成に入り、広報啓発活動を強化し、ごみの資源化・減量化に積極的に取り組むため、平成4年4月に環境一課内にリサイクル推進室を設け、平成10年度からはリサイクル推進課に分離独立しました。

平成7年度には、組織・機構の見直しにより側溝清掃を土木部へ移管し、平成8年4月から、普通ごみ収集をはじめとする収集業務の一部について民間委託を開始、平成11年度には委託業務範囲を拡大するとともに、祈年町環境事務所を廃止するなど業務の効率化を進めました。

平成12年4月の機構改革により生活環境部から環境部へと移行し、併せてし尿の事業規模縮小から環境一・二課を統一し

て環境事業課とし、全環境事務所を統括管理する体制になりました。

平成15年4月の機構改革により、課を廃止し室制をとる中で、元の環境部の機能を振り分け、ごみ処理部門に関しては環境事業部とし、資源化・減量化を推進するリサイクル推進課が人・自然共生部内の循環型社会推進室へと分離しました。

また、平成14年4月から羽島市の焼却ごみが岐阜羽島衛生センターへ、同年12月からは山県市(当時：山県郡)の焼却ごみが掛洞プラントへ搬入されることとなりました。平成21年12月からは山県市独自の施設が建設されたことに伴い、掛洞プラントへの搬入はなくなりました。平成18年1月から、柳津町との合併に伴い同区域の収集管理と南部地域のごみ出しルール啓発及び不法投棄対策強化のため、旧柳津町内に木田環境事務所南部グループを設置しました。さらに岐阜地域と柳津地域のごみ出しルールの統一を進めるため平成19年4月には南部環境事務所としました。

平成31年4月の組織改革により、環境事業部と自然共生部は再び環境部となり、循環型社会推進課は地球環境課と合併して低炭素・資源循環課となりました。

令和3年4月の組織改革により、環境事業課が、ごみ処理収集部門を担う環境一課と、し尿収集部門を担う環境二課(環境保全課の一部を統合)になりました。

そして、ごみ減量・資源化施策の中核を担う新リサイクルセンターの完成に伴い、令和4年4月に、環境一課内にあったリサイクルセンターが分離独立しました。

令和5年4月の組織改革により、低炭素・資源循環課は、脱炭素化に取り組む脱炭素社会推進課と、ごみ減量・資源化に取り組む資源循環課になりました。

令和7年4月の機構改革により、環境一

課・二課は再び環境事業課となり、環境二課内の浄化槽係は環境保全課に編入されました。

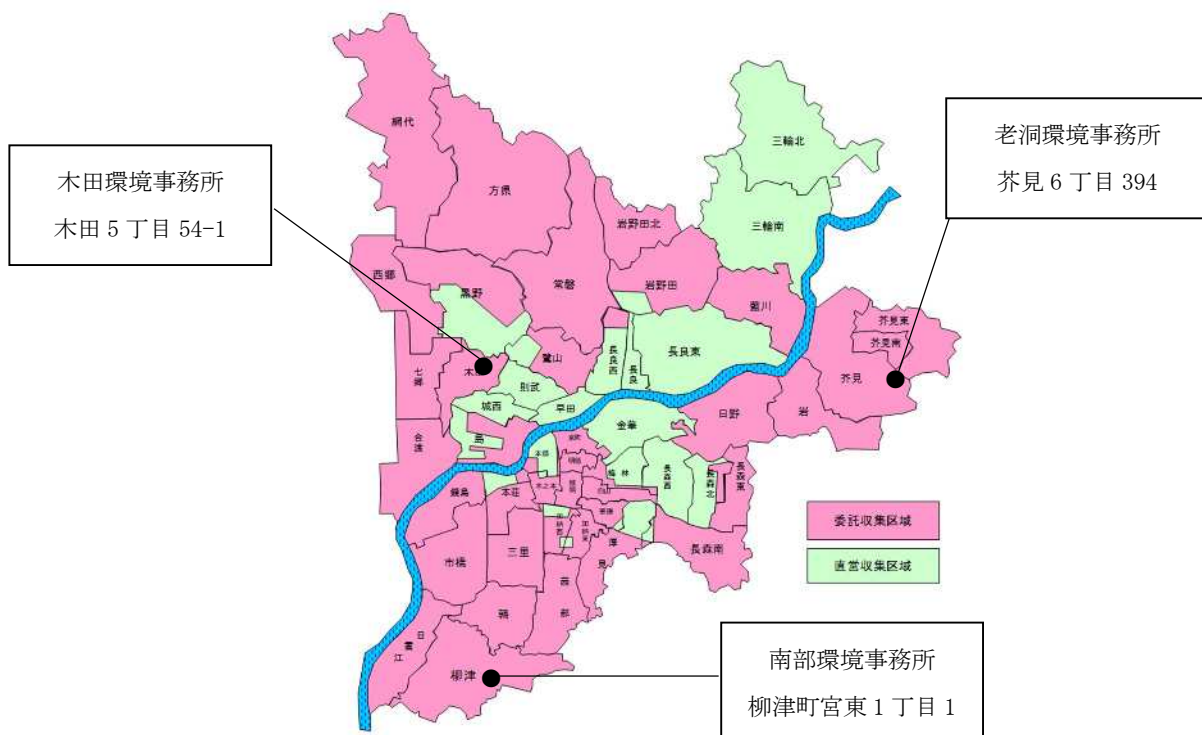
さらに、脱炭素社会推進課と資源循環課が合併して、ゼロカーボンシティ推進課となりました。

■一般廃棄物(ごみ)処理の体制と内訳（令和7年4月1日現在）

区分			排出		収集・運搬	処理・処分				資源化・再生利用
			排出回数	排出場所		焼却	破碎	埋立 (焼却残渣)	圧縮・ 梱包	
生活系ごみ	家庭系*	普通ごみ	週2回	地元ステーション	直営・委託	○		○		
		粗大ごみ/がれき類	随時	戸別		○	○	○	○	○
		ビン・カン・ペットボトル	週1回	地元ステーション	委託				○	○
		乾電池	随時	常設拠点	委託					○
		廃蛍光灯					○			○
		廃食用油	月1回	移動拠点	委託					○
		プラスチック製容器包装	週1回	地元ステーション	直営・委託				○	○
		小型家電	随時	常設拠点	委託					○
	都市美化	普通ごみ/粗大ごみ/ビン・ペットボトル/カン/その他	随時	—	直営※一部借上	○	○	○	○	○
	事業系ごみ	公立学校	普通ごみ/粗大ごみ	※家庭系に準じる	直営・委託	○	○	○	○	○
		公立学校	ビン・ペットボトル/カン						○	○
		公立学校	給食生ごみ	2週5回	戸別	委託				○
		事業所	普通・粗大ごみ	※許可業者との契約による	許可業者	○	○	○	○	○
		事業所	ビン・ペットボトル・カン							○
		事業所	その他(発泡スチロール、紙類等)							○
生活系・事業系	自己搬入ごみ		随時	—	排出者	○	○	○	○	○

※1 大掃除、引越し等臨時・多量に出るごみは、収集運搬許可業者との個別契約を原則とする。

■家庭系ごみ収集区域



■一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者(令和7年4月1日現在)

許可番号	1	2	3	4	10
業 者 名	中日本クリーナー(株)	中部浄化工業(株)	(株)出倉商店	中島清掃(株)	(株)高島衛生
住 所	岐阜市大菅北4-20	岐阜市北野西236	岐阜市日置江2-63	岐阜市栗野西7-179	岐阜市柳津町丸野4-80
許可条件	区域限定 網代・市橋(一部を除く)・鏡島・加納東(一部を除く)・加納西・木田・木之本・京町・金華・黒野・合渡・西郷・鷺山(一部を除く)・島・早田・城西・七郷・則武・本郷・本荘・明徳の一部・徹明の一部	区域限定 藍川・芥見・芥見東・芥見南・華陽・長森南・長良・長良東・白山・三輪北・三輪南・徹明の一部	区域限定 茜部・厚見・市橋の一部・岩・鶉・日置江・三里・加納東の一部・徹明の一部	区域限定 岩野田・岩野田北・方県・常磐・長森北・長森東・長森西・長良西・梅林・日野・明徳の一部・徹明の一部・鷺山の一部	区域限定 柳津

許可番号	6
業 者 名	(株)美濃ラボ
住 所	海津市平田町今尾1195-1
許可条件	実験動物死体限定

■一般廃棄物処分業許可業者(令和7年4月1日現在)

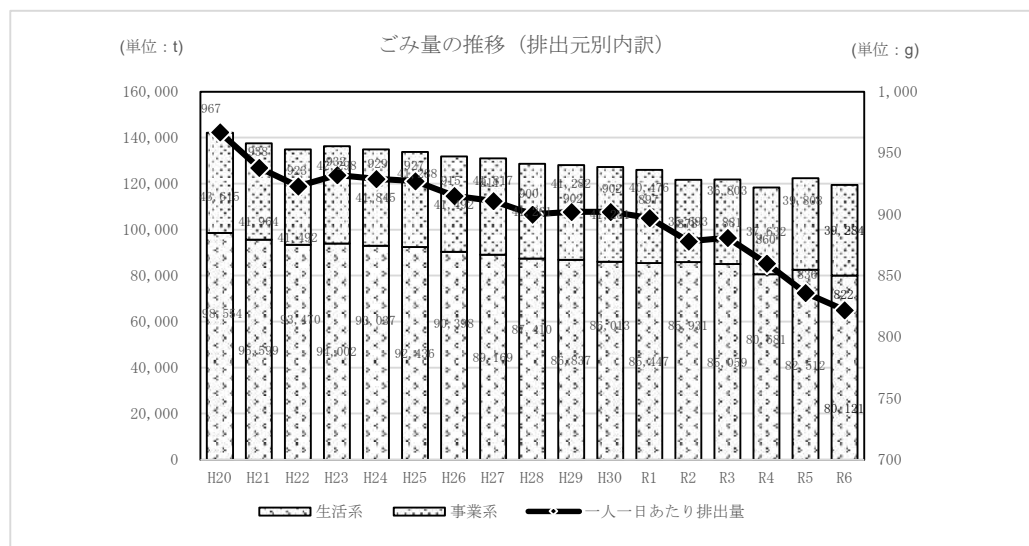
許可番号	業者名・代表者氏名	所在地及び施設所在地	許可条件
11	(株)高島衛生 代表取締役 高島 大助	岐阜市柳津町丸野4丁目80番地	品目限定
		岐阜市柳津町丸野4丁目80番地	柳津区域で排出される発泡スチロール
12	則松工業(有) 代表取締役 村山 哲郎	岐阜市則松1490番地1	品目限定
		岐阜市則松2丁目245番2	資源化を目的とする剪定枝等 資源化(堆肥化)を目的とする刈草
13	(有)クリーン東海 代表取締役 中河 だりあ	岐阜市六条大溝3丁目12番1	品目限定
		岐阜市大倉町5番地	資源化を目的とする剪定枝等
14	岐阜代用燃料(株) 代表取締役 石田 謙治	岐阜市茶屋新田字東堤外7番地の1	品目限定
		岐阜市茶屋新田字東堤外7番地の1	資源化を目的とする剪定枝等
15	(有)エコヤードギフ 代表取締役 西本 正敏	岐阜市雛倉877番地2	品目限定
		岐阜市大字雛倉字丸山877番地2	資源化を目的とする剪定枝等
16	玉田建設(株) 代表取締役 玉田 稲子	岐阜市大洞1丁目16番11号	品目限定
		岐阜市大洞4丁目142番地	資源化を目的とする剪定枝等
17	中部浄化工業(株) 代表取締役 山口 益良	岐阜市北野西236番地	品目限定
		岐阜市三輪勢引482番3	岐阜地域等で排出される発泡スチロール
18	中島清掃(株) 代表取締役 中嶋 昭司	岐阜市栗野西7丁目179番地	品目限定
		岐阜市太郎丸向良145番地の1	岐阜地域等で排出される発泡スチロール
19	中日本クリーナー(株) 代表取締役 井伊 典央	岐阜市大菅北4番20号	品目限定
		岐阜市江崎南4番28号	岐阜地域等で排出される発泡スチロール
20	(株)出倉商店 代表取締役 堀 義明	岐阜市日置江2丁目63番地	品目限定
		岐阜市日置江2丁目63番地	岐阜地域等で排出される発泡スチロール
21	(有)ブルーボックス 代表取締役 荒井 美津子	岐阜市本郷7丁目5番地	品目限定
		岐阜市秋沢2丁目147番1	資源化を目的とする剪定枝等

イ ごみ量・ごみ質

■ごみ量の推移

	市収集															民間収集	自己搬入	(単位:t)	
	普通ごみ	粗大ごみ ※1	ビン・カン	ペットボトル ※6	乾電池	廃蛍光管	廃食用油	廃プラスチック類 (白色トレイ等) ※7	その他プラ ※7	ペットボトル キャップ ※7	古紙類 古着類 ※5	家庭系 ごみ	都市美化 ごみ	学校ごみ (生ごみ) ※2	生活系 ごみ	事業系 ごみ ※3, 4	生活系・ 事業系	計	一人一日 当たり 排出量 (単位:g)
H20	87,484	2,783	1,643	4,958	100	93	17	10	32	11	※5	97,131	1,024	399	98,554	43,615	6,307	148,476	967
H21	85,610	1,812	1,654	4,913	102	95	18	13	29	15		94,261	949	389	95,599	41,964	6,421	143,984	938
H22	83,586	1,810	1,569	4,773	102	87	24	15	24	15		92,005	1,099	366	93,470	41,492	6,309	141,271	923
H23	84,558	1,760	1,538	4,675	96	86	22	11	23	18		92,787	858	357	94,002	42,298	6,337	142,637	932
H24	83,613	1,579	1,573	4,787	98	82	22	14	21	17		91,806	882	349	93,037	41,845	6,404	141,286	929
H25	82,777	1,678	1,591	4,862	95	78	22	14	21	14		91,152	939	345	92,436	41,288	6,729	140,453	927
H26	80,997	1,625	1,542	4,775	98	82	22	13	20	16		89,190	864	344	90,398	41,492	6,607	138,497	915
H27	80,078	1,562	1,378	4,859	94	76	22	13	21	15		88,118	713	338	89,169	41,817	6,635	137,621	911
H28	78,318	1,563	1,432	4,831	103	69	22	10	20	19		86,387	697	326	87,410	41,261	6,642	137,621	900
H29	77,877	1,603	1,476	4,697	108	63	22	10	20	18		85,894	630	313	86,837	41,282	6,886	135,313	902
H30	77,010	1,681	1,451	4,729	105	61	22	11	20	21		85,111	712	190	86,013	41,281	7,230	135,005	902
R1	76,532	1,756	1,451	4,738	104	60	16	11	20	21		84,709	517	237	85,463	40,476	7,643	134,524	897
R2	76,873	1,919	3,714	2,657	107	56	17	11	22	24		85,400	476	55	85,931	35,693	8,612	133,566	878
R3	75,788	1,961	3,719	2,475	110	50	16	14	55	7		84,195	496	368	85,059	36,803	7,866	130,236	881
R4	66,453	1,827	4,333	2,260	104	45	15		4,793			79,830	434	417	80,681	37,632	7,481	129,729	860
R5	64,433	1,631	3,963	2,131	105	42	13		4,533			76,851	426	418	77,695	37,358	7,267	122,320	836
R6	62,791	1,592	3,743	2,051	96	40	14		4,440			74,767	372	399	75,538	36,868	6,999	119,405	822
4月	5,744	143	332	174	8	4	1		382			6,788	31	24	6,843	3,183	601	10,627	
5月	5,688	152	346	184	9	3	1		412			6,795	58	43	6,896	3,097	657	10,650	
6月	5,017	127	292	165	7	3	2		342			5,955	23	41	6,019	3,024	578	9,621	
7月	5,658	131	339	217	7	2	1		401			6,756	31	33	6,820	3,346	585	10,751	
8月	5,291	118	339	223	5	3	1		369			6,349	24	3	6,376	3,324	524	10,224	
9月	5,075	114	303	188	10	2	1		339			6,032	30	41	6,103	3,047	535	9,685	
10月	5,570	148	318	185	11	4	1		385			6,622	34	43	6,699	3,176	630	10,505	
11月	5,232	139	276	146	8	3	1		366			6,171	46	42	6,259	3,017	634	9,910	
12月	5,611	176	323	146	5	6	2		369			6,638	36	41	6,715	3,159	782	10,656	
1月	4,944	102	341	152	3	3	1		399			5,945	24	32	6,001	2,844	468	9,313	
2月	4,129	96	252	129	15	3	1		328			4,953	15	33	5,001	2,612	428	8,041	
3月	4,832	146	282	142	8	4	1		348			5,763	20	23	5,806	3,039	577	9,422	

- ※1 粗大ごみには「小型家電リサイクル」を含む（平成26年度以降）。
 ※2 学校(市立)ごみは、本来事業系ごみであるが、収集形態上生活ごみに含む。
 ※3 事業系ごみには「併せ産廃」を含む。
 ※4 事業系ごみのうち、ビン、カン以外の資源ごみ及び実験動物死体、産褥汚物の収集量は、平成13年度から計上。
 ※5 古紙・古着類（柳津地域）は平成19年度までは行政収集していたが、平成20年度より資源分別回収事業へ移行。
 ※6 令和元年度まではビンとペットボトルをあわせて集計。
 ※7 令和4年度からプラスチック製容器包装として収集。



■ごみの組成調査結果の推移

①普通ごみ

			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
成 分	可燃物　（％）		52. 1	56. 1	56. 8	58. 8	49. 0	56. 0	53. 5	56. 4	50. 1
	水 分　（％）		42. 1	38. 5	38. 1	36. 6	42. 4	38. 1	40. 5	37. 9	44. 4
	灰 分　（％）		5. 9	5. 4	5. 0	4. 6	8. 6	6. 0	6. 0	5. 7	5. 5
見 か け 比 重　（t／m ³ ）			0. 149	0. 144	0. 143	0. 149	0. 143	0. 140	0. 126	0. 138	0. 145
低 位 発 熱 量 （kcal／kg）		計算値	2, 093	2, 294	2, 328	2, 423	2, 010	2, 290	2, 165	2, 310	1, 988
		実測値	2, 076	2, 258	2, 203	2, 526	2, 470	2, 675	2, 530	2, 639	2, 315
湿 											

東部クリーンセンター及び掛洞プラントのビットから年4回採取し分析した平均値

②直接搬入ごみ(事業系)

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
低位発熱量 実測値 (kcal/kg)		2,755	3,235	2,670	2,458	2,100	3,190	3,160	3,900	2,878
乾 物 重 量 (%)	紙 ・ 布 類	62.4	50.5	54.4	50.7	39.3	37.7	43.5	39.8	56.6
	プラスチック・皮革類	21.0	26.1	29.4	26.7	24.1	20.2	25.1	21.9	22.8
	木 ・ 竹 類	9.8	15.3	9.4	5.1	14.5	30.3	24.5	26.7	5.9
	厨 芥 類	4.5	1.6	3.5	12.4	7.5	4.9	2.2	1.2	8.0
	不 燃 物	2.3	6.6	3.5	5.2	14.6	7.0	4.9	10.5	6.8

東部クリーンセンターのビットから年4回採取し分析した平均値

③粗大ごみ

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
乾 物 重 量 (%)	紙 類	4.0	9.9	10.6	5.2	7.3	4.8	3.7	3.8	14.3
	布 類	23.8	18.7	21.4	17.5	18.5	27.9	23.7	28.4	21.8
	木・竹・わら類	37.8	37.3	33.2	42.5	33.5	19.0	23.5	28.5	18.5
	プラスチック類	16.4	15.4	21.1	15.1	16.4	20.3	21.8	13.4	26.1
	ゴム・皮革類	1.4	5.5	0.2	1.2	0.1	1.4	5.6	0.8	1.9
	ガ ラ ス 類	2.3	2.9	2.5	1.6	7.3	1.0	0.4	0.4	0.3
	陶 器 ・ 石 類	4.6	2.6	1.3	3.7	3.7	0.9	1.7	0.9	0.1
	雑 物 そ の 他	6.0	4.3	6.1	5.0	11.2	19.6	15.5	16.7	11.3
	磁 性 金 属 類	2.1	2.2	3.0	5.2	1.3	4.0	2.8	5.1	3.6
	非 磁 性 金 属 類	1.7	1.2	0.8	2.9	0.7	1.3	1.4	2.1	2.3

東部クリーンセンターのビットから年4回採取し分析した平均値

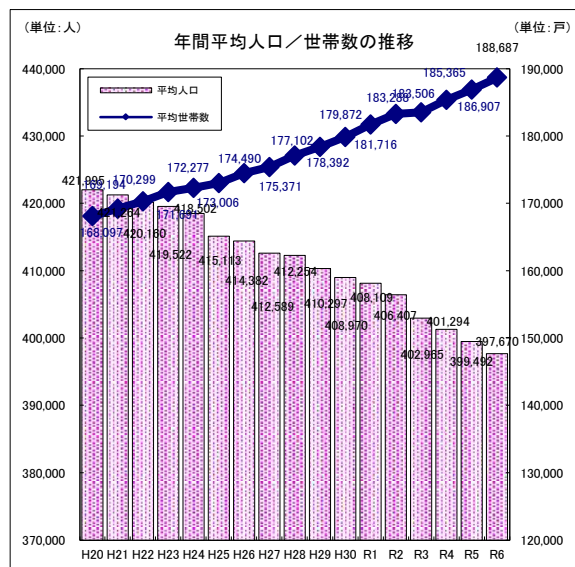
※割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

ウ 排出～収集・運搬

ごみは大別して生活系・事業系に分けられます。排出者の自己処理(処理施設への持ち込みを含む)のほか特殊な場合を除いて、生活系ごみは行政収集を、事業系ごみは自己搬入または民間収集をそれぞれの基本的な収集運搬体制としています。

また、生活系のごみが全体の約2/3を占めることから、市の人口/世帯数の動向はごみの発生量に大きく影響します。

平成18年1月に柳津町と合併したことにより、平成18年度に本市が計画管理するごみ量は、全体では3,218t増加しました。



《生活系ごみ》

■家庭系ごみ

①普通ごみ

昭和43年4月に、それまで使用していた手引き車を全面廃止し、軽四輪車に切り換えるなど積み込み作業の近代化を行い、収集体制を整えるとともに、全市の約70%を収集範囲とし、昭和44年9月には試験的に袋収集を実施しました。

昭和46年4月、ごみ処理事業の効率的運営を図るため、清掃事務所別収集区域を確立し、同年10月にはごみ収集手数料を無料化し、また、収集区域の拡大にあわせ

てより衛生的で効率的な袋類収集とステーション方式の導入を図りました。

昭和48年にかけて週2回の普通ごみ収集を全市域に拡大し、また、事業系一般廃棄物の収集に許可業者制を導入するなど、ほぼこの時期に現行のごみ収集システムが形成されました。

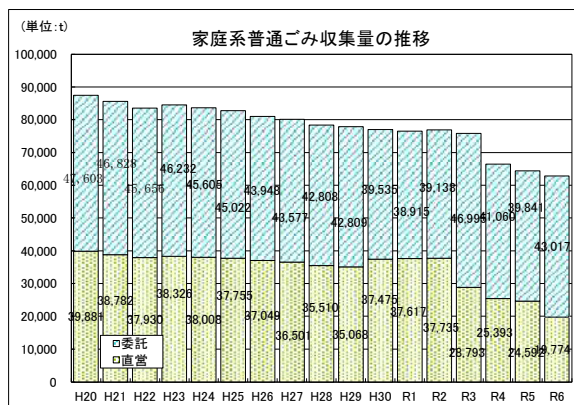
平成8年4月から、収集・運搬について、一部民間委託を行い、各環境事務所の監督のもと、市の直営事業と同様の収集を行っています。当初、市内を3区域に分割し、それぞれに環境事務所を設置して収集を行っていましたが、平成11年度には折年町環境事務所を廃止し2事務所体制にするとともに、委託の割合を増やしました。

平成10年2月から、ごみ減量や資源化のための分別排出を一層進めるために啓発シール(イエローカード)制度を取り入れ、さらに平成12年4月からは、透明袋による収集を開始しました。こうした施策の成果として、ごみの排出が一旦は大幅に抑制されましたが、平成13年度には廃棄物処理法の改正による野外焼却の禁止に伴い、潜在していた剪定枝などのごみが排出されるなど、ごみ収集量は再び増加に転じました。

ごみ処理の適正化・減量化・資源化といったことのみならず、収集車両にもより環境への配慮が求められるようになり、従来の軽油で走るディーゼル車に代えて、平成13年度にはLPガスと天然ガス燃料で走行するパッカー車を導入しました。令和2年度ではLPガス車1台、低排気ガスのディーゼル車15台、計16台が稼働しています。

また、祝日法の改正により、月曜日に祝日が多くあてられるようになったことから、収集地域間の不公平を解消するために、平成14年12月より、普通ごみの祝日収集を開始しました。

☆令和6年度収集量は62,791tで、前年度より1,642t減少しました。



②粗大ごみ

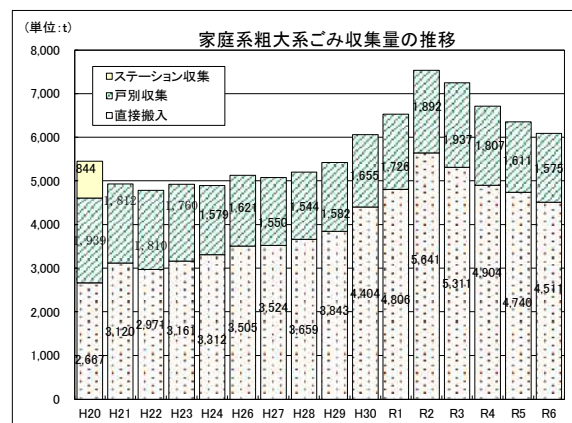
昭和40年の岐阜国体開催を契機に、当時の収集体制では適正処理が困難であった家具等の耐久消費財等に対し、都市美化推進と称して校区単位で年1～2回の収集を始めました。昭和47年には年2回、翌48年には年3回の体制となり、ニーズに沿った計画収集を展開してきました。

平成10年10月からは、収集方法を電話申込みによる戸別収集又は自己搬入に変更し、それに伴い有料化を開始しました。制度開始の直前の1年間は駆け込み排出で一時的に排出量が増加しましたが、翌平成11年度の収集量は前年度の2割以下に減少しました。

平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の施行に伴い、小売業者の引取り義務のない法対象品目を、粗大ごみの収集体制で収集し、製造業者指定の引取場所へ運搬を始めました。

さらに平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づくPCリサイクルが開始され、殆どのパソコンはメーカーがリサイクルすることとなりました。

☆令和6年度は1,575t(自己搬入分を含めると6,086t)の粗大ごみを収集・処理しました。



粗大ごみ受付センター
Tel 058-243-0530
Fax 058-267-4458

③小型家電リサイクル

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」に基づき、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの再資源化を促進するため、平成26年8月から「岐阜市小型家電リサイクル」として、携帯電話やノートパソコン、デジタルカメラなど16品目の回収を始めました。平成28年1月には、対象品目を28品目に、平成30年4月から回収カ所を5カ所増やして、13カ所に拡大しました。

また、平成29年4月からは、月1回公民館等での回収を開始しました。

☆令和6年度は17tを回収しました。

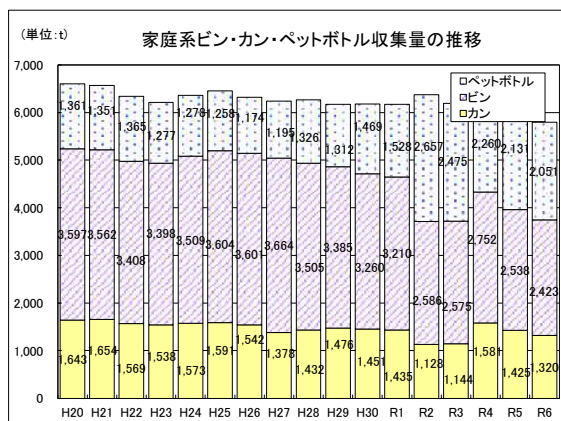
④ビン・カン・ペットボトル

普通ごみに混入している有価物を分別し資源化するために、昭和62年4月から従来の週2回の普通ごみ収集のほかに、月2回のビン・カン分別収集を開始しました。

さらに平成9年4月、岐阜市リサイクルセンター(処理能力53t/日)が稼働し、収集体制もビン・カンにペットボトルを加え、月2回から週1回収集としました。また、平成18年1月からは祝日収集を始めました。ビン・ペットボトル収集は民間委

託、カン・は直営による収集体制としていましたが、令和2年4月からカン収集も委託しました。この委託に併せてビン・ペットボトルの同一袋排出を別々の袋とするごみ出しのルールの見直しを行ったほか、一部地域については排出曜日の見直しを行いました。

☆令和6年度はビン・カン・ペットボトルを合わせて5,794tを収集しました。



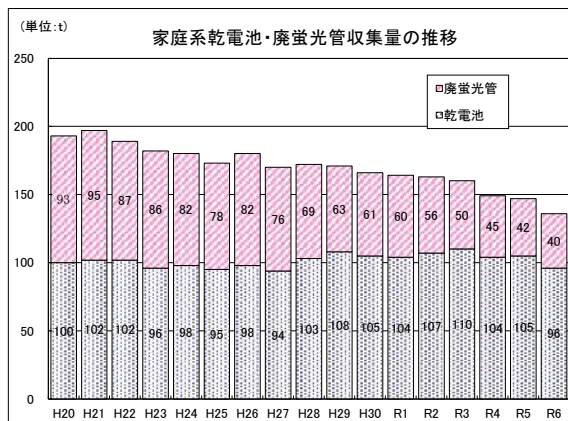
⑤廃蛍光灯

廃蛍光灯は有害物質である水銀を含んでいるため、平成4年9月から市内16カ所、平成5年11月からは公民館等53カ所（柳津地区との合併後は54カ所）の常設ステーションに専用回収箱を設置して分別収集し、収集した廃蛍光灯は破砕機で破砕し、民間業者に委託し処分しています。☆令和6年度は40tを収集・処理しました。

⑥乾電池

有害物質である重金属を含む使用済乾電池は、昭和60年7月から年3回の粗大ごみ収集時に各ステーションに専用コンテナを用意して分別収集をしてきましたが、粗大ごみを戸別収集に変更した平成10年10月からは廃蛍光灯と同様、常設の拠点収集方法に変更しました。処理は公害防止及び有用資源リサイクルを促進するため、民間業者に委託し処分しています。

☆令和6年度は96tを収集・処理しました。



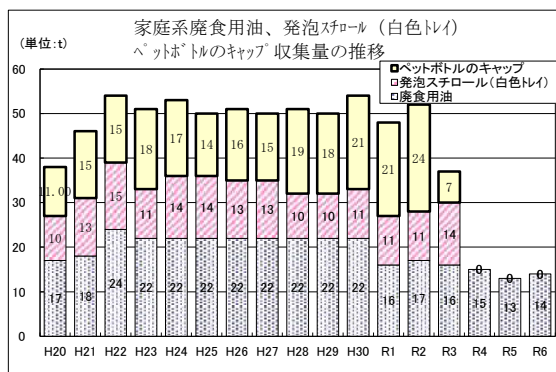
⑦廃食用油

平成16年10月より、さらなる分別を図るため廃食用油、発泡スチロール（白色トレイ）の分別収集を開始し、各地域で指定した公民館等の施設（全52カ所）で毎月1回、午前7時から午前11時の間で、作業員が立ち会って収集しています。

また、平成20年度からはペットボトルのキャップの分別収集を開始しました。

令和4年4月からプラスチック製容器包装の分別収集の開始に伴い、ペットボトルのキャップ・発泡スチロール・白色トレイは、週1回ステーション方式で収集されることになりました。

廃食用油は売却し、再資源化しています。☆令和6年度は廃食用油を14t収集し、再資源化しました。



⑧プラスチック製容器包装

資源ごみのリサイクルを、さらに推進するため、令和4年4月に新リサイクルセンター（処理能力46.1t/日）を稼働するとともに、プラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。普通ごみに混入しているプラスチック類の資源化を図るため、「容器包装リサイクル法」に基づき、一般家庭を対象に週1回ステーション方式で、直営及び民間委託による収集体制としています。

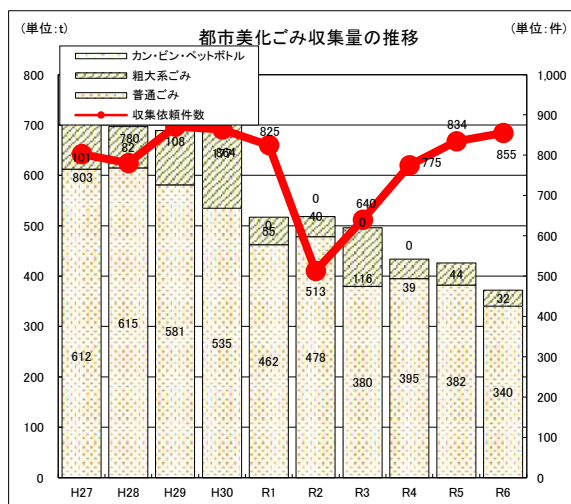
☆令和6年度は、4,440tを収集しました。

■都市美化ごみ

ボランティア等による長良川清掃や町内清掃等によって集められたごみは、その性質上、通常の家系ごみの収集体制では適正な対応ができないため、通常収集とは別の車両で収集にあたっています。町内清掃等の場合、あらかじめ自治会等から申し込まれたものを対象としています。

近年では、自治会の清掃活動に加え、「ごみゼロ運動」や「クリーンシティぎふの日運動」などといった広域的な清掃ボランティア活動も年々盛んになり、都市美化収集に対するニーズは拡大しています。

☆令和6年度は855件の依頼件数があり、372tを収集しました。



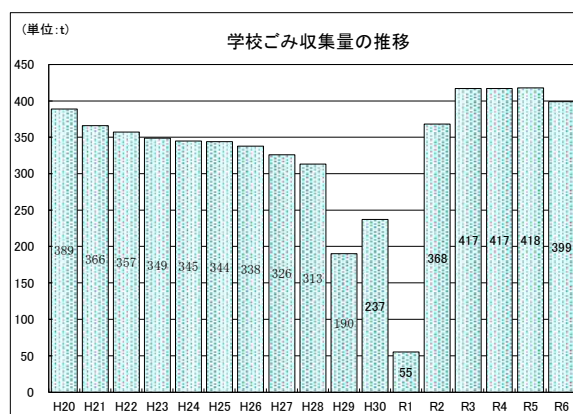
岐阜市まちを美しくする条例

市民と市とが連携して環境美化の促進を図ることを目的に、平成11年3月に制定され、それにあわせて5月30日（ごみゼロの日）、11月の第3日曜日（クリーンシティぎふの日）が環境美化の日に位置づけられました。

■学校ごみ

市内公立小中学校等の給食残渣類は、市直営の学校ごみ専用車による普通ごみ収集として行っていましたが、平成11年4月よりリサイクルを目的とした生ごみの分別収集を開始し、平成12年4月より収集業務を委託しました。それに伴い、生ごみ以外の普通ごみについては専用収集車を廃止し、ステーション方式により家庭系ごみと同様に市が収集しています。（※収集形態上生活系ごみに位置づけています。）

☆令和6年度は、生ごみ399tを収集し、うち333tが市畜産センター内の堆肥化施設「エコプラント椿」で資源化处理、うち66tが「エコプラント椿」の稼働停止により、焼却処理されました。



令和2年7月13日から令和3年3月1日までは、改修工事でエコプラント椿が一時使用できなくなったため、東部クリーンセンターで焼却（焼却分は含まず）

《事業系ごみ》

■事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、原則として排出者が自らの責任において適正に処理しなければなりません（廃棄物処理法第3条「事業者の責務」）。

事業者が自らの能力で適正処理できない場合は、自分で処理施設へ持ち込むか、事業者と市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者との間で収集・運搬の契約を結ぶことで、適正処理を行っています。許可業者が標準的なごみ質の普通ごみを収集運搬する場合の料金は、指導価格として12円/kg（税抜）を原則としています。但し一般家庭から排出される一般廃棄物と合わせて週標準量50kgかつ収集回数週2回を超えない場合は、家庭系普通ごみに準じて市が収集しています。

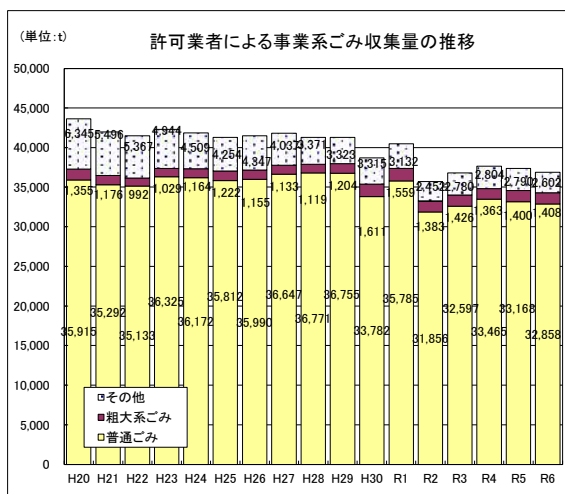
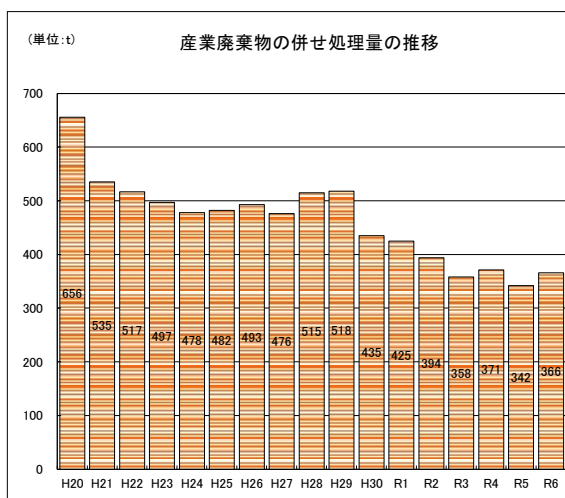
いずれも、市の処理施設へ搬入される事業系ごみについては、家庭系ごみ出しのルールに基づくうえ、紙類等の積極的なリサイクルや産業廃棄物との区別等、より厳しい管理が排出事業者にも要求されます。☆令和6年度の事業系ごみ総収集量は、39,284t（併せ産廃含む）で、うち許可業者の収集分は36,868tでした。

■産業廃棄物の併せ処理

（産業廃棄物→64 ページ）

本来、市の焼却場は一般廃棄物を処理する施設ですが、産業廃棄物のうち繊維類・紙類・木類・動植物性残渣については少量排出者に限り搬入を認めています。なお、平成17年7月搬入分から処理料金を1,250円/kgから110円/kgに改正しました。

☆令和6年度は、2施設で、366tの産業廃棄物を処理しました。



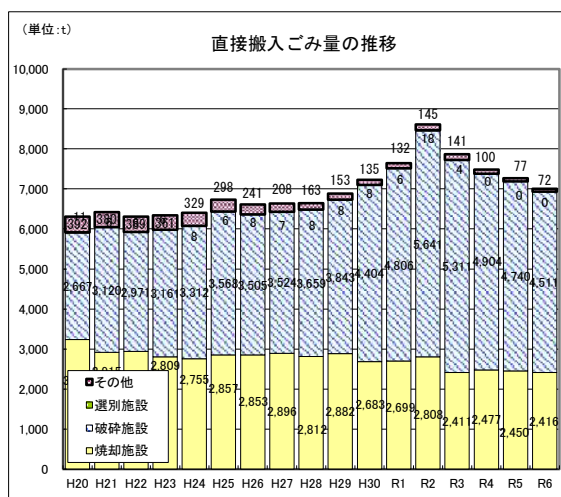
《その他の収集形態》

■直接搬入ごみ

市民が引越しや大清掃、庭の剪定などによる一時多量ごみ(可燃物)をまとめて処分したい場合、もしくは市内の事業者が許可業者を利用せずに自らの一般廃棄物を処分したい場合は、環境事業課の窓口で期限を定めた搬入承認を受け、直接自分で焼却施設へ搬入することができます(但し曜日・時間指定有り)。平成10年8月からは、単発的なものについては電話による受付も行っています。

ただし、紙ごみのように、予め分別しておくことで容易にリサイクルできるものについては、できる限り専門処理業者へ持ち込んでいただくよう、随時協力を呼びかけています。

粗大ごみについては、平成10年の制度変更により、持ち込み施設への自己搬入が可能になりました。その後、平成18年4月に東部粗大ごみ自己搬入施設、平成21年4月に南部粗大ごみ自己搬入施設、平成24年4月には北西部粗大ごみ自己搬入施設が稼働を開始し、市民は3ヵ所の粗大ごみ自己搬入施設から選択できるようになったため利便性が大幅に向上しました。☆令和6年度の直接搬入量は、全施設合わせて6,999tでした。



エ 処理・処分

《中間処理》

■焼却処理

昭和30年代、特別清掃地域の拡大と人口増加により、昭和27年は40tであったごみ排出日量が、5年後の昭和32年には77tと急増したことに對し、昭和33年4月に祈年町焼却場の増設、昭和35年6月に折立焼却場の新設、そして昭和37年2月には同施設の増設等で対処し、さらに昭和40年2月、処理能力100t/日の衛生センターごみ焼却場(岐阜市羽島郡衛生施設組合(当時))を建設し、施設の整備拡充を図りました。

昭和45年4月、老洞焼却場(処理能力300t/日)を建設しました。さらに昭和54年3月には掛洞プラント(処理能力300t/日)が完成したことにより、市全体の焼却処理能力は、435t/日から675t/日に拡張し、可燃ごみの全量焼却体制が整いました。その後衛生センターへの本市の持ち込み分を60t/日と計画変更したことにより、昭和60年から660t/日体制となりました。

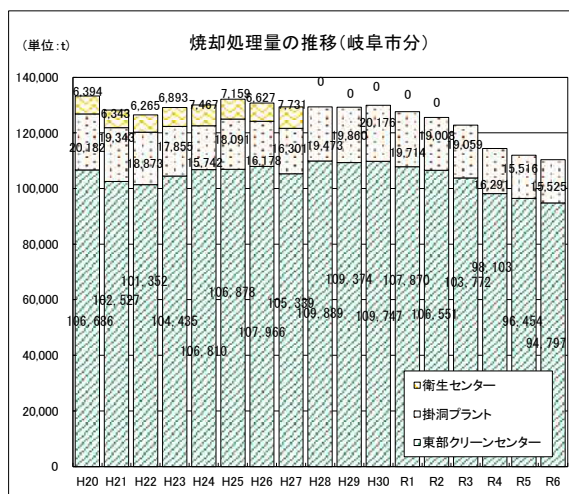
平成4年度から、衛生センター焼却施設の老朽化に伴い焼却能力180t/日の施設建設に着手し、平成7年に完成したことにより本市の持ち込み分は75t/日に計画変更されました。

平成10年4月には、老朽化した老洞焼却場に代わり、処理能力450t/日の東部クリーンセンターが稼働を開始しました。これに併せて、同年、掛洞プラントでは排ガス中のダイオキシン類を恒久対策基準である1.0ng-TEQ/m³N以下にするため、1号炉の排ガス対策工事を実施し平成11年1月に2号炉は休止としました。

広域行政の推進とともに、平成14年4月から衛生センターにて羽島市のごみを、同年12月から掛洞プラントでは山県郡

(現山県市)のごみをそれぞれ処理(山県市のごみは平成21年11月終了)するなど、近年において市内の焼却施設の総処理量は増加してきている一方で、衛生センターでの本市処理分を年間3,000tに抑える計画に変更しました。平成18年1月1日に柳津町と合併したことにより、衛生センターで処理する岐阜市分のごみは、約6,000tに増えました。なお、平成27年度末をもって、衛生センターごみ処理施設の稼働を停止しました。

☆令和6年度の焼却処理量は、2施設合わせて110,322tで、1日あたりの平均処理量は341tでした。また、総収集量119,405tのうち、最終的に焼却処理の対象となる量は111,332tで全体の約93.2%を占めています。



■破碎処理

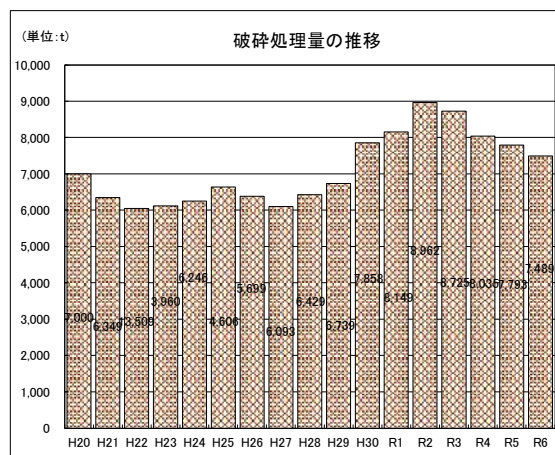
当初、粗大ごみは、最終処分場への全量埋立を行っていましたが、昭和54年4月に粗大ごみの中間処理施設として掛洞プラントに回転ハンマー式破碎機を併設(処理能力100t/5h)したことにより、家庭から出る家具、電化製品、家庭用品類等は概ね破碎処理してきました。

平成10年4月からは、老朽化した掛洞プラントに代わり、東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設(処理能力60t/5h)

の稼働を開始しました。しかし、平成27年10月に発生した火災事故の影響により処理施設は稼働を停止したため、移動式破碎機を設置して暫定的なごみ処理をしながら、処理施設の復旧工事を進めました。

令和3年3月に復旧工事が完了し、新たな粗大ごみ処理施設(処理能力36t/6h)による処理を開始しました。

☆令和6年度は7,489tを処理し、897tの金属類を回収、売却しました。



■資源化処理(選別・圧縮梱包)

昭和62年4月からのビン・カン分別収集事業開始に伴い、同年3月に処理能力20t/日の奥資源化センター(カンの選別・プレス場)を竣工しました。

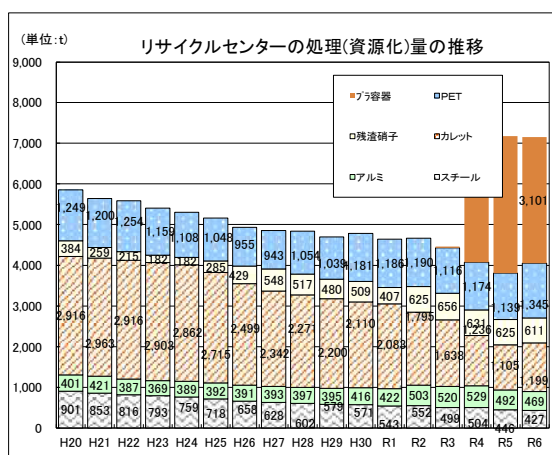
平成9年3月には「容器包装リサイクル法」の施行に併せ、奥資源化センターに代わる処理能力50t/日(平成12年度から52t/日、平成26年度から53t/日)の岐阜市リサイクルセンター(ビン・カン・ペットボトルの選別・プレス場)が完成し、4月からの稼働開始に伴いペットボトルの分別収集事業を開始しました。

令和4年3月には、施設の老朽化やペットボトルの消費量の増加に対応するため、処理能力46.1t/日の岐阜市リサイクルセンター(ビン・カン・ペットボトル・プラスチック製容器包装の選別・プレス場)が完成し、4月からの稼働開始に伴いプラ

スチック製容器包装の分別収集事業を開始しました（同年５月に５３．６ｔ／日へ変更）。

ここで選別及び圧縮・梱包した製品のうち、金属やカレットについては、競争入札により売却しており、ペットボトルや硝子残渣、プラスチック製容器包装は外部へ再生処理業務を委託しています。

☆令和６年度は９，１８１ｔを処理し、うち７，１５２ｔを資源化しました。



《最終処分》

■埋立

掛洞プラントの建設に伴い、昭和５３年度に、岐阜市北西部の佐野に埋立容量１２６，０００㎡の佐野最終処分場、北東部の阿原沖に埋立容量１１７，０００㎡の阿原沖最終処分場を建設し、污水处理施設を建設した後、昭和５４年４月から埋立てを開始しました。そして、昭和６２年６月に佐野最終処分場の埋立てを完了しました。

昭和６１年３月には佐野最終処分場の埋立完了に備え、容量１５８，０００㎡の奥最終処分場を建設し、平成９年３月に埋立てを完了しました。また、平成２年度には、阿原沖最終処分場を増設（容量１１７，０００㎡→１６３，０００㎡）し、増え続けるごみ（灰）量に対応すべく既存設備の充実を図りました。

そして、平成１０年３月には阿原沖最終処分場の埋立てを順次完了しました。

平成７年３月には、阿原沖一般廃棄物最終処分場の埋立完了に備え、埋立容量２８３，４００㎡の北野阿原一般廃棄物最終処分場を建設し、平成７年９月から埋立てを開始し、平成２４年６月に埋立てを完了しました。さらに、北野阿原一般廃棄物最終処分場の埋立て完了に備え、大杉一般廃棄物最終処分場を平成２３年３月に建設し、平成２４年１月から埋立てを開始しました。

☆令和６年度は１２，００５ｔの焼却残渣（重量換算、覆土は別）を最終処分しました。

■外部処理

市が収集する物のうち、乾電池、廃蛍光管、粗大系ごみの破碎不適収集品目、その他中間処理で選別される磁性金属類等については、外部処理施設（処理・再生業者）等にて適正に資源化等の処理がされています。

また、市の許可業者が収集する事業系一般廃棄物のうち、カン・ビン・ペットボトル、そのほか剪定枝などの資源ごみについても、外部の処理施設（再生業者）へ直接搬入され、再生利用されています。

実験動物死体は、市の許可業者が収集し自社処理（資源化）しています。

産褥汚物は令和元年度まで市の許可業者が収集し、市斎苑で火葬しました。

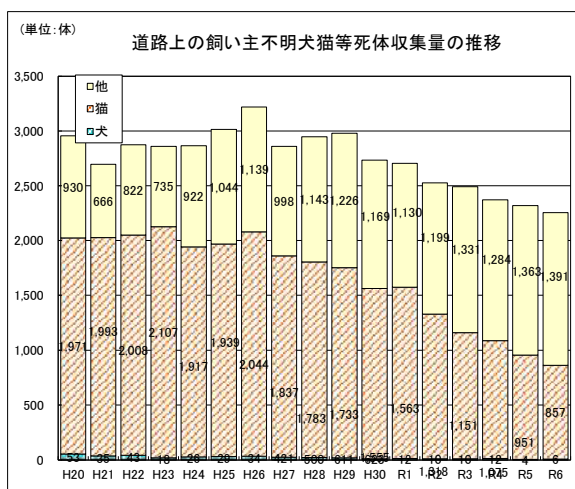
《その他》

■飼い主不明犬猫等死体収集・処理

道路上の飼い主不明犬猫等動物死体の収集・運搬は、専門の民間業者に委託しており、集められた死体は市斎苑（動物専用炉）にて火葬しています。平成１３年１０月より収集業務を３６５日に拡大したことで、届出に対してより迅速な対応ができた。

るようになりました。

☆令和6年度は、2, 254体を処理しました。



オ 指導・啓発

平成8年度から家庭系普通ごみの収集業務委託を開始するにあたって、収集業者の指導・監督及び、市民への啓発強化を目的とした指導係が環境事務所に設置されました。これにより、収集にかかる苦情対応や、ごみステーション管理にかかる自治会からの問い合わせや、ごみ出しルールの啓発活動がより迅速に行なえるようになり、しかも収集ノウハウのある職員が専門で対面啓発にあたることにより、状況に応じたきめ細かな対応が可能になりました。

■啓発シール「イエローカード」

平成10年2月から、ごみ出しのルールの徹底を強化するために、イエローカード制度を開始しました。

各地域のごみステーションに出された違反ごみには収集時にイエローカードを貼り、その場所に残します。後に担当者が直接現場に行き、違反内容の説明や正しい出し方の啓発をしています。

■冊子「岐阜市ごみ出しのルール」

家庭系ごみの排出ルールを中心に編集

し、自治会を通じて自治会加入世帯に配布するほか、市役所窓口にて転入者等へも随時配布しています。平成13年度からは粗大ごみの排出案内(特に家電リサイクル法対応)等を併せて掲載するために、それまでの1枚物チラシから冊子に変更しました。

☆自治会未加入者の多い集合住宅への啓発の強化と前年度実績を踏まえ、令和6年度は、約20万部を作成しました。

■ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」

令和6年10月から、スマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」の運用を開始しました。

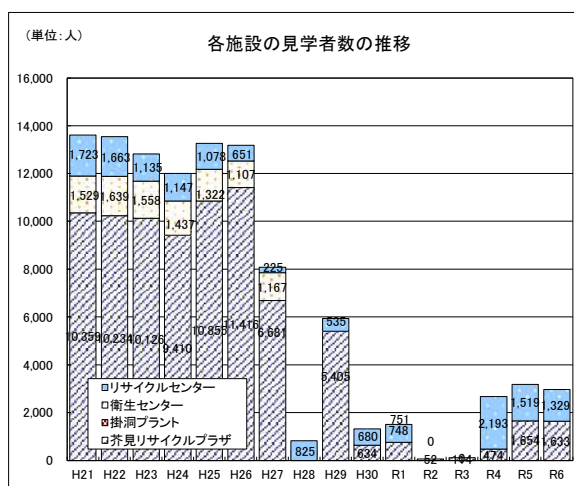
同アプリでは、ごみ収集カレンダー、ごみ分別検索機能に加えて、環境イベントの情報や台風などの緊急時の収集に関する情報を配信しています。また、英語を含む5つの外国語に対応しています。

☆令和6年度(令和6年10月～令和7年3月)は、4523件がダウンロードされました。

■中間処理施設等の見学会

東部クリーンセンター、岐阜市リサイクルセンターでは、ごみ処理の様子や各設備の働き等を見学(要予約)することができます。主に地域団体や学校などの活動で見学会を実施し、ごみ処理の仕組みやルールに対する理解を深めていただいています。

なお、岐阜羽島衛生センターは、平成28年3月のごみ焼却施設の稼働停止に伴い、見学受付は終了しました。



■芥見リサイクルプラザ

ごみの減量・資源化及び循環型社会の構築にむけた市民啓発の拠点とするため、平成10年4月に東部クリーンセンター内に開設されました。粗大ごみ・衣類等再使用品譲渡やリサイクル工芸室を使った各種講座、学習コーナー、施設見学などごみ減量・資源化の啓発事業を継続的に行っています。

☆平成30年4月から、令和5年3月までは粗大ごみ処理施設復旧・解体・跡地整備工事のため休館し、事業の一部を、大杉一般廃棄物最終処分場の環境学習棟で実施していました。また、その間、東部クリーンセンターの施設見学ができないため、学校に出向き、施設の概要やごみ処理の流れの説明を行っていました。令和5年3月末に工事が完了したため、令和5年4月から各事業を再開しています。(施設案内 P13参照)

☆令和6年度は東部クリーンセンター、大杉一般廃棄物最終処分場を合わせて1,638人が訪れました。

■ごみ収集車両(パッカー車)のラッピング

市直営のパッカー車を新規購入する際、市内の小中学生からごみ減量・資源リサイクルをテーマに募集したポスターから選

考した作品を架装部分に掲載しています。こうしたことでパッカー車をより身近に感じてもらい、ごみ出しルールの遵守をはじめ、ごみの減量・リサイクルの促進への関心を高めてもらうための工夫をしています。

カ 不法投棄対策

大量かつ悪質な廃棄物の不法投棄(廃棄物処理法第16条「投棄の禁止」)を未然に防止し、岐阜市の良好な環境を維持するため、平成11年4月に「岐阜市不法投棄監視モニター設置要綱」を施行し、「不法投棄監視モニター」と「不法投棄110番」を設置するとともに、環境事務所には不法投棄防止係を配置しました。これにより、通報に対してより迅速な対応ができるようになりました。

また、平成15年9月には、監視体制の強化を図り、「不法投棄監視システム」を導入しました。移動が容易な24時間監視カメラを常習箇所を設置することで投棄行為の抑制や投棄者の特定のために活用しています。

■「不法投棄監視モニター」

当初は山林や河川の多い区域から地元自治会の推薦による住民1~2人、市全体で30人を2年任期で委嘱していましたが、平成13年4月からは市内全域を対象に、54人に増員しました。また、18年1月羽島郡柳津町との合併により、同年4月から2人増員し、現在は55人に委嘱しています。職務は、担当地域内の適時監視パトロールや市への不法投棄情報の提供のほか、不法投棄防止のための啓発活動及び毎年実施される研修会に地域の情報や住民の意見などをもち寄っていただいています。

■「不法投棄 110 番」

広く市民から不法投棄の情報を得るため、平成 11 年 4 月環境事業部内に「不法投棄 110 番」を設置しました。

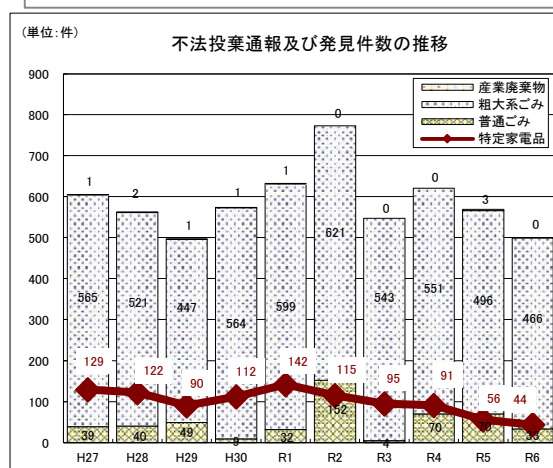
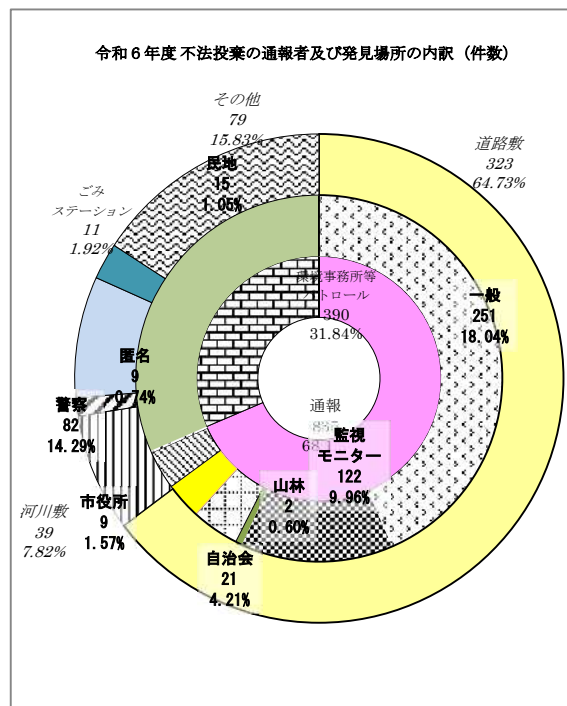
フリーダイヤル専用電話の他ファックスを備え、市民からの不法投棄情報をいち早く入手して、投棄場所・投棄物の内容等の情報から担当部局への連絡調整を行っています。

-不法投棄 110 番-
Tel 0120-530817
Fax 0120-530814

こうして得られた情報をもとに、必要に応じて市の関係部局及び警察、国や県の関係部局等と協議・連携をとりながら調査、回収、防止にあたっています。

また、平成 13 年 6 月に郵便局と、平成 14 年 5 月には森林組合と不法投棄の情報提供についての覚書を締結し、監視通報体制の一層の強化を図っています。

これらの不法投棄対策は、パトロールと通報に対する迅速な対応が基本となりますが、日々の地道な活動が徐々に市民の意識にも浸透し、抑止力となることで、年々、件数・量ともに減少する傾向にあります。



☆令和 6 年度 499 件の通報・発見がありましたが、投棄者を特定できるとは限らず、その場合は投棄場所の管理者(廃棄物処理法第 5 条「清潔の保持」)や市がやむをえず処理することになります。将来に向けて、不法投棄を予防するための監視及び指導啓発体制も一層充実させる必要があります。

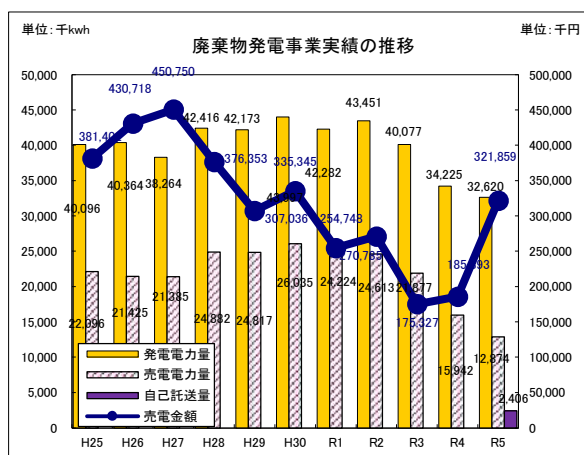
キ その他関連事業

■廃棄物発電事業

東部クリーンセンターでは、単に廃棄物を焼却処理するだけでなく、ごみ焼却余熱を利用した廃棄物発電事業を行っています。ここで発電した電力は、東部クリーン

センターと老洞環境事務所の施設電力や、岐阜市庁舎、岐阜市リサイクルセンター、掛洞プラントの3施設に電気を送電する自己託送に使用し、余った電力を電力会社に売電しています。

☆令和6年度は、31,866,490kWh発電し、うち3,837,921kWh(注1)を自己託送し、10,679,376kWhを170,336,042円で売電しました。(注1)送電ロスにより受電側数値との相違があります。

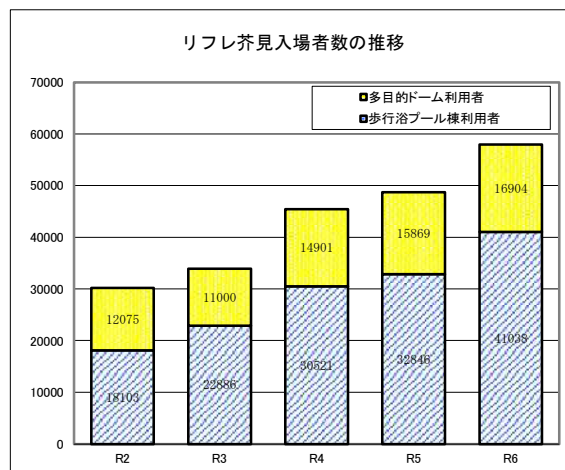


■リフレ芥見

平成19年3月、男女を問わず、幅広い年齢層が気軽にスポーツを楽しめるように、「心と体の健康増進」をテーマとして開設しました。

歩行浴プール、芝生広場があるほか、テニスやゲートボール、フットサルを楽しめる多目的ドームが利用できます。

なお、平成21年度から指定管理者制度及び利用料金制度を導入し、指定管理者が施設を管理運営しています。(P14参照)



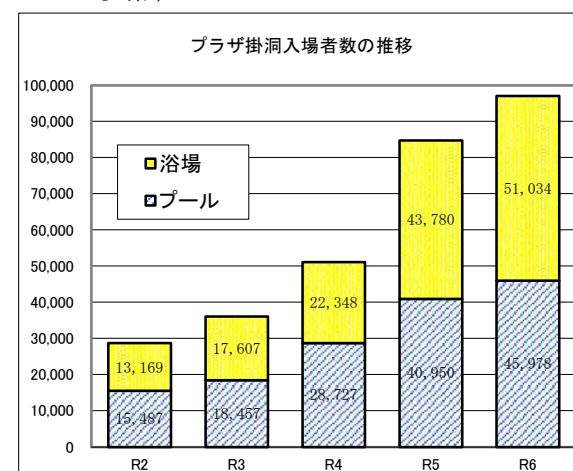
※令和2年から令和5年まで、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、休館や人数制限などの対策を実施

■プラザ掛洞

平成7年に岐阜市掛洞プラントのごみ焼却余熱を利用した環境に優しい施設として開設し、市民の健康増進を図っています。

温水プール、浴場及び会議室を備えた施設で、各種教室やイベントを開催しており、地域の憩いの場として定着しています。

なお、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設を管理運営しています。また、平成21年度からは利用料金制度を導入しています。(施設概要P15参照)



※令和2年から令和5年5月まで、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、休館や人数制限などの対策を実施

■掛洞苑(フィールドアスレチック広場)

昭和55年4月に開苑した掛洞苑のフィールドアスレチック広場には、桜の木が

250本ほど植樹され、岐阜市有数の桜の名所となっています。

また、昭和56年8月に掛洞プラントの余熱利用施設が開設されましたが、プラザ掛洞の新設にあたり平成8年4月に改裝しリサイクルまんが館となりました。この施設も平成31年3月をもって閉館となり、まんが本の一部は、プラザ掛洞のまんがコーナーに移設しました。

2 循環型社会の推進

(1) 岐阜市分別収集計画

容器包装リサイクル法の施行に伴い、容器包装廃棄物の分別収集を実施するにあたって5年を一期とする岐阜市分別収集計画(平成9年4月始期)を策定し、3年ごとに見直しを行うこととしています。

現在の計画は、令和5年4月を始期として令和9年度末までの5年間を計画期間としています。

容器包装リサイクル法に関する10品目の容器包装廃棄物の行政収集及び自治会や市民団体が実施する集団回収による収集体制が整っています。

ペットボトルは、令和6年度は指定法人である(財)日本容器包装リサイクル協会のルートにより1,345t(出荷重量)が再資源化されました。

白色トレイについては、現行のトレイ回収協力店による拠点回収体制の拡充に加え、令和4年度4月から開始された「プラスチック製容器包装」の分別収集により実施しています。

(2) 家庭系ごみの減量

①資源分別回収

従来から市民運動として行なわれていた紙・繊維・金属など、再生できる資源の集団回収を全市域で実施するため、昭和58年度から「資源分別回収事業」として奨励制度を発足させました。

この事業は、自治会連合会を単位に原則として月1回、自治会・女性の会・PTA・子ども会・老人クラブなどの実施団体が回収を行うもので、回収品目は「紙類」・「古着」・「カン・フライパン類」の3種類(「生きビン類」・「雑ビン類」は取扱う業者の減少や資源回収量の低下に伴い、令和4年3月末で回収を廃止)です。

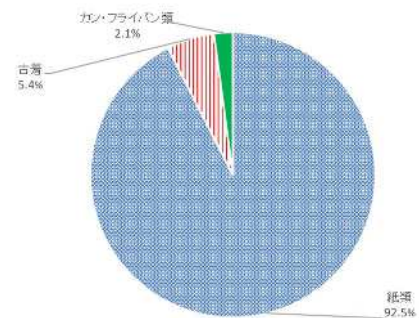
平成26年度からは、自治会連合会に対し、奨励金として均等割額3万円と、実績割額を回収重量1kgにつき6円、雑がみは回収重量1kgにつき8円支給しています。

また、平成24年度から自治会連合会と協力して「古紙回収用ボックス」を順次設置しています。設置した自治会連合会に対し奨励金を交付しており、平成29年度からは設置区分に応じた活動割額として1ヵ所月額2,500円、2ヵ所月額3,800円を支給しています。

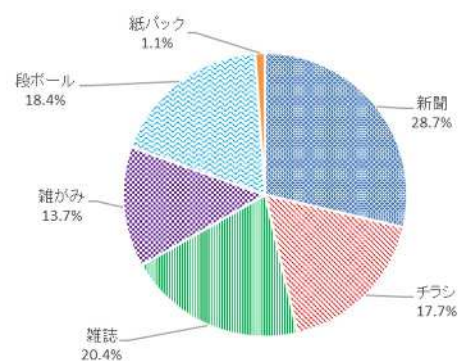
このほか、集積場所の品目板及び実施チラシなどの物品助成も行なっています。☆令和6年度は市内全50地区において930回実施され、回収量は3,344tでした。

(資源回収の品目組成)

令和6年度



(紙類の品目組成)



端数処理のため、合計値が一致しない

■団体別実施回数の推移

単位（回）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自 治 会	633	641	649	649	675
P T A	93	93	97	84	76
女 性 の 会	16	15	19	13	16
子 ど も 会	62	63	62	57	50
各 種 団 体	58	60	60	55	42
そ の 他	66	68	66	79	71
合 計	928	940	953	937	930

■回収量の推移

単位（t）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙類	4,585	4,354	4,008	3,481	3,092
古着類	488	331	267	219	181
カン・フライパン類	118	108	89	81	72
生きビン類	20	18	0	0	0
雑ビン類	77	72	0	0	0
合計	5,288	4,883	4,364	3,781	3,344

※生きビン類・雑ビン類は令和4年3月末で回収を廃止。

※四捨五入しているため合計値が合わないことがあります。

■令和6年度自治会連合会別回収実績

校区名	人口 (R7.4.1現在)	実施回数 (回)	総回収量 (kg)	一回あたりの平均回収量 (kg)	1人あたりの平均回収量 (kg)
1 金 華	4,123	12	93,350	7,779	22.6
2 京 町	3,431	12	101,605	8,467	29.6
3 明 徳	2,806	12	58,640	4,887	20.9
4 徹 明	5,344	12	102,760	8,563	19.2
5 白 山	5,679	24	44,030	1,835	7.8
6 梅 林	5,911	23	103,760	4,511	17.6
7 本 郷	5,953	24	94,879	3,953	15.9
8 華 陽	7,228	12	122,600	10,217	17.0
9 木之本	5,485	12	52,960	4,413	9.7
10 本 荘	10,852	24	102,200	4,258	9.4
11 日 野	7,671	22	65,070	2,958	8.5
12 長 良	6,346	12	37,200	3,100	5.9
13 長良西	12,638	28	108,010	3,858	8.5
14 長良東	10,334	12	99,100	8,258	9.6
15 島	13,629	24	124,395	5,183	9.1
16 早 田	8,866	24	62,296	2,596	7.0
17 城 西	7,905	24	83,585	3,483	10.6
18 三 里	14,287	25	87,310	3,492	6.1
19 鷺 山	9,533	15	80,640	5,376	8.5
20 加納東	6,816	24	99,320	4,138	14.6
21 加納西	7,751	24	146,070	6,086	18.8
22 則 武	9,294	13	60,037	4,618	6.5
23 常 磐	6,323	12	30,470	2,539	4.8
24 長森南	13,891	24	80,120	3,338	5.8
25 長森北	6,174	12	44,720	3,727	7.2
26 長森西	9,228	12	58,380	4,865	6.3
27 長森東	7,898	24	81,605	3,400	10.3
28 木 田	3,041	24	32,865	1,369	10.8
29 岩野田	6,931	10	25,650	2,565	3.7
30 岩野田北	8,211	24	86,130	3,589	10.5
31 黒 野	10,828	24	77,305	3,221	7.1
32 方 県	2,224	12	28,200	2,350	12.7
33 茜 部	14,174	24	55,070	2,295	3.9
34 鶉	13,411	12	27,230	2,269	2.0
35 西 郷	8,780	25	44,245	1,770	5.0
36 七 郷	11,134	18	57,790	3,211	5.2
37 市 橋	15,652	12	44,730	3,728	2.9
38 岩	4,515	22	42,360	1,925	9.4
39 鏡 島	12,484	12	94,530	7,878	7.6
40 厚 見	13,030	21	67,350	3,207	5.2
41 日置江	4,662	24	47,945	1,998	10.3
42 芥 見	7,211	24	74,870	3,120	10.4
43 芥見東	4,988	19	58,710	3,090	11.8
44 芥見南	2,665	25	32,770	1,311	12.3
45 藍 川	5,340	24	51,660	2,153	9.7
46 合 渡	6,269	18	26,245	1,458	4.2
47 三輪南	9,118	16	42,280	2,643	4.6
48 三輪北	2,288	13	17,280	1,329	7.6
49 網 代	1,770	5	17,270	3,454	9.8
50 柳津町	13,548	24	66,430	2,768	4.9
合計	397,670	930	3,344,027	3,596	8.4

②家庭用電気式生ごみ処理機購入補助

「家庭用電気式生ごみ処理機」には主に生ごみを温風乾燥させ減容する温風乾燥方式と、微生物や培養機材を用いて生ごみを分解する分解方式があります。

補助制度は、処理機を自ら購入する市民で、適切かつ安全に使用及び管理ができ、処理物を環境衛生上支障がないように自家処理できる人に対し、購入金額の2分の1を補助する(ただし、20,000円を限度)制度です。

なお、この補助制度は、補助台数が減少傾向にあるなど、一定の周知は図られたと推定されたため、平成18年度をもって一旦終了しましたが、近年廉価で高機能・コンパクトな処理機が販売されており、手軽に生ごみの減量に取り組むことができることから、令和4年度から補助制度を再開しました。

☆令和6年度は、168世帯に対し、3,015,020円の補助金を交付しました。

■生ごみ処理機購入補助実績

年 度	補助台数 (基)	補助金額 (円)
平成10年度	411	11,276,580
平成11年度	802	21,172,840
平成12年度	1,369	27,268,680
平成13年度	641	12,718,870
平成14年度	301	5,915,810
平成15年度	244	4,799,080
平成16年度	210	4,151,600
平成17年度	202	3,977,480
平成18年度	284	5,581,830
合 計	4,464	96,862,770

■生ごみ処理機購入補助実績(令和4年度～)

令和4年度	64	1,021,650
令和5年度	170	3,003,550
令和6年度	168	3,015,020
合 計	402	7,040,220

③ダンボールコンポスト普及促進補助

ダンボールコンポストによる家庭での生ごみ資源化を促進するため、平成29年7月からダンボールコンポストの消耗品の購入費用の一部を補助しています。

☆令和6年度は、321世帯に対し、465,400円の補助金を交付しました。

■ダンボールコンポスト購入補助実績

年 度	補助世帯数 (世帯)	補助金額 (円)
平成29年度	282	354,560
平成30年度	294	416,710
令和元年度	350	470,970
令和2年度	355	505,320
令和3年度	430	618,840
令和4年度	418	601,000
令和5年度	385	546,250
令和6年度	321	465,400
合 計	2,835	3,979,050

④生ごみ地域循環事業

ダンボールコンポストで作った堆肥を有効活用するため、家庭でダンボールコンポストを用いて作った堆肥を使用しきれない場合は、市で回収し、学校の花壇などで活用しています。

☆令和6年度は、12袋62.9kgを回収し、そこから生成した5.6kgの堆肥を市内の小学校1校の花壇に使用しました。

(3) 事業系ごみの減量

～事業者による取り組み～

①事業系一般廃棄物減量対策

年間ごみ処理総量の約30%を占める事業系ごみ減量のため、市内事業所に対し計画的なごみ減量と資源化の推進を指導啓発しています。

「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」を制定(平成11年7月)し、大規模事業所を対象とした「一般廃棄物管理責任者の手引き」を作成、「一般廃棄物管理責任者」の選任と「一般廃棄物減量計画書」の提出を義務付け、要綱に基づいた減量指導を行なっています。令和6年度における「一般廃棄物減量計画書」の提出事業所数は185件で、令和5年度資源化率(実績)は42.79%でした。また、令和6年度は35件の事業所に立入調査をしました。

平成25年度より占用面積500㎡を超える事務所・小売店(中規模事業所)も対象に加え、令和6年度は262件の事業所に「一般廃棄物減量計画書」の提出を求め、令和5年度資源化率(実績)は66.56%でした。また、令和6年度は81件の事業所に立入調査をしました。

②エコ・アクションパートナー協定店事業

平成4年度から、ごみ減量・リサイクルに自ら積極的に取り組む市内の小売店を「G・Rマークの店」として登録し、消費者に愛される環境にやさしい店づくりを広めていくことにより、市民あげてのごみ減量運動の展開追加を図ってきました。

平成9年度からは、モデル事業として「岐阜市トレイ回収協力店」、平成1

4年度には、「岐阜市リサイクル商品取扱推進店」を募集し、これらを合わせて「G・Rマークの店」として認定する制度に見直しました。この制度は、その後の「個別リサイクル法」の制定・施行や、リサイクル商品の一般化により平成20年度から「岐阜市トレイ回収協力店」のみに整理されました。

一方、平成19年度には、容器包装廃棄物等の減量や資源化等環境負荷の少ない活動を進める事業所を「エコ・アクションパートナー協定店」として市と協定を結ぶ制度を設けました(令和6年度協定締結店47店舗)。平成20年8月5日には、「岐阜市レジ袋削減(有料化)の取り組みに関する協定」を23業者、市民団体の参加による推進会議及び岐阜市の3者間で締結し、9月1日から多くの市内小売店でレジ袋の無料配布が中止されました。また、平成24年度から「岐阜市トレイ回収協力店」の活動をこの制度に組み込みました。

③トレイ回収協力店事業

容器包装リサイクル法の対象品目である発泡スチロール製トレイについては、平成12年度から市内の食品系スーパーマーケット等に対し、自主回収を協力依頼しています。

☆令和6年度のトレイ回収協力店(46店舗)の報告回収量は、約35tでした。

④はがきのリサイクルグリーンボックス事業

平成10年度から、郵便局と市が共同ではがき専用の回収ボックスを設置しました。回収したはがきは製紙工場で溶解処分し、再生トイレットペーパー

一の原料としています。

＜設置場所＞

市内各郵便局

市役所・各事務所

市ステーションプラザ(JR 岐阜駅構内)

☆令和 6 年度実績は、790 kg、
263, 300 枚でした。

⑤使用済みインクカートリッジ事業

インクカートリッジメーカー等が行うインクカートリッジ里帰りプロジェクトとして、専用回収ボックスを設置し、使用済みインクカートリッジを回収しています。

回収されたインクカートリッジはメーカーにおいてリサイクルされます。

＜設置場所＞

市役所・各事務所

柳津資源ステーション

市ステーションプラザ(JR 岐阜駅構内)

みんなの森ぎふメディアコスモス

☆令和 6 年度実績は、199.1 kg
でした。

(4) ごみ減量・リサイクル啓発事業

①環境推進員

環境推進員設置要綱(平成 4 年制定)により、50 自治会連合会毎に 3～4 人(計 181 人)の「環境推進員」を 2 年の任期で委嘱し、地域におけるごみ減量や資源リサイクル活動の推進など行政と地域住民とのパイプ役としての活動をお願いしています。

②リサイクル学習バス(ｼﾞｯｸ・ｱｸｼｮﾝ号)

地域が主体となってごみ減量・リサイクルの推進を図るため、平成 8 年度から自治会連合会等、一定数以上の市民が活動する団体が、ごみ処理施設などの見学会を実施する場合に、バス 1

台の借上料を支援しています。

☆令和 6 年度は、8 団体 194 名が参加しました。

③ごみ減量・リサイクル講座

職員が、ごみ減量と資源化の状況や手法などについてのお話をします。ごみに関する理解を深めていただき、さらに積極的な取り組みをお願いしています。

☆令和 6 年度は、31 回実施しました。

④ダンボールコンポスト講座

ダンボールコンポストは、生ごみの分解を促進する基材を入れたダンボール箱の中に生ごみを入れ、生ごみを分解して堆肥化するものです。

安価で手軽に生ごみを減量することができるため、市民団体と協力して講座を開催し積極的に啓発しています。令和 2 年 7 月からは、ダンボールコンポストの実践方法を学ぶことができる動画の配信を開始し、動画視聴による受講にも対応しています。

☆令和 6 年度は導入講座を 24 回開催し、563 名の方が参加し、動画視聴による受講者は 37 名でした。

⑤ごみ 1/3 減量活動支援

地域が主体となって取り組むごみ減量・資源リサイクル活動に対し、啓発用物品を貸与するなどの支援をしました。

⑥小学生社会科副読本

小学 4 年生の社会科学習資料として、ごみ処理の内容をわかりやすく説明した副読本「ごみとわたしたち」及び「教師用指導資料」のデジタルファイルを作成し、児童のタブレット PC へ配

信しました。

⑦ごみ 1/3 減量大作戦子どもポスター コンクール

小・中学生から、ごみ減量・資源リサイクルをテーマにポスターを募集し、審査の結果、応募作品 180 点から入賞作品 42 点を選考しました。入賞作品は市役所エントランスモール等で展示を行いました。

また、優秀作品をもとに啓発ポスターを作成し、市内小・中学校等公共施設に掲示しました。

⑧市有不用品売払のメルカリ Shops 活用事業

庁内で使用しなくなった物品のリユースを促進するため、フリマアプリであるメルカリにネットショップを持つことができる「メルカリ Shops」の岐阜市版を開設しました。

令和 6 年 11 月 4 日に開催した「第 11 回ごみ減量フォーラム」において岐阜市「メルカリ Shops」オープン発表会を行い、あわせて第 1 回の出品を行いました。

年度	販売数	販売額	販売月
令和 6	453 品	1,039,370 円	11~3 月

し尿処理事業

(1) 概要

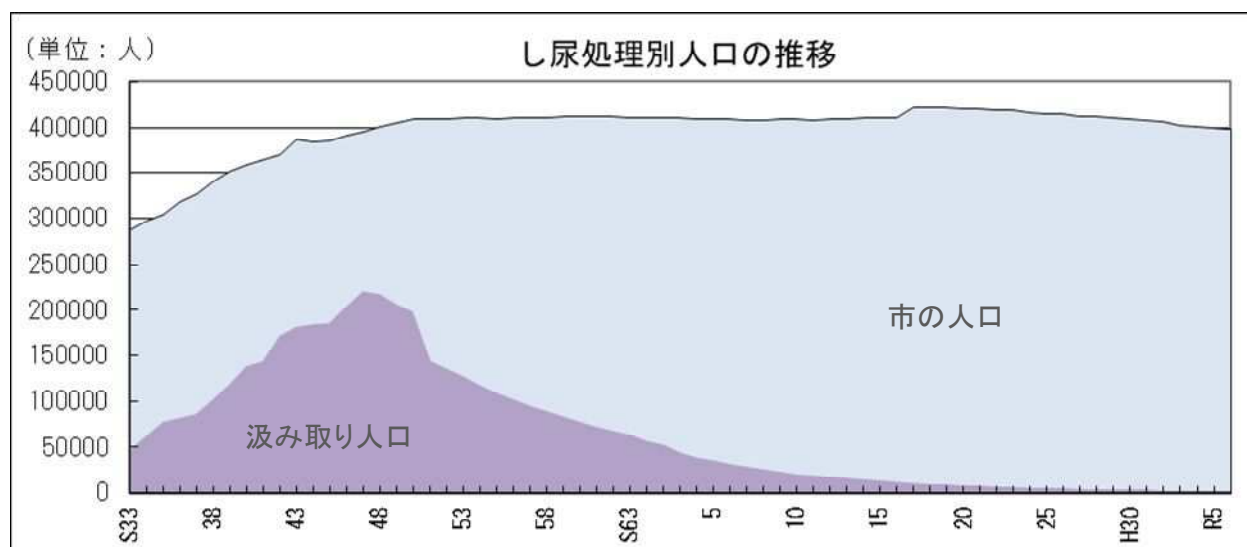
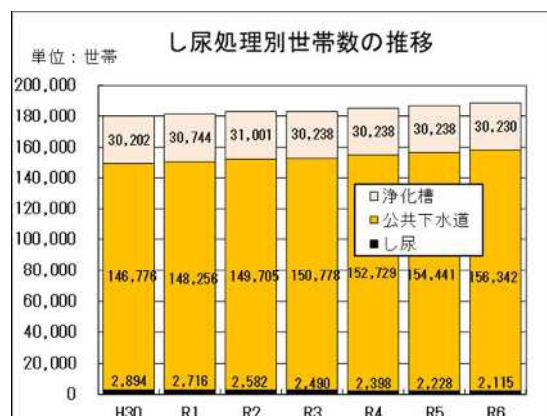
岐阜市のし尿収集は、古くは近郊農家の肥料としてのくみ取りに端を発し、人口の増加等に伴い、昭和27年度から市職員による収集処理を開始しました。当時はリヤカーに樽を積み手作業で実施していましたが、需要の増加に伴いより効率的な業務推進を図るため、昭和29年にバキューム車5台を導入し、職員10名をもって機械化収集に着手しました。

その後、化学肥料の普及などによって農家が行うくみ取りが減る一方で、市が行うし尿収集の戸数は増加の一途をたどり、昭和32年度には収集業務の一部を民間へ委託しました。

また、収集したし尿は、当初は下水処理場で処理していましたが、収集量が増大したため、昭和38年2月に処理能力66kℓ/日の衛生センター（岐阜羽島衛生施設組合し尿処理場）を羽島郡との共同によって建設しました。それでもなお、し尿処理の大半を下水処理場に依存する体制がしばらく続いたため、昭和47年11月に処理能力300kℓ/日の寺田プラントを独自に建設し、し尿の全量処理体制を確立させました。

その後、下水道整備事業の推進に伴う水洗化の進展や浄化槽の普及によって、し尿処理戸数は昭和47年をピークに減少傾向にあり、次第にし尿の量を浄化槽汚泥の量が上回り、平成17年3月には寺田プラントを浄化槽汚泥専門処理施設に改造し、し尿の全量を衛生センターで処理しています。

しかし、浄化槽汚泥発生量の減少が見込めないことから、寺田プラントでは、平成26年度から2か年計画で施設改造工事を実施。循環型社会形成推進交付金の対象となるディスポーザー汚泥処理・脱水汚泥の含水率が、70%未満の低含水率脱水機を導入し、処理能力の増強・運転システムの効率化を図っています。



(2) 収集・運搬

し尿の定期収集は、し尿くみ取りの申し込みのあった世帯に対して、23日間隔を基準にして巡回収集を行っています。

現在は、地域区分に応じて直営と委託の2形式とし、あわせて車両10台、作業関係職員21名をもって作業にあたっています。

また、水洗化の進展に伴い、くみ取り処理戸数が減少する一方で、工事現場や様々な催し物等で使用する仮設トイレのくみ取りの需要があります。それらのくみ取り依頼は不定期であるとともに、作業場所も市内全域に散在するため、通常の定期巡回用の収集車両以外に、予備車両も使用して効率よく収集する体制をとっています。

また、岐阜市では、毎年5月11日から10月15日までの期間、長良川の鵜飼が開催されています。最近では、鵜飼の観覧船へのトイレの設置やトイレ船の導入などによってより快適な観覧環境が整備されていますが、この期間中、週3回程度観覧船に対するし尿のくみ取りを実施し、岐阜の観光の顔である鵜飼事業の快適で円滑な推進を側面から支えています。

☆令和6年度は3,394.2kℓのし尿を収集しました。

■し尿収集対象戸数

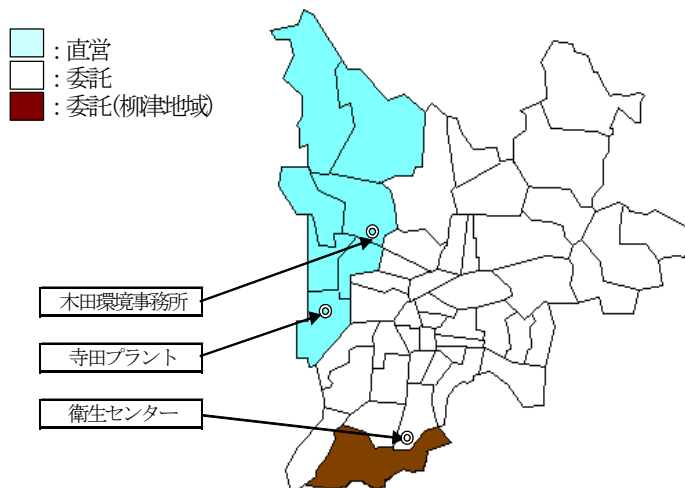
(令和7年4月1日現在)

区分		定額制		従量制	車両数 (台)	職員数 (人)
		戸別 (戸)	人員 (人)	戸別 (戸)		
直営	一般世帯	313	497	204	4	7
	公共世帯	—	—	75		
委託 岐阜 柳津	一般世帯	904	1,518	501	3	8
	一般世帯	30	60	88	3	6
合計		1,247	2,075	868	10	21

■し尿収集量の推移



■し尿収集区域 (令和7年4月1日)



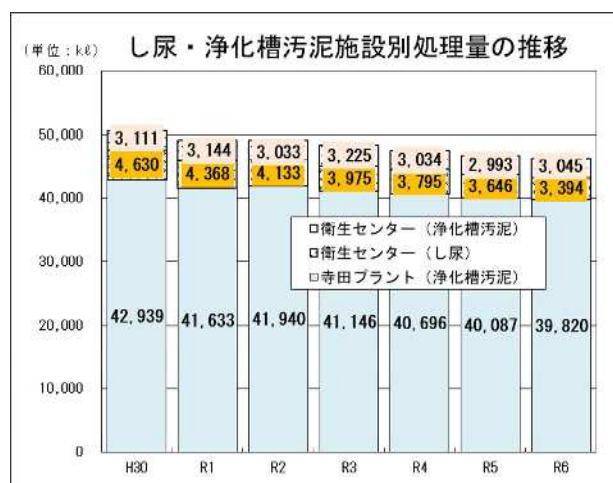
(3) し尿・浄化槽汚泥処理

し尿と浄化槽汚泥は、当初は下水処理場と衛生センターで処理していましたが、収集量が増大したため、昭和47年に寺田プラントを建設し、全量のし尿と浄化槽汚泥の一部を併せて処理することになりました。

平成17年には浄化槽汚泥の処理体制の変更等のため、寺田プラントを浄化槽汚泥専門処理施設に改造し、浄化槽汚泥の大部分が処理されるようになりました。それに伴い、し尿は衛生センターで浄化槽汚泥の一部と併せて処理しています。

その後、浄化槽汚泥発生量の減少が期待できないことから、寺田プラントでは施設の延命化・運転システムの効率化を図るため平成26年度から2ヵ年計画で施設の改造工事を実施しました。

☆令和6年度はし尿を3,394.2kℓ、浄化槽汚泥を39,819.8kℓ処理しました。



(4) 公衆便所

環境事業課が所管する公衆便所は、現在、市内に16ヵ所設置されています。

(詳細はP12参照。)公衆便所の清掃は、市内に点在する公衆便所の清掃作業の効率化を図るため、公園整備課が所管する308ヵ所を含めて地域割りし、その内の35ヵ所(直営11ヵ所、委託24ヵ所)について、環境事業課が清掃を実施しています。清掃は、特に利用の多い公衆便所については1日5回、その他については原則1日1~2回実施し、衛生的で快適な公衆衛生環境の保持に努めています。

市内の公衆便所数(令和7年4月1日現在)

(単位: 箇所)

管 轄	施設数	環境事業課		公園整備課	
		直営清掃	委託清掃	直営清掃	委託清掃
環境事業課	16	9	7	0	0
公園整備課	308	2	17	0	290
計	324	11	24	0	290

※粕森公園で委託の重複有り

(5) し尿処理手数料の変遷

し尿を処理するにあたっては多大な費用を要します。効率的な業務運営に努めるとともに、良好な生活衛生環境を維持していくため、利用者には応分の料金負担をいただいています。なお、手数料単価については、し尿処理にかかる処理原価や社会情勢などの諸動向を踏まえつつ、適正な負担をいただくよう逐次見直しを行っています。また、納付方法についても、平成30年度よりスマートフォンによる決済サービスを導入するなど納付機会の拡充に努めています。

し尿処理手数料の推移

単位: 円

改 定 日	S29.10.1	S41.12.1	S47.4.1	S51.1.1	S55.4.1	S57.4.1	S59.4.1	H6.4.1	H12.4.1	R元.10.1
定額制 1人1回あたり		25	35	100	130	160	200	280	320	320
従量制 18ℓあたり	10	10	15	50	65	80	100	140	160	160
臨時収集加算金 1回につき								1,000	1,200	1,250

4 浄化槽事業

(1) 浄化槽について

①概要

浄化槽には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、し尿と生活雑排水を一緒に処理する「合併処理浄化槽」の2種類があります。

前者の「単独処理浄化槽」を使用している建物から出る生活雑排水は、河川の水質汚濁を進行させ、生活環境を悪化させます。そこで本市は、平成10年4月1日から「岐阜県浄化槽の設置等に関する指導要綱」により、新たに設置する浄化槽は「合併処理浄化槽」とするよう指導してきました。

また、平成12年6月に、浄化槽法が改正(平成13年4月施行)されてからは、新たに設置される浄化槽は、「合併処理浄化槽」のみとなりました。これ以降、「浄化槽」とは「合併処理浄化槽」のみを示すことになり、「単独処理浄化槽」は「みなし浄化槽」と表現されるようになりました。(本文章中では、表現の都合上、「単独処理浄化槽」や「合併処理浄化槽」等の従前の表記をしています。)

年度別設置基数

年度 \ 人槽	5～10	～20	～50	～100	～500	501～	合計
令和2年度	17,958	927	1,374	265	174	12	20,710
令和3年度	17,824	919	1,349	263	172	11	20,538
令和4年度	17,701	906	1,332	257	173	11	20,380
令和5年度	17,605	898	1,316	256	171	11	20,257
令和6年度	17,473	879	1,292	249	168	11	20,072

処理方式別設置基数(令和6年度末)

処理方式	人槽	5～10	～20	～50	～100	～500	501～	合計
新構造	単独	8,403	446	754	0	0	0	9,603
S55～	合併	4,436	108	199	136	132	8	5,019
旧構造	単独	4,631	325	339	113	17	0	5,425
～S55	合併	3	0	0	0	19	3	25
計		17,473	879	1,292	249	168	11	20,072

☆令和6年度末の設置基数は、「単独処理浄化槽」が15,028基、「合併処理浄化槽」が5,044基の計20,072基です。

②設置状況

浄化槽の設置基数は平成7年度までは増加していましたが、下水道地区の拡大により下水道への切替が進み、年々減少しています。

設置基数と合併処理浄化槽の推移

年度	設置基数	合併処理浄化槽
昭和56年度	20,312	156
昭和60年度	25,537	243
平成2年度	29,060	401
平成7年度※	29,693	515
平成29年度	21,279	4,787
平成30年度	21,083	4,826
令和元年度	20,893	4,888
令和2年度	20,710	4,919
令和3年度	20,538	4,953
令和4年度	20,380	4,980
令和5年度	20,257	5,021
令和6年度	20,072	5,044

※浄化槽設置基数ピーク

建築用途別設置基数(令和6年度末)

建築用途人槽	5～10	～20	～50	～100	～500	501～	合計
集会場	42	29	44	7	6	1	129
住宅	16,595	486	632	124	48	4	17,889
宿泊施設	0	0	3	2	12	2	19
医療施設	3	6	55	15	11	4	94
店舗	191	153	322	60	43	0	769
娯楽施設	3	3	13	6	12	0	37
ガソリスタント・車庫	7	22	13	0	1	0	43
学校施設	7	3	12	8	22	0	52
事務所・作業所	618	173	187	22	10	0	1,010
その他	7	4	11	5	3	0	30
合計	17,473	879	1,292	249	168	11	20,072

③検査実施状況

1. 法定検査

浄化槽法第7条により、使用開始した浄化槽については、3か月を経過した日から5か月の間に水質検査、機能検査等が義務づけられています。

また、それ以後は、浄化槽法第11条により毎年1回の水質検査、機能検査が義務づけられています。実施基数及び結果は、別表のとおりです。

2. 立入検査

201人槽以上の浄化槽について、浄化槽法第53条第2項に基づき、立入検査を実施しています。

実施基数及び結果は、別表のとおりです。

法定検査結果(令和6年度)

検査基数		判定	
検査種別	基数	適正(%)	不適(%)
7条検査	48	40 (83.3)	8 (16.7)
11条検査	16,159	14,889 (92.1)	1,270 (7.9)

立入検査結果(令和6年度)

対象基数		立入件数	水質汚濁防止法排水基準違反件数
201人槽～500人槽まで	63	14	1
501人槽以上	11	9	1
計	74	23	2

(2) 関係業者

(令和6年度)

①浄化槽保守点検業者

浄化槽管理者には、その機能が正しく働き、放流水が基準以内で流されるよう、保守点検を行うことが義務づけられています。

浄化槽の保守点検は本市に登録してある浄化槽保守点検業者で専門的知識と技能を持つ浄化槽管理士が行います。

☆登録業者は、令和6年度末現在で44社です。

②浄化槽清掃業者

浄化槽は、使用していると汚泥やスラムがたまり浄化する機能が低下します。浄化機能を維持するために清掃が必要となります。

浄化槽法第10条では、年に1回(全ばっ気方式は半年に1回以上)の清掃の実施を義務づけられています。

☆岐阜市内の許可清掃業者は令和6年度末現在で3社です。

③浄化槽工事業者

浄化槽の施工は、専門的な知識と技能が必要で、県に登録された浄化槽工事業者で専門的知識と技能をもつ浄化槽設備士が行います。

(3) 指導状況

①立入調査及び指導

悪臭などの苦情の原因となる浄化槽について立入指導を行なっています。

☆令和6年度は10件の苦情を受け付けました。

また、法定検査で不適であった浄化槽に対する指導や下水道への切替、新規の入れ替え等による廃止浄化槽の調査を実施しています。

立入調査項目	立入調査件数
新設浄化槽等の現場確認	52 件
法定検査不適施設指導 (※)	280 件
廃止浄化槽調査	114 件
計	446 件

※浄化槽法第7条検査不適施設を含む。

②関係業者指導

浄化槽関係業者の技術及び資質向上を図るため、業界講習会・研修会で関係法規並びに最近の情勢などについて指導を行っています。

(4) 啓発の状況

合併処理浄化槽の普及、促進及び浄化槽の維持管理について、「広報ぎふ」に掲載しました。また、本市ホームページに『浄化槽の管理について』を掲載し、適正な維持管理の啓発を行っています。

新たに浄化槽が設置された場合は、浄化槽の確認と管理者への維持管理啓発のため、設置場所への立入調査を行っています。

☆令和6年度に新たに設置された浄化槽は、52基です。

なお、立入調査の際、啓発用冊子「合併処理浄化槽と上手につきあう方法」等を配布し、適正な維持管理について説明をしています。

(5) 浄化槽設置整備事業

生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道事業計画区域以外の地域及び下水道事業計画区域であっても整備が7年以上見込まれない地域の住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。

平成22年度からは窒素または磷の除去能力を有する高度処理型浄化槽に対しての補助金額が新設されました。☆令和6年度は、新たに設置された浄化槽の76.9%にあたる40基に補助を実施しました。

また、合併処理浄化槽に入れ替える場合の配管工事費用に対する補助のうち、単独処理浄化槽又はくみ取りからの入れ替えに対しての30万円の上乗せ補助を13基に実施し、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合に12万円の上乗せ補助を11基に対して実施しました。

浄化槽補助金額(令和6年度)

5人槽 (通常型)	332,000 円
6～7人槽 (通常型)	414,000 円
8～50人槽 (通常型)	548,000 円
5人槽 (高度処理型)	360,000 円
6～7人槽 (高度処理型)	462,000 円
8～50人槽 (高度処理型)	585,000 円

浄化槽設置整備事業実績

年度	基数	補助金交付額
平成12年	183	77,214,000 円
平成13年	198	80,979,000 円
平成14年	141	57,024,000 円
平成15年	129	52,929,000 円
平成16年	140	56,892,000 円
平成17年	126	50,991,000 円
平成18年	145	58,287,000 円
平成19年	139	55,256,000 円
平成20年	104	40,938,000 円
平成21年	97	38,240,000 円
平成22年	100	47,820,000 円
平成23年	99	47,340,000 円
平成24年	113	52,542,000 円
平成25年	104	50,124,000 円
平成26年	83	39,564,000 円
平成27年	83	39,648,000 円
平成28年	79	37,020,000 円
平成29年	70	32,946,000 円
平成30年	54	25,500,000 円
令和元年	66	31,080,000 円
令和2年	45	21,048,000 円
令和3年	45	18,918,000 円
令和4年	37	15,624,000 円
令和5年	50	20,694,000 円
令和6年	40	16,584,000 円

補助金交付状況(令和6年度)

人槽	基数	補助金交付額
5人槽	21	7,560,000 円
6～7人槽	17	7,854,000 円
8～50人槽	2	1,170,000 円
合計	40	16,584,000 円

1 産業廃棄物処理の経緯と現状

廃棄物の排出抑制、適正処理及び生活環境の清潔保持による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など法令で定めるものは産業廃棄物として、それ以外の廃棄物は一般廃棄物として、処理されています。

産業廃棄物にあたるものは下記のとおりです。

産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残渣⑪動物系固形不要物⑫ゴムくず⑬金属くず⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑮鉱さい⑯がれき類⑰動物のふん尿⑱動物の死体⑲ばいじん⑳13号廃棄物（①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの）

（参考：廃棄物の区分）



昭和45年12月25日、旧清掃法が改正され、廃棄物処理法が公布されました。その中で産業廃棄物の処理について、事業者処理の責任が明確化されています。

近年の経済活動の活発化、国民のライフスタイルの変化に伴い廃棄物の発生量が増加し、その種類も多様化しています。

一方で、最終処分場など廃棄物処理施設の確保も困難となっています。また、不法投棄等の不適正処理が大きな社会問題となるなど、廃棄物処理を取り巻く状況は著しい変化を続けています。

このような背景から、廃棄物処理法は幾度となく改正が行われ、その都度、規制が強化されています。平成15年以降だけでも、廃棄物であることの疑いがある物に対する都道府県等の調査権限の拡充、未遂罪の創設など不法投棄等に係る罰則の強化、緊急時の国の調査権限の創設、廃棄物の収集運搬における目的罪の創設、環境大臣の指示権限の創設、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する罰則の強化等の措置が講じられてきました。

そのほか、優良な業者を選択できるよう平成23年に「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。これにより、産業廃棄物処理業者が許可更新の申請手続きの際に、「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組み」、「財務体質の健全性」等の認定基準に適合することが確認された場合、通常5年の許可の有効期間を7年とする特例を付与することができるようになりました。なお、岐阜市では令和7年3月31日現在、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者は延べ7事業者です。

2 産業廃棄物について

産業廃棄物は、排出事業者自らの処理が原則ですが、その適正処理を確保するために①産業廃棄物処理基準②産業廃棄物委託基準③産業廃棄物保管基準④産業廃棄物処理施設の構造基準⑤産業廃棄物処理施設の維持管理基準がそれぞれ定められており、これらの基準が遵守されるよう指導を行っています。

また、廃棄物処理法を補完するために、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）が施行され、土地所有者による廃棄物の不適正処理に関する監視義務、排出事業者による処理委託の確認義務、廃棄物

処理法により規制されない小規模な焼却施設に対する規制等が設けられています。

（参考：産業廃棄物の併せ処理→42 ページ）

3 法による規制**（１）産業廃棄物処理業の許可**

産業廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行おうとする場合には産業廃棄物処理業の許可が必要になります。

岐阜市においては、平成２３年４月に改正された廃棄物処理法に基づく事務合理化により許可業者数は大幅に減少し令和７年３月３１日現在延べ５５事業者となっています。

令和６年度産業廃棄物処理業の許可申請件数

区分		収集運搬業			処分業				合計
		積替有	積替無	計	中間処理	最終処分	中間・最終	計	
産業廃棄物	新規	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	2	0	2	7	0	0	7	9
	変更	1	0	1	0	0	0	0	1
特別管理 産業廃棄物	新規	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	1	0	1	1	0	0	1	2
	変更	1	0	1	0	0	0	0	1
合 計	新規	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	3	0	3	8	0	0	8	11
	変更	2	0	2	0	0	0	0	2
	計	5	0	5	8	0	0	8	13

産業廃棄物処理業の許可業者数

（令和７年３月３１日現在）

区分	収集運搬業			処分業				計
	積替有	積替無	計	中間処理	最終処分	中間・最終	計	
産業廃棄物	20	0	20	28	0	0	28	48
特別管理産業廃棄物	4	1	5	2	0	0	2	7
合 計	24	1	25	30	0	0	30	55

(2) 産業廃棄物処理施設の設置許可

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、処理する廃棄物が自ら排出するもの又は他人が排出するものを問わず、設置にかかる許可を受ける必要があります。

設置許可申請の審査では、処理施設の構造、維持管理計画及び維持管理能力、生活環境影響等に関する審査を行います。

(3) 基準の遵守

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理基準を遵守して産業廃棄物を処理する義務があります。

また、産業廃棄物処理施設設置者は維持管理基準を遵守する義務があります。

産業廃棄物処理施設の設置状況

(令和7年3月31日現在)

施設名	施設
木くず等の焼却施設	1
木くず・がれき類の破砕施設	15
最終処分場	4
合計	20

立入検査の実施状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
事業場	3,803	4,679	4,344	5,501	4,284
処理業者	336	299	324	239	249
合計	4,139	4,978	4,668	5,740	4,533

(4) 多量排出事業者の義務

廃棄物処理法第12条第9項及び第12条の2第10項の規定により、前年度の産業廃棄物の排出量が1,000t以上又は特別管理産業廃棄物の排出量が50t以上である事業者は、産業廃棄物の減量その他処理に関する計画を作成し提出する義務があります。また、その翌年度、計画の実施状況について報告する義務があります。

受理した計画書及び報告書は、廃棄物処理法第12条第11項及び第12条の2第12項の規定により、岐阜市ホームページにて公表しています。

多量排出事業者に係る計画及び報告の提出状況

計画年度	R2	R3	R4	R5	R6
計画書	41	38	43	41	55
特管計画書	15	14	15	17	14
合計	56	52	58	58	69
実施年度	R1	R2	R3	R4	R5
報告書	40	41	41	47	48
特管報告書	12	15	14	16	16
合計	52	55	55	63	64

(5) 産業廃棄物管理票に係る義務

廃棄物処理法第12条の3第7項により、岐阜市内の事業場において産業廃棄物管理票（通称マニフェスト）を交付した事業者は、その交付等の状況を翌年度の6月30日までに報告する義務があります。また、廃棄物処理法第12条の5第9項により、マニフェスト交付の代わりに電子マニフェスト登録を行った場合は、電子情報処理組織から電子マニフェストの登録等の状況について翌年度の6月30日までに報告を受けています。

これらの報告を集計し、産業廃棄物の処理状況を把握しています。

マニフェスト交付・電子マニフェスト登録の状況

年度		紙	電子	計
R1	事業者総数	771	1,198	1,969
	事業場総数	1,067	1,202	2,269
	交付・登録総数	45,970	66,527	112,497
	委託総量(t)	160,773	180,873	341,646
R2	事業者総数	766	1,279	2,045
	事業場総数	1,043	1,285	2,328
	交付・登録総数	40,685	60,980	101,665
	委託総量(t)	130,494	142,696	273,190
R3	事業者総数	758	1,392	2,150
	事業場総数	1,005	1,389	2,394
	交付・登録総数	41,322	68,573	109,895
	委託総量(t)	143,839	153,760	297,599
R4	事業者総数	762	1,456	2,218
	事業場総数	1,016	1,459	2,475
	交付・登録総数	34,927	77,767	112,694
	委託総量(t)	108,428	185,807	294,235
R5	事業者総数	729	1,426	2,155
	事業場総数	967	1,429	2,396
	交付・登録総数	34,203	77,818	112,021
	委託総量(t)	138,763	214,443	353,206

(6) 条例に関すること

①産業廃棄物処理計画書の作成

条例第17条の規定により、一定規模以上の産業廃棄物排出事業者は、産業廃棄物処理計画書を作成するとともに、産業廃棄物管理責任者を選任し、これを届出しなければなりません。

②県外産業廃棄物の県内搬入の届出

条例第20条の規定により、県外において発生した産業廃棄物を処分するために県内に搬入する者は、あらかじめ届出が必要です。

③小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出

条例第21条の規定により、産業廃棄物の処分を行うために廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設以外の施設を設置しようとする者は、あらかじめ届出が必要です。

④小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

条例第28条の規定により、火床面積0.5㎡以上又は処理能力30kg/時間以上の一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却施設を設置する者は、あらかじめ届出が必要です。

条例関係の届出状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
処理計画書	43	0	7	4	5
県内搬入届	121	136	174	168	152
小規模処理施設	1	0	2	0	0
小規模焼却施設	0	0	0	0	0

(7) 産業廃棄物処分業者の年間取扱実績

産業廃棄物

区分	R3	R4	R5
燃え殻	0	0	0
汚泥	2,689	2,145	2,177
廃油	177	181	165
廃酸	13	10	10
廃アルカリ	33	36	22
廃プラスチック類	8,475	9,314	12,236
紙くず	635	825	652
木くず	57,261	48,029	44,675
繊維くず	500	856	261
動植物性残さ	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0
ゴムくず	0	0	0
金属くず	3,530	3,243	2,996
ガラスくず等	13,103	13,402	12,092
鉱さい	174	154	172
がれき類	107,679	137,427	135,988
動物のふん尿	0	0	0
動物の死体	0	0	0
ばいじん	0	0	0
13号廃棄物	0	0	0
混合廃棄物	6,337	6,291	1,849
合計	200,606	221,913	213,295

(単位：t)

特別管理産業廃棄物

区分	R3	R4	R5
引火性廃油	53	2	59
腐食性廃酸	23	11	19
腐食性廃アルカリ	1	1	4
感染性産業廃棄物	0	0	0
特定有害廃PCB等	0	0	0
特定有害PCB汚染物	0	0	0
特定有害指定下水汚泥	0	0	0
特定有害鉱さい	0	0	0
特定有害廃石綿等	0	0	0
特定有害ばいじん	0	0	0
特定有害燃え殻	0	0	0
特定有害廃油	0	0	0
特定有害汚泥	0	0	0
特定有害廃酸	0	0	0
特定有害廃アルカリ	0	0	0
13号特定有害廃棄物	0	0	0
合計	77	14	82

(単位：t)

1 事案の概要

この事案は、産業廃棄物の中間処理業（破砕及び焼却）を行っていた(株)善商が、産業廃棄物を大量に不法投棄した事案です。

- 不法投棄を行った者 株式会社 善商(昭和62年7月事業開始、平成2年頃から不適正処分)
- 不法投棄現場 岐阜市椿洞1161番地(自社敷地及び隣接する土地)
- 有していた業の許可内容
- ・ 産業廃棄物処分業(中間処理)・・・①破碎(がれき類)②焼却(紙くず、木くず、繊維くず)
 - ・ 産業廃棄物収集運搬業・・・がれき類・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 不法投棄の概要

排出事業者等から、許可を受けた品目以外を含む産業廃棄物を受け入れ、自社敷地及び隣接する土地に不法に投棄し、その上に覆土して整地するという行為を繰り返したため、平成16年3月10日に岐阜県警察による強制捜査が行われました。



2 事案発覚からの対応

(1) 事案解決の3原則

市は、市民の安全・安心の確保を最重点に、「迅速」「情報公開」「行政と市民との協働」を3原則として事案の解決と再発防止に向けて取組を進めました。

対策等を「迅速」に実施しています。

調査の結果や取組状況等を逐一「**情報公開**」しています。

「行政と市民との協働」により
事業を進めています。

- ・原因の究明や今後の対策を検討する委員会を設置し、対応策を策定しました。
- ・廃棄物の性状等の調査を実施しました。
- ・実施計画を策定し、環境大臣の同意を得ました。
- ・実施計画に基づく対策工事を実施しました。

- ・市のホームページに専用サイトを設けて、調査結果や委員会等の内容を公開しています。
- ・市内全ての地区公民館等に資料を配布しました。
- ・広報ぎふ等に随時状況を掲載しています。

- ・対策検討委員会主催の勉強会を開催し、市民の方に参加してもらいました。
- ・地元説明会を開催しました。
- ・対策推進協議会を設置し、委員の方に対策の状況を確認してもらいました。

(2) 各種調査の実施及び対策内容の検討

■事案発覚直後に実施した主な調査

事案の発覚以後、廃棄物の内容やその性状、さらに周辺環境への影響の有無を調査しました。

調査により判明した主な事項

埋め立てられた量	約 1,248,000m ³ (そのうち埋め立てられた廃棄物の推計量 約 753,000m ³)
埋め立てられた廃棄物	建設系産業廃棄物 (木・紙・繊維くず、プラスチック類、金属類、コンクリートくず、土砂等)
廃棄物の内容	木くず等の可燃物 (約 55%)、コンクリートくず等不燃物 (約 30%)、土砂 (約 15%)
周辺環境への影響	これまでの調査からは、周辺の環境汚染が疑われるようなデータは確認されていません。また、有害産業廃棄物 (鉛や六価クロム等 24 項目) は確認されていません。

■廃棄物層内部での発熱状況に係る調査

平成 17 年にボーリング孔から白煙の発生が確認されました。このため、平成 18 年度に埋め立てられた廃棄物内部の温度とガスについて調査しました。

調査により判明した主な事項

温 度	最上部のボーリング孔 1 箇所の廃棄物層の中から約 563.9℃の温度を確認しました。
ダイオキシン類	このボーリング孔から発生しているガスに、170ng-TEQ/m ³ N のダイオキシン類が含まれていることを確認しました。

この結果を受けて

廃棄物層内部での燃焼の消火と生成したダイオキシン類の処理について、各分野の専門家に技術的な面から意見をいただくとともに、対策案を検討するため、

「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る消火等支障除去対策に関する技術専門会議」を設置しました。

会議での検討結果を踏まえ、産業廃棄物特別措置法に基づいて、消火対策やダイオキシン類の処理対策等を定めた特定支障除去等事業実施計画 (以下「実施計画」といいます。) を策定しました。

実施計画を環境省に提出し、平成 20 年 3 月 25 日に環境大臣の同意を得ました。

3 特定支障除去等事業の概要

(1) 生活環境保全上の支障又は支障のおそれ

実施計画では、取り除かなければ生活環境を守っていく上で問題となる事柄 (以下「支障又は支障のおそれ」といいます。) を以下のように定めました。

- 燃焼に伴う崩落や亀裂等によって、ダイオキシン類を含む燃焼ガスが大気中に噴出・飛散するおそれがあること。
- 燃焼区域に雨水等が浸透し、ダイオキシン類を含む汚れた水が周辺環境に流出するおそれがあること。
- 現場内の急勾配の法面が崩落するおそれがあること。

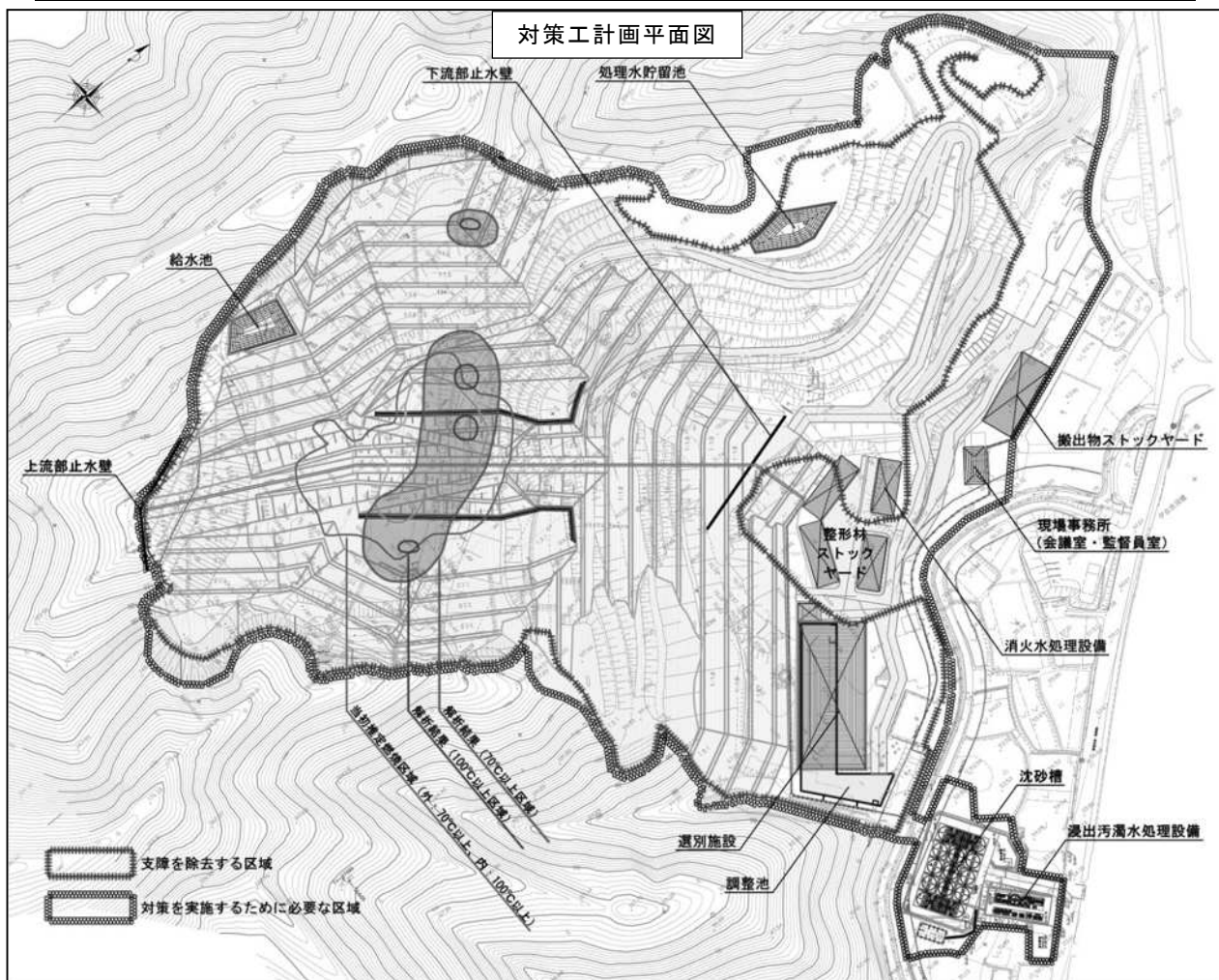
(2) 支障又は支障のおそれの除去方法

実施計画で定めた支障又は支障のおそれは、以下の方法によって取り除きました。

- 燃焼部分を消火する方法は、廃棄物層の中に水を注入する方法によって行うことを基本とする。
- ダイオキシン類の処理は、関係する法律等の基準に基づいて適切に処理する。
- 適切な勾配で法面整形を行う。

(3) 事業の実施範囲

事業の実施範囲	産業廃棄物が不法に投棄された区域	約 90,000m ²
廃棄物の掘削量	燃焼区域とダイオキシン類による汚染の可能性がある区域を適切な勾配で掘削する量	想定対象廃棄物量 約 400,000m ³



注) 図中にある温度区域は、消火対策工事の実施に先立ち、岐阜市及び鴻池・内藤特定建設工事共同企業体が解析した燃焼区域と対策を実施するために必要とした区域です。消火対象範囲は、地中温度 70℃以上の区域としました。また、工事後の現地の形態は、対策工計画時点のものであり、実際の工事完了時のものとは異なりしました。

(4) 対策工事の概要

■現場対策推進協議会

平成 20 年 8 月 29 日、現場において対策工事に着手しました。

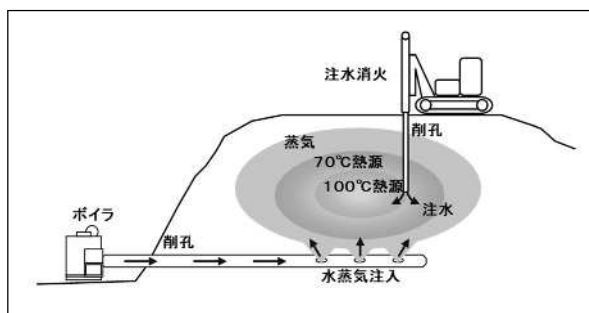
これ以降の工事等については、地元 4 地区の自治会連合会からの推薦委員で構成される現場対策推進協議会で、対策工事の



終了まで、随時、進捗状況を確認していただきながら進めました。

■消火対策工事

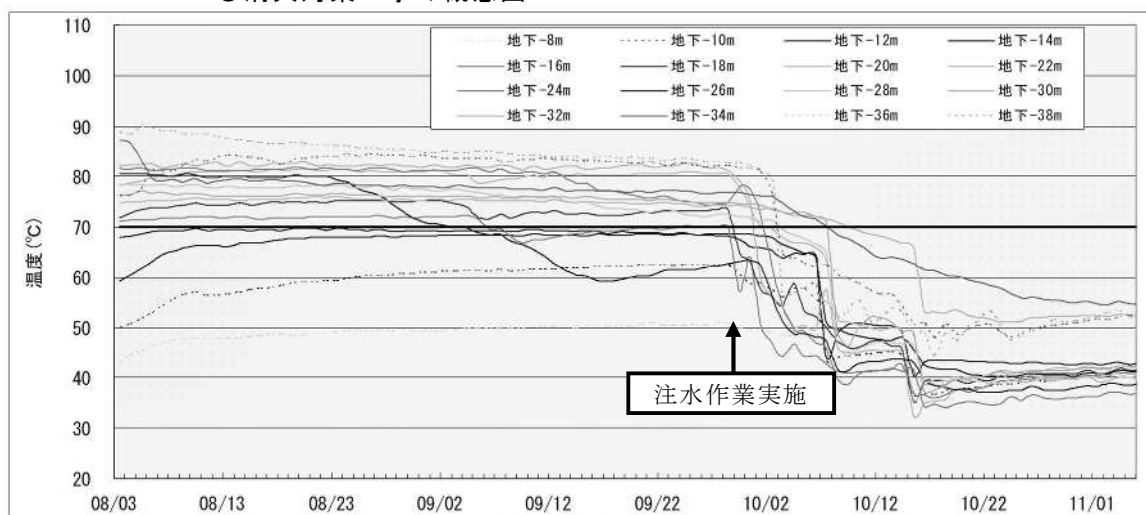
平成 21 年 6 月から消火対策を開始しました。平成 21 年 10 月末には、燃焼区域の温度がすべて 70℃以下となり、消火対策を完了しました。



●消火対策工事の概念図



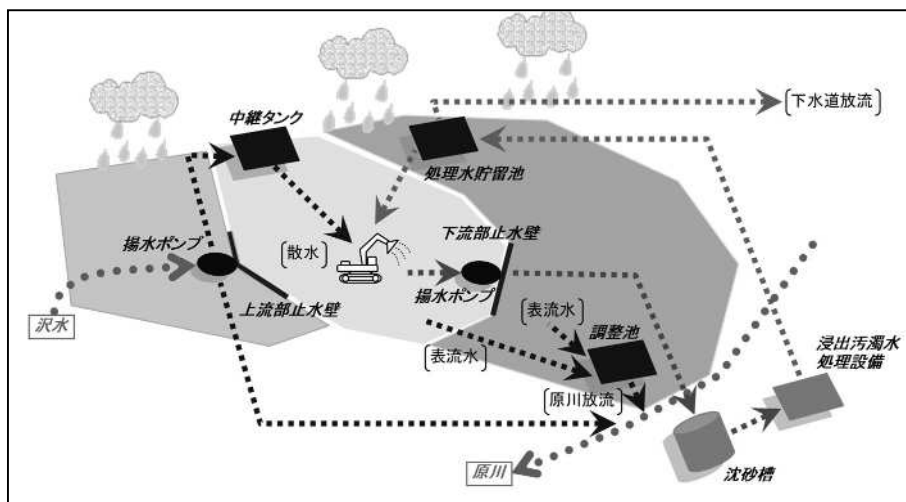
●注水機械(ロータリーパーカッションドリル)



●地中温度変化グラフ

■水処理対策工事

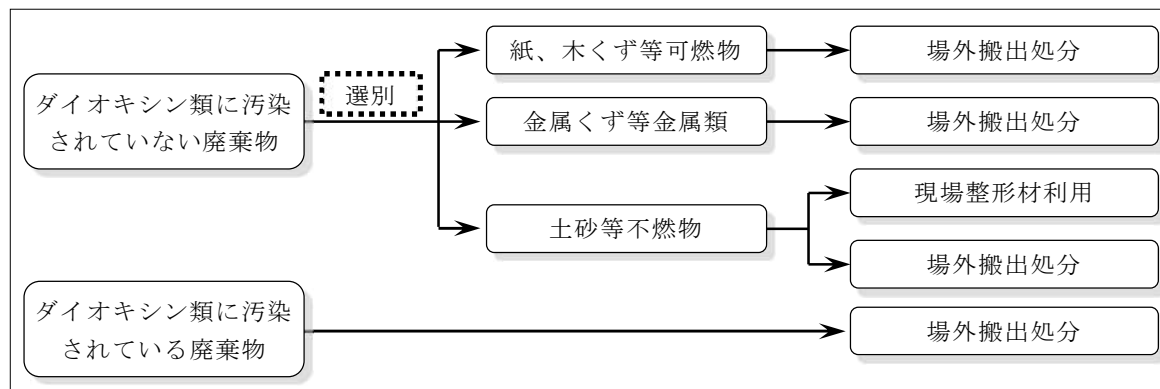
廃棄物層内に浸透した水は、下流部止水壁で汲み上げ、ダイオキシン類の除去等必要な水処理を行った上で下水道に放流しました。



水処理概念図(掘削時)

■廃棄物の処理対策

平成 22 年 1 月から廃棄物の掘削・選別及び搬出作業を開始しました。掘削した廃棄物は、ダイオキシン類による汚染を確認し、汚染状況に応じて法令に基づいて適切に処分・利用しました。場外搬出処分の際には、GPS を利用した廃棄物追跡システムを採用して、第二の不法投棄防止に努めました。



廃棄物処分のフロー図



●掘削状況



●選別状況



●積込状況



●計量状況

■現場の法面整形

廃棄物を掘削した法面は、安定性を検討し、適切な勾配での整形や、選別後の土砂等不燃物により覆土しました。また、既存の切立った崖についても工事中に崩落対策を施しました。

掘削開始直後の現地の様子(平成 22 年 3 月撮影)



工事完了後の現地の様子(平成 25 年 3 月撮影)



(5) 対策工事の完了

平成 20 年に着工した対策工事は、平成 25 年 3 月 15 日に完了しました。なお、特定支障除去等事業については、5 名の専門家による技術評価検討委員会において、「生活環境保全上の支障または支障のおそれは取り除かれた」と評価され、平成 25 年 3 月 21 日に報告書が提出されました。

対策工事と自主撤去等による廃棄物の掘削量・搬出量は以下のとおりとなりました。

区 分	対策工事	自主撤去等	合 計
掘削量	36.7 万 m ³	13.5 万 m ³	50.2 万 m ³
搬出量	17.8 万 t (内訳) 可燃物 177,180t 金属くずなど 1,027t ダスト・汚染物 178t	10.1 万 t	27.9 万 t

また、平成 25 年 6 月 28 日には環境省へ特定支障除去等事業の完了報告書を提出しました。

(6) 対策工事前後の現場状況

事案発覚当初の最上部の状況 (平成 16 年 7 月撮影)



工事完了後の最上部の状況 (平成 25 年 3 月撮影)



(7) 事業費

事業費は、当初約 100 億円と見込んでいましたが、本体工事を総合評価落札方式で契約したこと、また、廃棄物の処分単価が安価であったことやダイオキシン類汚染廃棄物が想定量より少量であったことにより、約 65 億円となりました。

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績
対策工事	4,795	3,627
廃棄物運搬処分委託	4,920	2,696
モニタリングほか	275	200
計	9,990	6,523

4 責任追及と再発防止策

(1) 不法投棄行為者・排出事業者等に対する責任追及

■廃棄物の撤去等

①不法投棄行為者

不法投棄行為者である(株)善商及びニッカン(株)とそれぞれの役員に対して、平成 18 年 4 月 17 日、現存する廃棄物の撤去等を命じる措置命令を発出しました。

②排出事業者等

(株)善商へ廃棄物を持ち込んだ排出事業者のうち、法律に違反していることが明らかな 2 社に対して、持ち込んだ廃棄物の撤去等を命じる措置命令を発出しました。

撤去の状況

	不法投棄行為者	排出事業者	合計
撤去量	1,753 m ³	2,359 m ³	4,112 m ³

■行政代執行に要した費用の請求

①不法投棄行為者

平成 16 年 9 月 28 日以降、順次請求し、所有資産の差押え等により費用の回収に努めています。

②不法投棄行為者の関連会社

不法投棄行為者の関連事業者 4 社に対して、平成 23 年 8 月 12 日以降、順次請求し、所有資産の差押え等により費用の回収に努めています。

③排出事業者等

排出事業者 8 社に対して、平成 23 年 6 月 17 日以降、順次請求し、所有資産の差押え等により費用回収に努めています。

費用請求と回収の状況

	不法投棄行為者	不法投棄行為者の 関連会社	排出事業者	合計 (連帯させて請求※)
請求額	7,229,931,001 円	(内数) 1,672,161,689 円	(内数) 290,134,123 円	7,229,931,001 円
回収額	95,771,877 円	20,127,805 円	58,703,913 円	174,603,595 円

令和 7 年 3 月 31 日現在

※不法投棄行為者の責任の一部を関連会社及び排出事業者に連帯させて請求しています。

■排出事業者等による自主撤去又は金銭拋出

法律に違反していることが明らかでない排出事業者等が、持ち込んだ廃棄物を自主的に撤去することを申し出た場合は、これを認め、撤去させました（平成 23 年 4 月末終了）。

なお、撤去に相当する金銭を拋出することを申し出た場合は、これを認め、拋出金を受け入れました。受け入れた拋出金については、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策基金に積み立て、現場で実施する対策事業に充てました（平成 30 年 3 月末終了）。

自主撤去と金銭拋出の状況

自主撤去		金銭拋出	
事業者数	183 社	納付事業者数	265 社
撤去量	131,092 ㎡※	納付額	103,431,654 円

※自主撤去等による撤去量を拋出金に換算すると約 24 億円に相当します。

（２）行政対応の検証と再発防止策

■行政対応の検証

本事案における行政としての対応についての問題点を明らかにするため、平成 16 年 5 月に第三者による「行政対応検証委員会」を設置し、平成 16 年 11 月に検証結果に基づく報告書が提出されました。

報告書では、不当・違法（可能性が高い）な対応の原因について、次のように指摘されました。

- ①担当者、上司につき公務員としての高い使命感の欠如
- ②法的対応に対する知識・経験が不足していたこと
- ③産廃行政所管部における情報の非共有
- ④資料の保管が杜撰であること
- ⑤産業廃棄物行政の軽視
- ⑥廃棄物行政の非公開性
- ⑦他部局との連携不足、他機関との連携不足

■再発防止策の策定

検証を踏まえて、担当職員個人、担当部署、市役所全体という各段階ごとに再発防止策を定め、継続して取り組んでいます。

○担当職員の危機意識の徹底と知識の向上

- ・各種講習会等への参加による知識の向上
- ・危機管理マニュアル等の周知徹底
- ・各種マニュアル等による客観的な判断基準に基づく対応の徹底

○担当部署の組織体制の強化

- ・産業廃棄物部署に警察官 OB の配置等体制の強化
- ・監視指導マニュアル等に基づく統一的な対応基準の策定
- ・部署間の情報共有システムの構築

○市役所全体での産業廃棄物行政の危機意識の徹底

- ・状況報告や意見交換による市役所全体での問題の把握や危機意識の徹底

○その他

- ・岐阜県、岐阜県警察等関係機関との連携強化
- ・リサイクルの啓発と推進など適正な処理方策の追求
- ・事業者に対する啓発強化

■関係者の処分

検証結果から、本事案における市の行政責任は非常に大きいと判断して、以下の処分を行いました。

H16.12.2 付	減給処分（市長：1/10 を 3 ヶ月、助役：1/10 を 2 ヶ月、収入役：1/10 を 1 ヶ月）
H17.3.29 付	地方公務員法に基づいて、部長 2 名：戒告処分、その他 18 名：訓告処分

5 事業完了後の措置

- 事業完了後、平成 25 年 4 月 1 日には事業実施区域を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、指定区域（廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあるものの区域）として指定しました。これにより、指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者には届出の義務が課せられ、事業実施区域内の無秩序な土地改変を抑制しています。
- 平成 26 年 3 月には、事案発覚以降に市が取り組んだ現場対策や責任追及等について記録した冊子「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案の記録」を発行しました。
- 平成 26 年度には、廃棄物層内に浸透した水を自然流下で水処理設備へ導水するため、下流部止水壁改造工事を実施しました。また、平成 28 年度には、現場内モニタリング調査の規模縮小に伴い、仮設構造物一部撤去工事を実施しました。
- 本事業による周辺環境への影響を把握するため、事業完了後も現場内及び周辺においてモニタリング調査を実施し、その結果を岐阜市のホームページで公表しています。なお、現場内でのモニタリング調査については、事業完了後 5 年間異常を示すことなく、安定した状態が継続していたことから、地元の岐阜市北部地区環境推進協議会及び専門家である廃棄物対策アドバイザーの了承を得て、平成 29 年度末をもって終了しました。
- 平成 30 年度には水処理設備や処理水貯留池などの仮設構造物撤去工事を実施しました。これにより現場内での対策事業（行政代執行）は完了しました。
- 令和 6 年度も周辺環境モニタリング調査を継続して実施しました。今後も、当分の間本調査を継続するとともに、この機会を通じて巡回を行うなど、再発防止に向けた監視を行います。

岐阜市の公式 Web サイト <https://www.city.gifu.lg.jp/>

岐阜市の例規集 Web サイト http://www1.g-reiki.net/gifu/reiki_menu.html

岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ◆昭和 47 年 04 月 01 日 条例第 12 号

岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 ◆昭和 52 年 10 月 01 日 規則第 26 号

岐阜市リサイクルプラザ条例 ◆平成 09 年 12 月 19 日 条例第 42 号

岐阜市リサイクルプラザ条例施行規則 ◆平成 09 年 12 月 19 日 規則第 59 号

岐阜市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
◆昭和 60 年 09 月 30 日 条例第 35 号

岐阜市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
◆昭和 60 年 09 月 30 日 規則第 49 号

岐阜市浄化槽法施行細則 ◆昭和 60 年 09 月 30 日 規則第 50 号

岐阜市余熱利用施設条例 ◆平成 07 年 03 月 29 日 条例第 16 号

岐阜市余熱利用施設条例施行規則 ◆平成 07 年 09 月 29 日 規則第 56 号

岐阜市リフレ芥見条例 ◆平成 18 年 09 月 29 日 条例第 63 号

岐阜市リフレ芥見条例施行規則 ◆平成 18 年 09 月 29 日 規則第 87 号

岐阜市まちを美しくする条例 ◆平成 11 年 03 月 30 日 条例第 15 号

岐阜市まちを美しくする条例施行規則 ◆平成 11 年 03 月 30 日 規則第 36 号

岐阜羽島衛生施設組合理約 ◆昭和 36 年 05 月 22 日 議決

岐阜羽島衛生センター条例(※) ◆昭和 40 年 04 月 01 日 条例第 1 号

岐阜羽島衛生センター条例施行規則(※) ◆昭和 41 年 04 月 01 日 規則第 2 号

※岐阜羽島衛生施設組合の例規

□廃棄物処理事業のあゆみ

年	月	ごみ処理		し尿処理	
		収集業務	処理施設	収集業務	処理施設
昭 19	3		祈年町焼却場完成 固定炉10t/日		
20	8	市直営でのごみ収集を開始			
27	4			リヤカー(樽8個積)での収集を開始 し尿処理手数料無料	
	12		祈年町焼却場増設 固定炉30t/日 計40 t/日		
29	10			小型バキューム車(1.8kl)3台、大型バキューム車(4.5kl)2台を購入し、機械化収集開始 し尿処理手数料制を導入 従量制10円/18ℓ	
30	4	三輪自動車1台導入 手引車46台			
32				し尿処理業務の一部を委託化(中部衛生(株)) し尿収集基地を祈年町に設置	
33	4	大型四輪車2台導入	祈年町焼却場増設 固定炉30t/日 計70t/日		
35	6		折立焼却場増設 固定炉20t/日		
37	2		折立焼却場増設 固定炉40t/日 計60t/日		
38	11			衛生センター投入開始	衛生センターし尿処理施設完成 嫌気性消化方式 66kl/日
40	2		衛生センターごみ焼却場完成 機械化バッチ炉100t/日 岐阜市分75t/日		
	5	機械車(フルパッカー)2台導入			
	6		祈年町焼却場廃炉 19年式10t/日 27年式30t/日 計40t/日		
41	12			し尿処理手数料人員割による 定額手数料制を導入 定額制25円/1人1回 従量制10円/18ℓ	
42	3	普通ごみ市中心部での週1回の収集を開始			
	7			し尿収集基地を祈年町から折立に移転	
43	4	収集手引車5台廃止 ～機械化			

□廃棄物処理事業のあゆみ

年	月	ごみ処理		し尿処理	
		収集業務	処理施設	収集業務	処理施設
44	4	がらくた追放運動(粗大ごみ収集)			
	11	袋類収集を一部地域で実験実施			
45	4		老洞焼却場完成 連続機械炉300t/日 祈年町焼却場閉鎖 固定炉30t/日		
	11				衛生センターし尿処理施設 34kℓ/増設 計100kℓ/日
46	4	清掃事務所別収集区域確立		し尿収集基地の名称を折立第二清掃事務所とし、所長を配置	
	10	袋類収集を全市で実施 許可業者収集を導入 ごみ収集手数料の無料化			寺田プラント都市計画決定 (10月13日 岐阜市告示第193号 1.3ha)
47	1	普通ごみ全市域の27.5%で週2回収集実施			寺田プラント工事着手
	4			し尿処理手数料改正 定額制35円/1人1回 従量制15円/18ℓ	4～11 工事期間中し尿海洋 投棄のため、桑名・津島へ大 型バキューム車(10kℓ)にて1 日2回搬送
	5	粗大ごみ年2回収集実施			
	10	普通ごみ全市域の85%で週2回収集実施			
	11			寺田プラントへし尿投入開始 長良川以北を直営、南を委託と して収集区域を編成替え	寺田プラント運転開始(11.13) 湿式酸化方式 300kℓ/日
48	1				寺田プラント都市計画変更 (1月19日 岐阜市告示第7 号 1.3ha)
	3		衛生センターごみ焼却場 増設20t/日 計120t		寺田プラント完成
	4	粗大ごみ年3回収集実施			
	10	普通ごみ全市域で週2回収集実施			
50	3		老洞焼却場電気集じん設備設置 衛生センター ごみ焼却場消煙装置設置(二次 燃焼バーナー)		
	11		掛洞プラント都市計画決定 (11月21日 岐阜市告示第169号 4.2ha)		
51	3		老洞焼却場汚水処理設備完成		
	4			し尿処理手数料改正 定額制100円/1人1回 従量制50円/18ℓ	
52	4			収集世帯の管理、し尿処理手数料納付業務を電算化	

□廃棄物処理事業のあゆみ

年	月	ごみ処理		し尿処理	
		収集業務	処理施設	収集業務	処理施設
54	3		掛洞プラント完成 連続機械炉300t/日 破碎機100t/5h 折立焼却場閉鎖 固定炉20t/日、40t/日 佐野最終処分場完成 容量126,227m ³ 阿原沖最終処分場完成 容量117,000m ³		
55	1				事務所内に70kℓの貯留槽を設置し集中投入 木田5丁目に木田第二清掃事務所を建設し、折立から移転
	3		木田清掃事務所完成		
	4			し尿処理手数料改正 定額制130円/1人1回 従量制65円/18ℓ	
56	1	ビン・カン分離収集実験調査実施			
	3				衛生センターし尿処理施設改築 ... 好気性消化方式 100kℓ/日
	4				木田第二清掃事務所を木田第二環境事務所に改称
	9		余熱利用施設「掛洞苑(憩の家)」開設(掛洞プラント所管)		
57	3				衛生センターし尿処理施設撤去
	4			し尿処理手数料改正 定額制160円/1人1回 従量制80円/18ℓ	
58	4	資源分別回収事業開始			
59	3		衛生センター 排ガス処理設備改良 乾式集じん+湿式集じん(マルチサイクロン+洗煙シャワー) 消煙装置撤去		
	4			し尿処理手数料改正 定額制200円/1人1回 従量制100円/18ℓ	
	7				寺田プラント都市計画変更 (7月30日 岐阜市告示第74号 1.57ha)
60	3		衛生センター 東側(70t)炉灰出し設備改良 振動ロストル+チェーンコンベヤ機械化パッチ式		
	7	廃乾電池分別回収開始	衛生センターへの岐阜市分を60t/日に変更		

□廃棄物処理事業のあゆみ

年	月	ごみ処理		し尿処理	
		収集業務	処理施設	収集業務	処理施設
61	3		奥最終処分場完成 容量158,000m ³ 衛生センター 西側(50t)炉灰出し設備改良 振動ロストル+チェーンコンベ ヤ機械化バッチ式		
62	3		奥資源化センター完成 20t/日		
	4	ビン・カン分別収集開始			
	6		佐野最終処分場埋立完了		
63	4			し尿等の海洋投棄処分開始	
平 2	4	資源分別回収事業実施団体 奨励金制度の変更(実施回数 制→回収重量制)	阿原沖最終処分場増設 容量163,000m ³		
	6	生ごみ自家用処理容器(コンボ スト)購入費補助金交付制度の 導入			
3	2		阿原沖最終処分場増設汚 水処理施設完成		
	7	ごみ減量対策推進協議会発足	東部クリーンセンター都市計画決定 (7月20日 岐阜市告示第66 号 7.54ha)		
	12		衛生センター 都市計画決定(12月26日 岐 阜市告示第152号 0.62ha)		
4	4	リサイクル推進室設置			
	6	岐阜市環境推進委員委嘱開 始(以降2年毎に委嘱)			
	9	廃蛍光管分別回収開始			
	10	ごみ減量・リサイクル推進協力 店募集			
5	5	生ごみ有機肥料化促進(ボカ シ)補助金交付制度の導入			
6	4			し尿処理手数料改正、臨時収 集加算金導入 定額制280円/1人1回 従量制140円/18ℓ 臨時収集加算金1,000円/回	
7	3		北野阿原一般廃棄物最終処 分場完成 容量283,400m ³ 衛生センターごみ処理施設改 築 全連続燃焼式流動床炉 180t/24h(60t/24h×3炉)		
	8		余熱利用施設「掛洞苑(憩の 家)」閉鎖(掛洞プラント所管)		
	10		余熱利用施設「プラザ掛洞」開 設(掛洞プラント所管)		

□廃棄物処理事業のあゆみ

年	月	ごみ処理		し尿処理	
		収集業務	処理施設	収集業務	処理施設
8	3		木田一・二環境事務所完成 衛生施設組合旧ごみ処理施設 撤去		木田5丁目に合同事務所を 建設し、名称を木田一・二環 境事務所に改称 木田貯留槽を廃止
	4	普通ごみ収集運搬業務を一部 民間委託	リサイクルまんが館開設(掛洞 苑「憩の家」を改修)(掛洞プラ ント所管)		
9	3		奥最終処分場埋立完了		衛生センター し尿処理場処理方式変更 改造型脱窒素処理方式 100kℓ/日
	4	ビン・カン分別収集にペットボト ルを追加、週一回の収集を開 始	リサイクルセンター稼働開始		
10	2	イエローカード制度導入			
	3		阿原沖最終処分場埋立完了		
	4	リサイクル推進室廃止し、リサイ クル推進課を設置	東部クリーンセンター稼働開始 旋回流型流動床炉 450t/日 粗大60t/5h 芥見リサイクルプラザ開設		
	5	電気式家庭用生ごみ処理機購 入補助金交付制度の導入			
	6		奥最終処分場 フィールドかけぼら(多目的グラ ウンド)として整備		
	10	粗大ごみ収集を戸別有料収集 に変更			
11	1		掛洞プラント 排ガス高度処理施設整備工事 完成150t/日 2号炉休止		
	3		衛生センター 旧ごみ処理施設跡地整備多目 的運動広場		
	4	祈年町環境事務所を廃止 老洞環境事務所、木田一・二 環境事務所の2事務所体制で 収集開始 普通ごみ収集運搬業務の民間 委託割合増加 岐阜市不法投棄監視モニター 委嘱(30人) 不法投棄110番開設			
	10				衛生センター 脱臭方式変更 充填式脱臭塔

□廃棄物処理事業のあゆみ

年	月	ごみ処理		し尿処理	
		収集業務	処理施設	収集業務	処理施設
12	4	普通ごみ収集を透明袋、半透明袋での収集に変更		し尿処理手数料改正、臨時収集加算金改正 定額制320円/1人1回 従量制160円/18ℓ 臨時収集加算金1,200円/回	
13	4	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行 岐阜市不法投棄監視モニター委嘱(54人)		中継業務廃止により中継貯留槽を使用中止	
	6	郵便局と不法投棄の情報提供に関する覚書締結			
14	3	天然ガス(CNG)燃料・LPガス燃料車導入			
	4		衛生施設組合に羽島市が加入し、「岐阜羽島衛生施設組合」に改称		
	5	森林組合と不法投棄の情報に関する覚書締結			
	12	普通ごみの祝日収集を開始	掛洞プラントに山県郡二町一村(現山県市)のごみ受入れ開始 阿原沖最終処分場 フィールド西山(多目的グラウンド)として整備		
15	2	LPガス燃料車(2台)導入			
	5	収集車等の昼間ライト点灯実施			
	6	再生廃食用油によるバイオ(BDF)燃料車(1台)導入			
	9	不法投棄監視システム(監視カメラ)導入			
	10	「資源有効促進法」に基づくメーカーによる家庭系パソコンの回収・リサイクル開始			
16	10	家庭系廃食用油・発泡スチロールの拠点収集開始			
17	3			し尿等の海洋投棄処分中止	寺田プラント改造工事完成(3.15) 固液分離処理方式 浄化槽汚泥 120kl/日 南部貯留槽を農林振興部へ返還
18	1	柳津町と合併 カン、ビン・ペットボトル祝日収集開始		柳津町と合併 柳津町は許可業者が収集	

□廃棄物処理事業のあゆみ

年	月	ごみ処理		し尿処理	
		収集業務	処理施設	収集業務	処理施設
18	4	東部粗大ごみ自己搬入施設稼働開始			
19	3		リフレ芥見開設(東部クリーンセンター所管) 掛洞プラントごみクレーン自動化工事完成(1号機)		
	4	南部環境事務所設置 粗大ごみ戸別収集を20点/回(がれき等200kg)までに変更			
	7				祈年町し尿貯留槽解体工事完了
20	4	木田一・二環境事務所を木田環境事務所に名称変更 ペットボトルキャップ拠点収集開始 粗大ごみ戸別収集、収集1回あたり20点までに(がれき等は200kgまでに追加)		木田一・二環境事務所を木田環境事務所に名称変更	
21	4	旧柳津町の粗大ごみ処理方法 岐阜地域に統一 南部粗大ごみ自己搬入施設稼働開始			
	11		掛洞プラントへの山県市のごみ受入れ終了		
22	4			旧柳津町の収集業務を委託	
	6	粗大ごみ処理料金の改定			
23	1				寺田プラント都市計画変更 (1月14日 岐阜市告示第471号 1.3ha)
	2	使用済インクカートリッジ拠点収集開始			
	3		大杉一般廃棄物最終処分場完成 容量270,000m ³ 衛生施設組合ごみ焼却場稼働5年延長で合意		
24	4	北西部粗大ごみ自己搬入施設稼働開始			
	6		北野阿原一般廃棄物最終処分場埋立完了		
	12		東部クリーンセンター基幹的設備改良工事に着手		

□廃棄物処理事業のあゆみ

年	月	ごみ処理		し尿処理	
		収集業務	処理施設	収集業務	処理施設
25	4		掛洞プラント夜間運転管理業務委託開始		
	8		掛洞プラント基幹的設備改良工事に着手		
26	3		リサイクルセンター ペットボトルの処理能力向上工事完了 (4t/日→5t/日)		
	6		北野阿原一般廃棄物最終処分場 大規模太陽光発電所発電開始		
	8	小型家電リサイクル拠点収集開始			
	9				寺田プラント浄化槽汚泥処理施設改造工事に着手
27	3		掛洞プラント基幹的設備改良工事完了		
	10				寺田プラント浄化槽汚泥処理施設改造工事完了 (処理能力:120kL/日→160kL/日)
28	1	小型家電リサイクル対象品目を16品目から28品目に拡大			
	3		東部クリーンセンター基幹的設備改良工事完了 衛生センターごみ処理施設の稼働を停止		
	10		掛洞プラント運転管理業務委託開始(全面委託)		
29	4	毎月1回各地区の廃食用油・発泡スチロール等回収時において、小型家電リサイクル対象品目の収集を開始			
30	10		東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設復旧工事に着手		
	11		衛生センターごみ処理施設解体工事着手		
31	3		リサイクルまんが館閉館		
令元	10	粗大ごみ処理料金の改定		し尿処理手数料(臨時収集加算金)改正 1,250円/回	
2	4	カン収集の民間委託開始 ビン・ペットボトルの分別排出開始			

□廃棄物処理事業のあゆみ

年	月	ごみ処理		し尿処理	
		収集業務	処理施設	収集業務	処理施設
3	3		東部クリーンセンター粗大ごみ 処理施設復旧工事完了 (処理能力:60t/5h→30t/5h)		
	6		衛生センターごみ処理施設 解体工事完了		
4	4	プラスチック製容器包装の収集 開始	新リサイクルセンター稼働開始		
5	9		東部クリーンセンター家電リサ イクルステーション建設工事完 了		
6	3		旧リサイクルセンター解体工事 完了		

令和7年度版廃棄物処理事業概要

(令和6年度実績)

令和7年9月 発行

編集・発行 岐阜市環境部環境政策課

〒500-8701

岐阜市司町 40 番地 1

岐阜市役所 14 階

TEL 058-214-2175